

官報

号外

平成二十四年五月八日

○第百八十回 衆議院会議録 第十八号

平成二十四年五月八日(火曜日)

午後一時 本会議

○本日の会議に付した案件

郵政改革に関する特別委員会を廃止するの件
(議長発議)

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出)及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議

○議長(横路孝弘君) これより会議を開きます。

特別委員会廃止の件

○議長(横路孝弘君) お諮りいたします。

さきに設置いたしました郵政改革に関する特別委員会は、廃止いたしたいと存じます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

よって、そのとおり決まりました。

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出)及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(横路孝弘君)

この際、内閣提出、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。厚生労働大臣小宮山洋子さん。

(國務大臣小宮山洋子君登壇)

○國務大臣(小宮山洋子君) 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案と被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を説明いたします。

まず、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案について説明いたします。

国民年金制度の創設から五十年が経過し、少子高齢化の進展、産業構造の変化、近年の非正規労働者の増加等、公的年金制度を取り巻く社会や経済の状況が大きく異なっております。

このような変化に対応し、公的年金制度を、信頼され、将来にわたって持続可能なものとしていくためには、年金の最低保障機能の強化を図るとともに、働く意欲を抑制しない、働き方に中立的な制度としていく必要があり、こうした観点から、現行の公的年金制度の見直しを行うことが必要です。

特に、公的年金制度を将来にわたって持続可能なものとしていくためには、基礎年金の国庫負担割合二分の一の維持と恒久化が不可欠であり、税制の抜本的な改革により、安定した財源を確保して基礎年金の国庫負担割合を二分の一とする必要があります。

このような状況を踏まえ、現在の公的年金制度の機能強化等を図るため、この法律案を提出しました。

以下、この法律案の主な内容について説明いたします。

資格期間を二十五年から十年に短縮するとともに、所得に関する一定の基準に該当する受給権者は、老齢基礎年金、障害基礎年金等の額の加算を請求できるようにすることとしています。

この措置の導入とあわせて、所得が一定の基準を上回る受給権者の老齢基礎年金について、その額の二分の一を上限に、支給を停止する措置を設けることにしています。

また、遺族基礎年金について、父子家庭にも支給することとしています。

第二に、公的年金制度を将来にわたって持続可能なものとしていくため、安定した財源を確保して基礎年金の国庫負担割合を二分の一とする年度を平成二十六年度と定めるとともに、平成二十四年度の基礎年金の国庫負担割合を二分の一とするための差額分等として発行される国債の償還期間や手続等を定めることにしています。

第三に、厚生年金保険と健康保険の被保険者の範囲を拡大することとし、一週間の所定労働時間が二十時間以上であり、かつ、報酬の月額が七万八千円以上である等の一定の要件に該当する短時間労働者についても、従業員が常時五百人以下の事業主に使用される者を除き、その被保険者とするにしています。

第四に、産前産後休業を取得する被保険者については、申し出により、厚生年金保険と健康保険の保険料を免除する等の措置を講ずることとしています。

第五に、こうした見直しについて、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法等についても同様の改正をすることとしています。

最後に、この法律の施行期日は、一部を除き、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的

な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律による消費税の第二段階目の引き上げの日に当たる、平成二十七年十月一日としています。

以上が、この法律案の趣旨です。

次に、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案について説明いたします。

被用者年金制度の一元化について、多様な生き方や働き方に公平な社会保障制度を目指す平成二十四年二月十七日の閣議決定、社会保障・税一体改革大綱に基づき、公的年金制度の一元化を展望しつつ、年金財政の範囲を拡大して制度の安定性を高めるとともに、民間被用者、公務員を通じて、将来に向けて、同一の報酬であれば同一の保険料を負担し、同一の公的年金給付を受けるという公平性を確保するため、厚生年金と三つの共済年金に分かれていた被用者年金各制度を厚生年金制度に統一することを柱とし、所要の措置を講ずるため、この法律案を提出しました。

以下、この法律案の主な内容について説明いたします。

第一に、厚生年金の被保険者の範囲を拡大して公務員と私学教職員を適用対象とし、各共済組合法で、共済年金に関する規定の削除等の所要の規定の整備を行うことにしています。また、共済年金にあった遺族年金の転給制度を廃止する等の官民格差の解消を行い、加えて、加給年金等について、民間企業の期間と公務員等の期間を通算して加算することとしています。

第二に、保険料率について、平成二十七年から公務員と私学教職員の保険料率の段階的引き上げを法律に位置づけた上で、公務員については平成三十年、私学教職員については平成三十九年に、

厚生年金の保険料率の上限である一八・三％に統一することとしています。

また、民間被用者や公務員等を含む厚生年金制度全体の負担と給付の状況を、年金特別会計厚生年金勘定に取りまとめて計上することとしています。

第三に、事務処理を効率的に行うため、共済組合等や私学事業団も厚生年金事務の実施機関として活用することとしています。

また、共通財源である積立金に関する管理運用の基本的な指針の策定や、運用状況の公表、評価等は、厚生労働大臣が案を作成し、各大臣と協力して行うことにしています。

第四に、共済年金にある公的年金としての職域部分は、この法律案により、廃止することとしています。一方、附則で、廃止後の新たな年金については、平成二十四年中に検討を行い、その結果に基づいて、別に法律で定めるところにより、職域部分の廃止と同時に設けることにしています。

第五に、国民負担を抑制する観点から、税負担による追加費用を減額するため、恩給期間に係る給付について、二七％引き下げることとしています。ただし、財産権への配慮から、給付額に対する引き下げ割合の上限を一割とし、二百三十万円を下回る減額はしないといった措置を講ずることにしています。

以上のほか、関係する法律の改正について所要の措置を行うことにしています。

最後に、この法律の施行期日は、平成二十七年十月一日としています。また、追加費用等の減額については、公布の日から起算して一年を超えない範囲で、政令で定める日としています。

以上、二つの法案の趣旨について説明いたします。

御審議の上、速やかに可決していただくことをお願いいたします。（拍手）

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案（内閣提出）及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出）の趣旨説明に対する質疑

○議長（横路孝弘君） ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。長妻昭君。

〔長妻昭君登壇〕

○長妻昭君 民主党の長妻昭でございます。

さきの日曜日、茨城県、栃木県で発生した竜巻や突風で被害を受け、お亡くなりになられた方には心よりお悔やみを申し上げ、けがをされた方には心よりお見舞いを申し上げます。

私は、民主党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました公的年金の財政基盤と最低保障機能強化及び被用者年金一元化を図る年金二法案について質問します。（拍手）

日本社会が激変しています。一億総中流は、もはや過去のものとなりました。

日本は、このままでは、二〇五〇年前後に人口一億人を切ります。急激な人口減少社会となり、二〇〇五年から人口減少に転じ、現在、一日当たり三百四十四人の人口が減っております。

十五歳から六十四歳の生産年齢人口、いわゆる現役世代も、二〇一〇年の八千四百七十三万人から、五十年後の二〇六〇年には四千四百十八万人となり、半減します。支え手が激減し、肩車社会と言われる、現役一人が六十五歳以上の高齢者約

一人を支える時代となったとき、現在の社会システムや働き方のままでは、現役世代は潰れてしまいます。

現在、日本では、百歳以上の方は四万八千人いらっしゃいます。平均余命で見ると、現在五十歳の方は、男性八十一・五歳、女性八十七・六歳まで寿命があります。人生九十年時代に社会システムが十分対応できておりません。

地縁、血縁、社縁が薄れ、孤立化も進展をしております。

現在のまま推移すると、二十年后には、男性の三人に一人は生涯結婚をいたしません。家族が当たり前でない時代がやってまいります。二〇一〇年には、ひとり暮らし世帯が三割を超え、最も多い世帯となり、これまで最も多かった家族連れ世帯は三割を切りました。現在、離婚は三組に一組で、このままでは、二十年后には、子供のいる世帯のうち三世帯に一世帯は一人親になる見込みです。

格差も拡大をしております。

所得の格差を示す指標の一つである相対的貧困率は、OECDが統計をとり始めた一九八五年に日本は一二・二％だったものが、最新統計の二〇〇九年では一六％に上昇し、G7では、米国に次いで高い国となっております。

非正規雇用が被用者の中で四割近くまで上昇し、厚生労働省の調査では、六年以内の結婚率も、倍、正規雇用の方が高いという結婚格差を示す結果も出ています。

少子高齢化のみならず、孤立、格差が日本社会に重くのしかかっています。

社会保障は、現時点でも既に年間給付費が百兆円を超えました。サビビス水準を現行のままでも、高齢者の増加に伴って、国の税金だけで毎年

約一兆円ずつ支出がふえていくという、自然増という重荷も背負っております。

日本の中位数年齢は四十五歳で、先進国で最も高齢です。熟年国家日本として、さらに強く押し寄せるグローバル化の波と相まった社会の激変に対応するためには、あらゆる社会システムの大きく変革する必要があります。先進国最速で少子高齢社会が進む日本が、世界の手本にもなる持続可能な新しい社会システム、少子高齢社会の日本モデルを打ち立てることが必要です。

残念ながら、日本は、これまで、少子化対策は先進国の中でも後手後手に回っていました。政権交代後、保育サービスの定員を毎年五万人ずつふやす五カ年計画や、中学生までの手当創設などを始めました。これら少子化対策については、後日の趣旨説明、質疑に譲ります。

新しい日本モデルでは、地域におおむね中学校区単位で新しい地縁とでもいうべきネットワークをつくり、行政メニューを住民が選び、参加も可能とするいわゆる共助増や、社会的起業も含めた徹底したベンチャー支援を進める起業増もポイントとなると考えます。

政府は、どのような社会システムの変革を目指していますか。野田総理より御説明をお願いします。また、高齢化に合わせて社会システムを再構築するための学問、ジェロントロジーを積極的に取り入れる必要があると考えますが、小宮山厚生労働大臣、いかがでございますか。

EUは、ことし二〇一二年をアクティブエイジング元年として、高齢化社会への対応を見直し、若者が高齢者を支えるという従来型から脱し、ともに支え合う社会へのパラダイムシフトを目指すとしています。日本でも、同様の文脈に今回の社会保障と税の一体改革は位置づけられます。

社会保障と税の一体改革における一連の社会保障改革は、三つの狙いがあると考えております。

一つは、子育て支援を初めとする人生前半の社会保障、もう一つは、格差是正、最後に、中学校区ごとに見守りの新しい地縁を構築する、在宅福祉の強化です。

この三つとそれぞれに、今回の社会保障改革の内容を小宮山大臣より御説明願います。今回議題となっている年金二法案は、年金格差是正法とも呼ぶべき内容です。

格差対策は日本にとって大きな課題です。米国、中国を初めとする主要国も格差の拡大を国家のリスク要因として捉えるようになっており、格差を一定以内に抑えることが社会全体のリスクとコストを下げるという実証研究も発表されております。

例えば、イギリスで研究結果の書籍がベストセラーになった、疫学者であるリチャード・ウィルキンソン氏の格差研究では、格差拡大と、犯罪増加、子供の学力低下、精神疾患増加などは相関関係があるとされています。

私は、民主党政権は、格差対策は社会全体の利益になるという考えのもと、格差対策に正面から取り組んでいる政権であると自負をしております。

これまで、社会保障は経済成長のお荷物であり、経済成長と社会保障は一方を重視すれば他方が犠牲になるトレードオフの関係にあるとの考え方もありました。しかし、私は、適正な社会保障の整備は、むしろ経済成長の基盤をつくるものであると考えております。

この考え方に対する野田総理の御所見をお伺いします。

また、政権交代後の社会保障の具体的実績について、小宮山大臣にお伺いをいたします。

政権交代後、社会保障でもマニフェストが実現できていない部分があり、次期総選挙前にきちんと総括をして、国民の皆様には謝罪すべきところは謝罪しなければなりません。

ただ、これまでの実績については説明をする必要があります。

例えば、医療崩壊を食い止め、非正規雇用者推計二百二十万人を雇用保険に加入させ、最低賃金を大幅に増加させ、年金記録を一千二百七十四万人回復し、生涯額で一・六兆円の年金を取り戻し、母子加算、父子手当を実現したなどなどです。

これらも含む実績について、わかりやすく説明を願います。

EUでは、向こう十年間の経済成長戦略を定めたヨーロッパ二〇二〇の中で、二〇二〇年に達成すべき貧困、格差対策の数値目標をEU各国が定めています。イギリスは子供がいる世帯の相対的貧困率一〇％未満の達成、イタリアは貧困者二百二十万人減少、ドイツは長期失業者二〇％減少などです。

しかし、日本には格差対策の数値目標がありません。日本でも実現可能性のある数値目標を定めるべきと考えますが、岡田大臣、いかがでございますか。

格差の年金、今回の議題となっている年金二法案は、三つの老後格差を是正するものであります。三つの老後格差とは、所得格差、官民格差、非正規格差です。

生活保護受給者に占める六十歳以上の比率は高まり、二〇〇六年には初めて半数を超え、二〇〇九年には八十七万人となり、この十年間で倍増いたしました。生活保護受給者の急激な高齢化です。

年金受給年齢に達する六十五歳以上の生活保護受給者を見ると、無年金者が三十七万人、年金受給者三十二万人です。

これは、年金の最低保障機能が弱く、無年金者や低年金者など大きな年金格差が存在することも要因であると考えますが、小宮山大臣の御所見をお伺いします。

また、本法案にある三つの老後格差を是正するポイントも、三つの格差それぞれごとに、小宮山大臣より説明願います。

私は、年金の最低保障機能を強化しなければ、将来、高齢者の生活保護受給者が急増するのではないかと強い危機感を持っております。生活保護は、職についていただき、自立を促す制度であるため、新しい職につくのが困難な高齢者は、本来は年金でしっかり支えることが重要であります。

高齢者が生活保護から脱却することが困難なことに、実証数字を年代別の生活保護脱却率として、小宮山大臣よりお示しください。

総合研究開発機構の調査によると、現在三十五歳から四十四歳である就職氷河期世代が六十五歳になると、十年前の世代より生活保護を受ける人が七十七万人ふえ、その世代が亡くなるまでに受ける生活保護費は最大九・三兆円必要になるとあります。

政府自身も詳細な生活保護の将来推計を出すべきと考えますが、小宮山大臣、いかがですか。

さらに、最低保障機能の強化を狙いとする民主党の新しい年金制度についてお尋ねいたします。

最低月額七万円を保障する最低保障年金創設、どんな職業についても変わらない一つの年金制度

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対す

を実現する年金の一元化、それぞれの表現についての野田総理の決意と、今回の議題となっている法案との関係についてお聞かせください。

政府は、年金制度改革検討調査として、国民年金も含む年金一元化の実現に資する、自営業も含む大規模所得調査を実施しております。その調査の概要と発表見込み時期を、小宮山大臣よりお教えください。

二〇〇九年はおおむね五年ごとに実施される公的年金の財政検証がありましたが、財政検証の就業率や賃金上昇率、運用利回りなどが過大ではないのかとの批判があります。政府として、新しい年金制度の議論と同時に、かたい前提を置いた上で年金財政の検証をする必要があると考えますが、小宮山大臣、いかがですか。

また、運用収入を除けば、予想を上回る積立金の取り崩しが続いていると思いますが、前回の財政検証からの予想を上回った取り崩しの原因と、予想との差額をお教えください。

日本国民が惨めな老後を過ごさないためにも、今後の年金のあり方や年金財政の検証方法を与野党で協議することの必要性は、多くの国民や議員も共有することだと考えております。年金制度改革をなし遂げたスウェーデンでは、超党派の年金協議会を設置して、途中、政権交代を経て、七年かかって法案を成立させました。

日本でも、政権交代可能な政治体制ができた以上、政局抜きで、与野党の年金協議会を設置して、年金財政の検証方法も含めた議論を進め、合意を図っていかねばなりません。政権交代のたびに年金制度が変わることは許されないからです。これまでも野党の皆様にお願ひしてまいりましたが、実現には至っておりません。

この協議会設置について、野田総理の御所見をお聞かせください。

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に對する長妻昭君の質疑

年金は、国家百年の計であります。日本国民の生き方にも、日本の経済にも大きな影響を与える年金百年の計を、与野党でしっかりと協議しなければなりません。改めて、野党の皆様は年金の協議を強く強くお願い申し上げます。

最後に、行政改革について岡田大臣にお尋ねいたします。

消費増税を国民にお願いするには、徹底した行革が必要です。

政権交代後に始めた独立行政法人の役員公募によって、国家公務員OBが百八十九人から四十五人に減少しました。独法数を百二から六十五に減らす法案も提出予定です。また、政権交代後、国家公務員人件費は平年度約五千億円が削減され、これですべて人件費一割削減となりました。ことし三月には、公共事業の特別会計を廃止する法案を国会に提出しています。

これらの事実関係の確認と、このほか行政改革全般について、具体的進捗を数字などでお示しください。

また、政権交代後、事業仕分けや埋蔵金等によって幾らの新規財源が生み出せたのか、新規財源と、新規財源をフローとストックそれぞれに分けて金額をお教えください。

今後とも、政府・与党・体となって行革を進めてまいります。

国、地方合わせて借金は一千兆円を超えました。二〇一二年度予算では、国の利払いだけで十兆円になります。世界に類を見ない借金を続けている、より重い責任は、政権与党にあります。政権交代前は自公政権に、政権交代後は我が民主党政権にです。

お互いに、この大きな責任を分かち合うためにも、一丸となって、少子、高齢、格差、孤立とい

う歴史的な激変に対応できる社会システムを構築しなければなりません。何とぞ皆様の御協力を伏してお願ひ申し上げます。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣野田佳彦君登壇〕

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 民主党を代表しての長妻昭議員の御質問にお答えをいたします。

まずは、少子高齢社会の日本モデルについてのお尋ねがございました。

世界最速の超高齢化に対応した新たな社会保障制度に変えていくため、一体改革では、全世代対応型の社会保障制度としていくことや、地域での医療、介護、子育てなどの支援を充実していくことを大きな柱にしています。

具体的には、医療、介護、生活や住まいの支援などが一体的に提供される地域包括ケアシステムを、おおむね人口一万人程度の中学校区を単位として実現し、介護や医療が必要となっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けることができるようにすることとしています。

さらに、NPOなど社会的企業については、地域の身近な問題に市民の目線で取り組むという強みを生かし、子育て支援、障害者福祉、介護や、貧困、格差対策など多様な分野で大きな役割を果たしていた、たとえとにも、こうした社会的企業自体が地域における新たな雇用の担い手になっていただくことを期待しています。

このため、多様な主体が参入できる仕組みとするなど、今後とも、新しい公共の考え方に立って、NPOなどと協働した社会保障施策を推進し、少子高齢化時代における新たな社会システムを構築していきたいと考えております。

次に、社会保障と経済成長の関係についての御質問をいただきました。

長妻議員御指摘のとおり、社会保障の充実と安定化を図り、全世代を通じた国民生活の安心を確保する今回の一体改革を通じて、社会保障が必要、供給両面で経済成長に寄与していくことが期待されます。

具体的には、医療、介護、保育サービスの充実により、大きな潜在需要に応えていくことで雇用が創出されるとともに、社会保障の充実、制度の持続性確保により、老後の安心が確保されて過剰貯蓄が消費に回るなど経済活動を拡大させることができ、さらに、ライフイノベーションを通じて健康分野を成長産業として位置づけることで経済成長に結びつくといった効果が見込まれるところであります。

次に、新しい年金制度への決意と、年金二法案との関係についての御質問をいただきました。

新しい年金制度は、我が国の人口構成や産業構造が大きく変化の中で、現行制度が抱える課題に対応するため、全ての者が同じ年金制度に加入する所得比例年金を創設し、制度を一元化するとともに、消費税を財源とする最低保障年金を創設し、高齢期に少なくともこれ以上は受給できるという年金額を明示することで、国民が高齢期の生活設計を立てられるようにすることなどを提案しているものです。

また、新たな制度の創設までに一定の時間を要することや、制度発足後も当分の間は現行制度からも年金が支給されることになるため、年金制度の目指す方向性に沿って、できる限り早期に現行制度の改善を図るべく、所要の法案を提出いたしました。

今回の法案では、働き方やライフコースの選択に影響を与えないような制度とする観点から、短時間労働者への厚生年金の適用拡大や被用者年金

制度の一元化などの対策を、また、ひとり暮らしや低所得の高齢者の増加に対応して年金の最低保障機能を強化する観点から、低所得者への年金額加算や受給資格期間の短縮などの対策を、さらに、国民から信頼され、財政的にも安定した制度とする観点から、基礎年金国庫負担二分の一の恒久化を、それぞれ講ずることにしています。

政府としては、まず、これらの法案の早期成立のために全力を尽くすとともに、新しい年金制度に関する法案を平成二十五年に提出することを目指し、党とともに検討を深めてまいります。

次に、与野党の年金協議会についてのお尋ねがございました。

長妻議員御指摘のとおり、年金制度は、長期にわたり多くの国民の生活にかかわる制度であり、政権交代のたびに変更されるべきものではありません。国民的な合意、与野党の多数の合意を得て、制度をどのようなものにしていくのかを決めていくことが不可欠であります。

したがって、現行の年金制度の改善と新しい年金制度の創設の双方について与野党が議論していく中で、国民が信頼できる持続可能な年金制度を確立していくべきと考えております。

年金協議会という御提案も一方策かと思いますが、与野党による議論の場をどのようにしていくかを含め、国民の立場に立って、ぜひ野党の皆さんに協議に応じていただくよう、重ねてお願いいたします。

残余の質問については、関係大臣から答弁をさせていただきます。(拍手)

(国務大臣岡田克也君登壇)

○国務大臣(岡田克也君) まず、貧困削減に向けた数値目標についてお尋ねがありました。民主党政権では、ハローワークによるフリー

ターの正社員化への支援や求職者支援制度の創設などの非正規雇用や貧困、格差対策の充実を行ってまいりました。また、民主党政権になってから厚生労働省で相対的貧困率を公表したことも、大きな成果であるというふうに考えております。

貧困、格差の実態を総合的、継続的に把握するため、各国の指標を参考としながら、客観的な貧困、格差指数を開発するための検討を進めることとしており、貧困、格差の削減の数値目標についても今後の検討課題と認識しているところでございます。

今回の一体改革では、全員参加型社会を目指して就労促進策を図るとともに、低所得者対策の強化、重層的なセーフティーネットの構築などによる貧困、格差対策の強化を行うこととしております。引き続き、貧困の実態を把握しながら、雇用対策、さまざまな社会保障施策を通じて、貧困、格差の状況が改善するよう総合的に取り組んでまいります。

行政改革の進捗状況についてお尋ねがありました。

本年一月に、政府一体となって総合的かつ強力に改革を実行するために、行政改革実行本部を内閣に設置したところであります。また、今般、行政改革に関する重要課題を大所高所から御議論いただくため、行政改革に関する懇談会を設け、昨日、その第一回会合を開催したところであります。

具体的進捗について申し上げます。まず、独立行政法人については、その大胆な統廃合により、法人数を委員御指摘のように百二法人から六十五法人へと四割弱削減するなど、制度、組織の抜本的な見直しを進めることについて閣議決定し、今国会での法案提出に向け、作業を行っているところです。

また、これまでに約二兆円の不要資産が国庫納付されたほか、国からの財政支出も、独立行政法人に対して、政権交代前と比較して約一割削減、すなわち、二十一年度三兆四千億円を、二十四年度三兆・千億円としたところであります。

さらに、独法等の役員人事については、公務員OBポストの後任者を任命する場合には公募を行うこととした結果、役員についている公務員OBの人数は、自民党政権時代百八十九人から、現在四十五人に大幅に減少したところであります。

公務員人件費の削減につきましては、国の業務のスリム化等による定員純減、あるいは人事院勧告に基づく給与改定などを着実に進めてきたことに加え、国家公務員給与の平均七・八％削減を内容とする法案が成立したことで、委員御指摘のように、五千億円以上、約一割の削減となつていくところです。また、総人件費削減の一環として、平成二十五年の国家公務員の新規採用者数について、二十一年度比で五六％減という厳しい抑制を実施することとしたところであります。

特別会計改革については、特別会計数を十七会計から十一会計、勘定数を五十一から二十六とする特別会計改革の基本方針を本年一月に閣議決定するとともに、社会資本整備事業特別会計の廃止や、租税収入は一般会計に計上して国全体の財政状況の総覧性を向上させることなどを基本理念とする特別会計に関する法律の一部を改正する法律案を、本年三月に国会に提出したところであります。

このように、政権交代以降、さまざまな見直しを進めてまいりました。しかし、行政改革の取り組みはまだ道半ばであり、社会保障と税の一体改革とあわせて、車の両輪として強力に進めていかねばなりません。引き続き、政府・体となつて行政改革に全力で取り組んでまいります。

行政改革に全力で取り組んでまいります。財源確保の状況についてのお尋ねがございました。

政権交代以降、例えば二十四年度予算で確保した恒久財源については、歳出削減について、事業仕分け等の結果なども活用し、対二十一年度比で二・九兆円程度、税制改正について一・一兆円程度、税外収入については三・七兆円程度となつております。

また、二十一年度、二十三年度、二十四年度の三年間の合計で見ますと、対二十一年度比で、歳出削減については七・八兆円程度、税制改正については三・三兆円程度、税外収入については二十一・五兆円程度となつていくところでございます。(拍手)

(国務大臣小宮山洋子君登壇)

○国務大臣(小宮山洋子君) 長妻議員から、私には九問、御質問いただきました。

まず、ジェロントロジー、いわゆる老年学の活用等についてですが、高齢化が世界のスピードで進み、二〇五〇年には国民の四割が六十五歳以上となる肩車型社会で、社会保障も含めた社会システムをどのように変えていくかについては、日本の大きな課題の一つだと考えています。

今回の一体改革では、高齢者を、単に支えられる存在ではなく、その能力が十分に発揮される社会を目指すという考え方に立ち、高齢者も含め広く負担する消費税を社会保障財源化し、全世代対応型の社会保障制度に変えていきます。

また、政府では、現在、高齢社会対策大綱の見直しを進めています。厚生労働省としても、御指摘のジェロントロジーの成果なども活用しながら、高齢者が住みなれた地域で自分らしく年を重ねることができる地域づくりなど、高齢社会への対応を進めていきます。

今回の社会保障改革の内容についてですが、現在、社会保障制度を取り巻く社会経済情勢は、少子高齢化といった人口構成の大きな変化、非正規労働者の増大など雇用基盤の変化、家族形態、地域基盤の変化など、大きな変化が生じています。また、毎年一兆円規模の社会保障の自然増が不可避となっている中で、給付に見合った負担を確保できていない状況です。

今回の社会保障改革では、まず、子供や子育てへの支援を強化するなど人生前半の社会保障を厚くすること、年金の低所得者への加算や国民健康保険の保険料軽減の拡充など社会保障制度の低所得者対策の強化、就労促進や生活支援戦略の策定に取り組み、分厚い中間層の復活を目指すこと、できる限り住みなれた地域で在宅を基本とした生活の継続を目指す地域包括ケアシステムの構築に取り組むことなど、社会保障の充実や安定化を図ることにしています。

こうした改革を進め、高齢化が一層進んだ社会でも、より受益感覚が得られ、納得感のある社会保障を実現していきたいと考えています。

政権交代後の社会保障の実績ですが、この政権では、政権交代後、国民の生活が第一という基本理念のもと、社会保障の充実に取り組んできました。

具体的には、政権交代後、社会保障費の毎年二千二百億円の削減は行わず、自然増も含め、必要な社会保障費を確保しています。

診療報酬のプラス改定を実現するとともに、医学部定員をふやすなど、医療従事者の確保に取り組んでいます。

年金記録の訂正により、少なくとも総額およそ一・六兆円の年金を回復しています。

また、雇用保険の適用範囲を、六カ月以上雇用

見込みから三十一日以上雇用見込みへ拡大しています。

最低賃金については、新成長戦略で掲げた目標に向けて、着実な引き上げに取り組んでいます。このように、着実に実績を上げてきています。

今後は、社会保障・税一体改革に政府を挙げて取り組み、社会経済情勢の変化に対応した全世代対応型の社会保障を構築するとともに、制度の持続可能性を確保していきます。

生活保護受給者の高齢化の要因と、御指摘の三つの老後格差の是正についてですが、生活保護受給者のうち六十歳以上の高齢者の占める割合は、平成二十一年度でおよそ五二％、受給者の数はおよそ八十七万人となっています。十年前と比較すると、その数は二倍に増加しています。

このような高齢の生活保護受給者の増加の要因はさまざまあると考えられますが、高齢化の進展に加え、御指摘のように、無年金者や低年金者の増加もその要因の一つであると考えられます。

御指摘の三つの老後格差について、今回の年金二法案では、まず一つ目の所得格差に関しては、無年金者、低年金者対策として受給資格期間の短縮と低所得者への加算を行うとともに、高所得者の年金額の調整を行うことにより年金制度の最低保障機能を高め、また、高齢世代内と世代間での公平を図ることにしています。

次に、官民格差に関しては、公務員も私立学校の教職員も厚生年金に加入し、同じ保険料で同じ給付にそろえていく被用者年金制度の一元化を実現することになっています。

さらに、非正規格差に関しては、労働時間が週二十時間以上で一定の条件を満たす短時間労働者に厚生年金の適用を拡大することで、被用者としての年金、医療保険の対象にして、セーフティー

ネットの拡充を図ることにしています。

このように、年金二法案では、御指摘の三つの老後格差を是正するための措置を講じています。年代別の保護脱却に関する実証数字については、生活保護の廃止に至った件数のうち、死亡、失踪以外の理由で保護廃止に至った世帯の割合は、二十九歳以下はおおよそ二二％、三十から三十九歳はおおよそ一五％、四十から四十九歳はおおよそ一三％、五十から六十四歳はおおよそ八％、六十五歳以上はおおよそ四％となっています。

このように、高齢者は、働き盛りの世代に比べると、就労等による生活保護からの脱却の割合は低くなっています。

生活保護の将来推計についてですが、生活保護受給者の数は、制度を取り巻く失業率等の社会経済情勢の影響を受けるため、将来見通しを正確に推計することは難しいと考えています。

一方、生活保護受給者の自立を助長することや給付の適正化は重要です。そうした観点から、ことしの秋をめどに策定することになっている生活支援戦略に基づき、生活保護制度の見直しについて計画的に取り組んでいきます。

年金制度改革検討調査についてですが、この調査は、新しい年金制度を検討するに当たって、自営業者、被用者を通じて横断的な所得、就業状況等に関する実態を総合的に把握するため、全国のおよそ六万世帯を対象に実施したもので、現在、調査結果の取りまとめ作業を行っています。

今後、結果の精査をしつつ、調査結果を活用して新しい年金制度を検討していく中で、必要に応じて公表していきたいと考えています。

財政検証の前提についてですが、年金制度は長期的なものであることから、公的年金の財政検証に用いる物価上昇率や賃金上昇率等の経済前提は、長期的な観点から設定されるべきものです。

現在、社会保障審議会年金部会のもとに、経済、金融の専門家から成る専門委員会を設置し、次の財政検証に向けた経済前提のあり方について、さまざまな角度から御議論いただいています。経済前提については、従来からもさまざまなケースを想定し、一定の幅を持って設定してきましたが、今回も、足元の経済状況等に基づきつつ、十分な検討を進めていきたいと考えています。

運用収入を除いた上での厚生年金と国民年金の積立金の取り崩し額についてですが、実績が確定している平成二十二年度まででいうと、平成二十一年度は三兆円の見込みが五・六兆円、平成二十二年度は四・三兆円の見込みが六・七兆円で、差額はそれぞれ、二・六兆円、二・四兆円となります。

また、平成二十三年度以降の数値は、まだ決算数値が確定していないことから、見込みとの単純な比較はできませんが、金額の大小はあるとしても、取り崩しが見込みを上回る可能性が高いと考えられます。

このように見込みに比べて差が生じている要因としては、さまざまなものが考えられますが、例えば、財政検証で見込んだ賃金上昇率に比べて実際の賃金が伸びていないため、見込みどおりの保険料収入が入っていないことがあります。

しかし、平成二十一年以降の財政状況について、運用収入を含めた積立金の残高で二年間の実績を見ると、財政検証と比べて、平成二十一年度はプラス四兆円、平成二十二年度はマイナス二・二兆円で、プラス方向に乖離している年もあれば、マイナス方向に乖離している年もあり、現時点で年金財政が大幅に悪化しているわけではありません。（拍手）

○議長(橋路孝弘君) 大島理森君。

(大島理森君登壇)

○大島理森君 私は、自由民主党・無所属の会を代表して、野田総理が政治生命をかけることで言われました社会保障と税の一体改革に関して質問いたします。(拍手)

冒頭、このたびの北関東における竜巻被害に関し、被災された方々に心よりお悔やみとお見舞いを申し上げるとともに、政府におかれましては万全の措置を講ずるよう強く求めます。

今、我々は、衆議院と参議院の多数派が異なるいわゆるねじれ国会の中で責任を果たさねばなりません。それは国民の選択の結果でありますが、一方、国民は、政府・与党の責任第一とはいえ、決められない政治の現状にいら立ちを感じておられるのも事実でしょう。

しかし、昨年の三月十一日、東日本大震災という国家的危機に対して、我が党は、谷垣総裁の決断のもと、与野党の壁を乗り越え、国民のために各党と協力してその対応に当たりました。私は、このことを思い起こしつつ、万機公論に決すべしという言葉に思いをはせるものであります。

野田総理、今、私たちは、万機公論し、すなわち、議論を尽くした上で、決めるべきときに物事を決め、事をなし遂げるための政治の筋道をつくり上げ、信頼を守らなければなりません。我々は、あなた方民主党が野党時代に行ってきたことを殊さらあげつらうことはいいたしません。ただし、結論を導くための実のある議論を行い、協議し、そして、事をなすに当たっては、必要不可欠な政治上の要件があるのです。それは、何よりも、主権者たる国民に、うそをつかず、誠実であり、責任を持つことなんです。

野田総理は社会保障と税の一体改革について政治生命をかけるまで明言されておりますが、自

民党は、我が国の累積する財政赤字に責任を感じるからこそ、累次の選挙公約や税制改正において、財政再建や消費税を含む税制抜本改革の実現を訴えてまいりました。総理が待ったなしと言うのであれば、総理及び民主党に不信任の決意を持つてこの問題を解決するための責任感が本当にあるのか、また、さきの総選挙の際の公約や党幹部の言動が厳しく問われなければなりません。第一に、約束に対する責任について伺いましょう。

与党民主党によって構成される野田内閣が一体改革に取り組むことは、民主党と国民との約束に反しているのです。そのことについて、この議場におられる民主党の議員の皆様は、胸に手を当てて、何も恥ずべきものはないのでしょうか。

まず、民主党に政権としての正統性を付与した二年八月月前の衆議院選挙におけるマニフェストにおいて、社会保障のばらまきメニューは誇らしげに羅列されたものの、そこに消費税増税という言葉は全く見受けられません。また、当時の党代表や幹事長、野田総理も含めた民主党を代表する方々の言動は、全て、今任期中に消費税の引き上げを決めること、まさにこの決めることすら否定して集票されたことを、よまやお忘れではないでしょうか。

いかなる詭弁を弄そうとも、消費税増税という国民との契約はなく、これを推し進めることは国民との約束違反にほかならないのであります。

次に、二年前の参議院選挙を思い出してください。菅前総理は消費税の論議を唐突に持ち出し、民主党は敗れました。つまり、民意は、このときも、民主党の手による国民との約束違反の消費税増税を否定したんです。

これらの民意に反することを、総理、あなたは、今、政治生命をかけると言って取り組んでいる

ますが、約束違反の増税に対して真摯な反省と謝罪を行った上で、このマニフェストを大胆に見直し、いま一度国民に信を問うことが必要であると存じます。総理、いかがでしょうか。

これに関してさらに言えば、マニフェストで国民と約束した最低保障年金を含む新年金制度の創設、後期高齢者医療制度の廃止について、その抜いはどこへ行ったのでしょうか。これらが実現不可能なことは明白なんです。撤回するのか、それとも、旗をおろさないつもりなのでしょうか。

なお、これらは、それぞれ、閣議決定された一体改革大綱にも明記されていますが、一体改革に含まれると理解してよいのでしょうか。今の提案では、一体改革たり得ず、ばらまき、かつ増税のみとの感否めません。総理の見解を伺います。

第二に、政治家としての倫理への責任について伺います。

政治家は、結果責任を問われるとはいえ、そのプロセス、手法において、やはりモラルに対する緊張感がなければなりません。

二年八月月にわたる民主党政権において、余りにもその弛緩が散見されることによつて、今や国民は、総理の言葉を信じ、民主党を信頼し、国の政治を信頼することができなくなり、その信用は失墜しております。これでは、国家の政策の遂行に支障を来すことは必至なんです。総理の訴える一体改革が国民の理解を得られないのも当然の帰結です。

すなわち、民信なくば立たずなのであります。あなたの発する言葉に国民の信をおかせるためには、倫理における責任というものについて、総理の姿勢を明確にする必要があります。

一体改革に取り組む野田内閣及び与野民主党の資質について伺いましょう。

野田総理は、参議院で問責決議を受けた田中防

衛大臣と前田国土交通大臣の二閣僚は、今もって適格であるとの認識でしょうか。国民世論も二人の続投は望んでおりません。このままでいくならば、総理が最大の政治課題と位置づける一体改革について、国民の理解を得て実現していくことの足かせとなることは明らかだとお考えにならないのでしょうか。

参議院において野党全党が賛成し、その参議院の意思として議決した事実を総理はどのように受けとめておられるのか、そして、このまま続投させるのか。総理の任命責任も問われる問題ですが、明快な答弁を求めます。

小沢元代表の政治資金問題についても伺います。

民主党の党員資格停止の解除等についてはあなたの方の問題でありましようが、国民は民主党の倫理観を厳しく見ているのです。今回の判決文を読む限り、元代表の主張のほとんどが裁判所に認められておらず、現行の政治資金規正法のあり方も踏まえれば、国会で説明責任を果たす必要があります。

総理は、我々が要求する証人喚問に小沢元代表が応じ、国会でその説明責任を果たすべきと考えますか。国会で判断するべきものとの答弁は不要です。

野田総理、あなた自身と民主党の倫理観が問われているのです。もし総理が小沢元代表の立場であれば、みずから国会に出席し、説明するのでしょうか。お答えください。

冒頭申し上げた責任について、さらに伺います。約束に対する責任、倫理観への責任、加えて、政治にとつて最も問われているものは結果責任です。

今日に至るまで、民主党政権において、普天間

基地の移設問題、瓦れき処理等を含む東日本大震災からの復旧復興、原子力発電をめぐる諸問題、TPPなど、多くの内政、外交上の重要課題について、何一つ明快な結論を出しておりません。責任を果たしているとは言えないんです。言葉だけが躍るばかりで、結果責任を全くとらない政治はもうたくさんなんです。

私は、野田総理が一体改革に政治生命をかけると言った言葉はどれほどの覚悟を伴ったものなのか、改めて総理のその言葉の具体的な内容を伺いましょう。

今国会は、会期は六月二十一日までとなっています。新設された特別委員会においては社会保障と税の一体改革の審議が始まりますが、そこには計七本の法律案が付託されます。

総理は、この会期末までに、具体的にどのようなこれらの関連法案を成立させ、そのうちの法案に政治生命をかけるのでしょうか。野党に協力を求めるの他力本願ばかりではなく、政府・与党が、そのみずからの力と責任において、予定された会期末までに衆参で結論を出す手法と覚悟を有しているのでしょうか。

また、総理の言葉の意味するところは、まさにこの六月二十一日までにやり通すこと、そこに政治生命をかけるということではないでしょうか。そのことに、明確な結果責任を負い、政治生命をかけるわけでありませう。

六月の会期末までにできなければ会期を延長する、場合によっては大幅に延長する、もしくは国会を閉じて継続審査、いずれにせよ、結論を先送ることなど、よもやお考えではないでしょうか。もしそのようであれば、これは政治生命をかけるという言葉に値しません。政治生命をかけると言った真意は何たるかを、国会、国民に明確にその決意のほどをお示しください。

民主党の中には、依然として法案への反対姿勢を崩さない多くの造反予備軍がおられると聞いております。その方々は、どうぞ、委員会の場で質問の場に立つて主張をぶつけてください。総理におかれては、それを受けて立ち、ねじ伏せるほどの気概を示されることを期待するのであります。

なお、最高裁に違憲状態と指摘され、かつ違法状態となっている一票の格差の問題についても、与党は何ら責任を果たさず、解決の目途がついていないのが現状です。総理は、かつて党首討論において、違憲状態を脱することが最優先と明言されましたが、その方針は変わらないのか、今後どのように取り運ぶのか、具体的に答えをください。

以上、私は、政党、政治家にとって最も重要な責任というものについて、覚悟を総理に問うてまいりました。

今や、ねじれ国会という国民が選択した国会状況の中で、万機公論に決しとしつつも、議論と結論の間に横たわる、物事を決するまでの協議というプロセスが重要であることは理解しております。しかし、それらを認識しながら、政党政治の英知として、政党間協議のルールを確立し、新たな政策決定プロセスを構築することこそが、ねじれ国会が常態化した現下の政治状況においては、今求められていることではないでしょうか。

ただし、各党それぞれが、この政党間協議という新たな表舞台に立つに当たっては、その資格が問われます。すなわち、先ほど申し上げたような責任感や倫理観をまず与党の当然の責務として示し、その上で、各党がこれらを共有する状態にならなければなりません。私は、震災直後の復旧復興に当たった際、自公民の三党の幹事長、政調会長、委員会の現場の働きによってその萌芽を見た感がありました。残念ながら、今回の件について

では、何ら見出すことはできません。

我が党は、社会保障についても、税制についても、我が党の基本的な考え方を既に示してあります。特別委員会においても、我々は、税を納め、保険料を払う者の立場に立脚し、自立自助、共助、公助という理念に基づいた社会保障等のあり方を堂々と提示してまいります。国会論戦を通じて我々の考えの正しさを訴え、政府・与党に対峙してまいります。

民主党内の混乱の原因は、国民との約束を破り、そのけじめもつけないまま一体改革を進めようとしているところにあるのです。これが、決められない政治の元凶なんです。総理、こは基本に立ち返りなさい。政治生命をかけて説得するのは、まずは足元の与野民主党であり、さらに、主権者である国民との関係を踏まえた政治の原点に返ってこの案件に取り組むことを最後に求め、私の質問を終わります。もし時間内であれば、再質問をさせていただきます。

（拍手）
（内閣総理大臣野田佳彦登壇）

○内閣総理大臣（野田佳彦） 自由民主党を代表しての大島副総裁の御質問にお答えをしてみたいです。

まず第一問は、国民との約束についてのお尋ねがございました。

消費税率の引き上げについては、マニフェストには記載しておりませんが、政権交代後に税収の大幅な落ち込みが明らかになり、東日本大震災などが重なってその早急な回復が見込めないこと、社会保障費の自然増や基礎年金国庫負担問題、欧州の金融危機が波及しかねないことなどから、消費税の問題をまずは先送りする時間はないと判断をいたしました。

民主党が前回総選挙時に国民に約束したことは、衆議院の任期中には消費税率の引き上げは行わない、税率引き上げを実施する際には国民に信を問いますということでありました。したがって、提出法案に明記してあるとおり、現在の政権任期中において消費税率の引き上げは行いません。当然、引き上げの前には総選挙で民意を問うことになります。

参議院選挙における反省と教訓を踏まえつつ今回の社会保障・税一体改革を御提案しており、やり抜くべきことをやり抜いた上で、しかるべきときに国民の判断を仰ぎたいと考えております。

次に、一体改革における新年金制度や高齢者医療制度の取り扱い、ばらまき、増税のみの批判についての御質問をいただきました。

民主党の新しい年金制度の提案は、年金一元化や最低保障年金の創設を通じ、現行制度が抱えるさまざまな課題に答えようとするものであります。これまでも種々の課題を指摘されておりますが、平成二十五年の法案提出に向けて党内で具体的な制度設計を検討する中で対応の可否を判断していくべきと考えております。

政府としては、まずは最低保障機能の強化など現行年金制度の改善を図ることとし、これに必要な費用を消費税引き上げにより得られる財源の用途に含めるとともに、所要の法案を提出したところであります。

また、高齢者医療制度の見直しについては、一体改革大綱では、関係者の理解を得た上で平成二十四年通常国会に法案を提出するとしており、地方団体を初めとする関係者の理解を得られるよう、引き続き検討、調整を行っているところであります。

新年金制度、高齢者医療制度の見直しのいずれも、一体改革大綱の中で示した社会保障制度全般

にわたる改革項目であり、政府・与党としては、工程表に沿って取り組んでまいります。

一方、この二項目に対して実現不可能との御主張でございますが、年金制度については、最低保障機能の強化など現行制度の改善が必要であるとの問題意識は与野党で共有されていると承知をしております。また、高齢者医療についても、支える国民健康保険など現役制度も大変厳しい状況にあることについては認識を一致できるのではないかと考えております。

ぜひ、各制度の向かうべき方向について、それぞれの認識、提案を持って、胸襟を開き、国民の立場に立つて御協議に応じていただくよう、重ねてお願いをいたします。

なお、一体改革における社会保障改革は、大綱において全体像をお示した上で、三・八兆円程度の充実を行う一方で、一・二兆円程度の重点化、効率化を行うことにしています。消費税引き上げによる財源確保と密接にかかわる社会保障の改革法案については、税制抜本改革関連法案とあわせ、国会に提出しておりますので、ばらまき、かつ増税のみとの御指摘は当たらないと考えております。

次に、国土交通大臣、防衛大臣についての御質問をいただきました。

二閣僚に対する問責決議が参議院で多数で可決されたことは、事実として受けとめており、残念なことだと考えております。

しかし、全ての閣僚が緊張感を持って職責を果たすことが責任の果たし方であり、総理として、全閣僚にそのように指示をしております。国土交通大臣、防衛大臣とも、大いに反省すべき点は反省し、かつ、職務を全うすることが国民に対する責任であると考えております。

同時に、この問題と、社会保障・税一体改革、

あるいは経済や国民生活にとって必要な法案の審議は切り離して考えることが国民利益につながるかと考えております。どうか大局的視点に立っていただき、法案の審議において建設的な御提案をいただき、物事を決める政治をとくに実現させていきたいと考えております。

次に、小沢議員の説明責任についての御質問をいただきました。

小沢議員については、一審裁判においてさまざまな観点から審理が行われ、また、代理人も小沢議員みずからも法廷において説明を行ってきたと考えています。

また、小沢議員の今後の説明責任の果たし方は、政治家としてみずから判断して行うべきものであると考えております。

さらに、私が小沢議員の立場であつたならこのことでありますが、国会招致に関しては各党各会派で御議論されるべき問題という基本原則に立ちつつ、私個人の考えをあえて問われれば、やはり政治家本人がその状況においてみずから判断する問題であり、仮定の議論は成り立たないと考えております。

次に、法案の今国会での成立についてのお尋ねがございました。

御指摘の発言は、不退転の決意で社会保障・税一体改革関連法案を今国会中に成立させなければならぬとの決意を申し上げました。特別委員会御審議いただく関連法案はまさに一体のものであるとの認識に立ち、いずれの法案も御可決いただくことを前提として考えております。

政治家が政治生命をかけるとは、文字どおりの意味であり、その解説は行いませんし、これから国会で本格的に御審議いただくに際して、あらかじめ成案を得られない場合のことを申し上げるのは、国会に対しても御無礼かと存じます。

与野党ともに改革の必要性は一致していると認識しております。政府・与党として、建設的かつ実りある審議を進めていただくよう努力をいたします。ぜひ御協力をお願いいたします。

次に、一票の格差は正についてのお尋ねがございました。

衆議院の選挙制度については各党協議会において議論されてきており、一票の格差は正、定数削減、選挙制度改革の三つの課題について同時決着することを課題として承知しています。

同時に、さきに各党協議会において、樽床座長から第二次の座長取りまとめ私案が提示されるも、各党の賛同が得られず、各党幹事長会談に対して状況報告が行われることで各党が合意したとも聞いております。

私としては、違憲、違法状態からの一刻も早い脱却が最優先ということ念頭に置きつつ、国民の要請にいかに応えるかを各党幹事長間で協議し、三つの事項について成案を得られるよう努力していただくことを強く期待しております。

最後に、民主党のマニフェスト、意思決定に関する御質問をいただきました。

昨年の夏、民主党においてマニフェストの中間検証を実施いたしました。政権交代の結果、高校授業料無償化や農家戸別所得補償などが実現をしております。一方で、約束実現に至っていないものがあることも率直に認め、国民の皆様には反省とおわびを申し上げたと承知しています。

消費税についても、衆議院の任期中には消費税の引き上げは行わない、引き上げを行う際には国民に信を問いますという約束を守り、野田内閣は、現在の政権任期中において消費税率の引き上げは行いません。また、行政改革、政治改革など身を切る改革もあわせて包括的に実施をしてまいります。

与党内の意見に関しては、昨年来、丁寧な議論を重ね、党のルールに従った決定をしてまいりました。最終的には、所属議員一人一人が与党としての責任を自覚し、政府・与党一致結束して改革の実現に邁進すると確信をしております。

きょうから始まる御審議において、自由民主党からも建設的な対案の御提示があると伺っております。審議を通じて、建設的な立場で物事を決める政治の実現に協力いただけるものと確信をしておりますし、そうしたお互いの努力こそが、一貫して大島先生からは責任というキーワードのもとで御質問をいただきましたが、お互いに国民のために、特に未来の世代のために責任を果たしてまいります。（拍手）

○議長（橋路孝弘君） 大島理森君から再質疑の申し出があります。残り時間が極めてわずかでございますから、ごく簡単にお断りをいたします。大島理森君。

〔大島理森君登壇〕

○大島理森君 今ここで再質問の権利について皆さんに説明することは、私はいたしません。伺います。

総理、マニフェストのときに、決めることすらやらないんだということをおっしゃったんだ。それを、あのような答弁は詭弁だと思えます。したがって、もう一度伺います。

あなた方は、マニフェストで違反したんです。その認識をいま一度聞きましょう。

第二点。会期は六月の二十一日まで。したがって、その中にあなたの政治生命をかけるんですね、このことに対して、あなたは、今、国会がどう判断するかわからないことに私が言うのはおかしいということ自体、逃げの答弁なんです、これは。そのことについても改めて聞きましょう。さらに申し上げます。

私は三つの責任を申し上げました。何でもかんでも協議、協議とおっしゃるが、協議の前提は、この責任に野田総理が政治生命をかけることなんです。

以上、終わります。(拍手)

(内閣総理大臣野田佳彦君登壇)

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 大島副総裁の再質問にお答えをいたします。

私は両方とも第一問でお答えをしたつもりなんです。あえて御質問ですので、お答えいたします。

まず、消費税のことについてだと思えますけれども、マニフェスト違反ではないかという御指摘であります。

確かに、マニフェストに書いてあること、書いていないこと、できたこと、できないこと、ありますけれども、消費税については記載をしていないと申し上げました。その上で、任期中には引き上げをしないということ、そして、引き上げを実施する際には国民に信を問うということを申し上げます。それを副総裁は詭弁と言っていますけれども、これは私どもの立場であって、これは答弁をしているということであります。

それからもう一つは、この会期中に法案が通らなかったというお話なんです。これは、きょうから本格審議が始まったところで、会期中で議論がおさまるのか、おさまらないのか等々を含めて、これから真摯な議論が始まる前に、極めて悲観的な、たればのお話をする立場ではないと私は思っています。

政治生命をかけると言った言葉には掛け値はありません。そのことは重ねて申し上げておきます。(拍手)

○議長(橋路孝弘君) 鴨下一郎君。

(鴨下一郎君登壇)

○鴨下一郎君 自由民主党・無所属の会を代表して、ただいま議題となっております年金関連二法案を中心に、社会保障制度全般に関して質問させていただきます。(拍手)

我が党は、平成二十一年の選挙で敗退し、政権を離れました。国民からの御批判に真摯に耳を傾け、その反省に立ち、我々は、新しい党の綱領を制定し、再出発をいたしました。その大きな柱の一つが、自助、共助、公助の考え方であり、まず自分自身で頑張る、また、お互いに助け合う、そして、最後に足らざることを国や自治体の公が支える。この理念を我が党は明確に掲げながら政策を立案していくことになりました。

社会保障制度こそ、自立を基本とした考え方に立脚しなければならぬと考えております。総理はどうお考えですか。

私は、社会保障政策の中でも、とりわけ年金制度は、現在年金を受けている人々と、現役世代で今まさに保険料を納めている人たちの権利をしっかりと守ることこそ、政治の一義的な責任だと考えます。

実際には、年金世代が約四千万人、現役世代が六千万人、実に一億人が年金にかかわる当事者でございます。これらの人たちは、現行制度が持続されることを期待し、保険料を納めています。しかし、民主党の心ない年金批判で、自分の年金はどうなってしまうんだろうかとみんな心配しています。

民主党の一部の議員が言うように、現行年金制度は本当にばらばらなんでしょうか。私は決してそうは思いませんが、総理の認識を聞かせてください。

政府提案の社会保障と税の一体改革は、消費税

の増税は明記されていますが、年金、医療などの社会保障の一体的な改革についてはほとんど示されていません。民主党のマニフェストで廃止と言っていた高齢者医療制度はどうしようと考えているんですか。医療、介護の効率化策などは何も示されていません。これでは、幾ら増税しても財源は足りません。もっと責任感を持って対処すべきと考えますが、総理の社会保障の効率化策について尋ねます。

例えば、これは私の考えですが、年金、医療、介護を、サービスをj受ける個人に着目して、利用者が最も必要とするサービスについてはより手厚く、しかし、他のサービスについては総合的に併給調整ができるようにすべきと考えますが、いかがでございますでしょうか。

既に企業において、福利厚生についてはカフエテリアプランとして成功例もあり、また、自治体の中には、介護にならない元気なお年寄りには首長が祝い金を出すなど、いろいろと知恵を出しているところもあります。国の制度としても新しい考え方の導入ができないか、検討することを求めたいと思います。どうでしょうか。

内容に入りたいと思います。

今回、大綱から前進して、具体的な法律案が提示されたわけであり、しかし、出てきた法律案は、民主党が主張してきた改革とはほど遠く、一体的、総合的な改革とはとても言えるものではありません。ほとんどがこれまでの延長線上のものであります。

例えば年金。民主党が選挙において大声で言ってきたことは、全ての年金の一元化、そして、最低保障年金七万円の支給、だったはず。閣議決定された一体改革大綱には、全ての年金を一元化し、七万円の最低保障年金を支給する法案を平成二十五年の国会に提出するとされています。我々

が資料から推測すると、民主党の目指す年金制度とは、所得比例年金と最低保障年金の組み合わせから成る一つの公的年金に無理やり全ての人たちの加入させるということのようであり、所得比例年金の保険料は一五％程度であり、所得比例年金の保険料は一五％程度であり、サラリーマンの方は労使折半であります。が、農業や商店などを営む自営業の方には一律に収入の一五％の保険料負担が求められます。例えば、年収四百万円の自営業の方で、現在一万五千円程度の保険料が民主党案になると実に五万円になつてしまつとも言われています。とても現実的なものではありません。

また、財源の問題があります。最低保障年金の実施に必要な財源は、民主党の試算でも、今回の五％消費税増税に加え、さらに七・一％の増税が必要との報道がありました。財源はどうするつもりですか。

我々には、年金制度の見直しに当たって留意すべき前提が二つあります。まず、過去、現在、将来において、額に汗して働き、税金や社会保険料などを納め、また、納めようと努力している人々が報われること。そして、正直者が損をしないようにすることを原点とする自助自立を第一とし、共助、さらには公助の順に従つて政策を組み合わせて、安易なばらまきは排し、現役世代に過重な負担とならないよう、真に必要なとされる社会保障の提供を目指すべきであるということです。

民主党の主張する最低保障年金は、誰にでも七万円をばらまく、自助を否定し公助ありきの、極めて社会主義的色彩の強い政策と私は考えます。総理の御所見をお聞かせください。

また、来年法案を提出するからには、現在、新しい制度について相当に議論が進んでいるはず。民主党の年金制度の仕組みとスケジュールについて、具体的に、わかりやすく答えてください。

最低保障年金七万円は、いつから、どの程度の所得の人がもらえるのでしょうか。保険料は、いつから、幾ら上がるのでしょうか。完成まで四十年かかるとも言われている民主党案ですが、移行期には現行制度と民主党案の二つの制度が同時に進行するという理解でよろしいですか。

次に、具体的な法案について質問したいと思います。

今回、年金一元化については、被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の改正案が提出されました。この法案はサラリーマンの厚生年金と公務員の共済年金を一元化するものでありますが、これは、平成十九年、自公政権のときに提出し、民主党の大反対で廃案となったものとはほぼ同様のものであります。国民年金を含め制度を一元化する法案を来年に提出するならば、なぜ、こじ、被用者年金制度だけを統合する必要があるので、私には理解できません。大風呂敷を広げて全ての一元化を来年やると言いながら、我々のかつての案を持ち出してきて、これがこじの一元化法案だと言われても、納得できません。

そこで、総理にお伺いします。

以前自公で出した法案と今回提出の法案との違いは何か。また、以前の自公案にはなぜ反対したのか。また、今回似たような法案を出してきた理由は何か。さらに、国民年金との一元化はいつまでに行うのか。明確にお答えをいただきたいと思っています。

今回、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部改正案も提出されました。主なポイントは、短時間労働者に対する厚生年金、健康保険の適用拡大、そして受給資格期間の短縮、二十五年から十年へ、そして低所得者への年金額の加算などであります。こ

れらは、低年金・無年金者の問題、あるいは、約三百三十万人と言われている未納・未加入者の問題に対応するものであり、我が党としても議論を重ねてきたものばかりであります。

この法案は、未納、未加入対策になると考えられますが、逆に、経営者側は雇いづらくなり、雇用機会が減少する可能性があります。経営や経済への影響を予想して、複合的、大局に立った対応が重要であります。総理の考えをお聞きます。

受給資格の期間の短縮については、我が党も参議院選挙の公約に明記していますが、受給権の問題だけでなく、年金額との関連など、今後さらに検討すべき点もありますが、総理は現在どうお考えになっていきますか。

また、最低保障機能の強化は、真面目に保険料を納めていた人との間に不公平が生じることも指摘されておりまして、モラルハザードにつながる制度の欠陥があります。どう是正するつもりですか。総理、お答えください。

ここで私が強調したいことは、政府・民主党が社会保障と税の一体改革として今回打ち出してきたものは、現行法の手直しばかりであるということとです。これまで、現行法を基本として必要な見直しを行ってきた我々の主張と、いろいろ考えた末に結局は同じになってしまった、そういうことじゃないんですか。我々は、年金の現行制度の基本を守っていくことが、今保険料を払っている人たち、そして年金生活の皆さんに迷惑や心配をかけず、その持続的安定性につながると確信しています。

さらに、少子高齢社会に対応するためには、保険料負担の範囲内で給付水準を自動的に調節する仕組み、いわゆるマクロ経済スライドといいますが、この発動により支給水準が調整されること

によって、年金制度は現行制度の改革で十分に持続可能と考えられます。

ところが、民主党は、年金に対する不安感をいさぐさにあおって、最低保障年金という幻想をいまだに振りまいております。さらには、この民主党案も、少子高齢社会への解決策には残念ながらないんです。また、財源問題が大きなネックとなる最低保障年金や、被用者年金と国民年金の統合などの問題点が多く、さらに、実現には四十年かかるということもあり、民主党案は、現実的な選択肢とは到底考えられません。

そこで、総理にお伺いします。

現行制度の見直しを行えば、年金制度は十分持続可能な制度じゃないんですか。到底実現できない最低保障年金の支給を含めた民主党案の旗はこれ際おろし、我々の提唱する現実的な改革を協力し合って一緒に進めようじゃありませんか。今、総理に必要な決断は、マニフェストの呪縛から逃れることです。総理のお考えを伺います。

年金は、医療や介護のような単年度のことは違つて、クールが約八十年の制度であります。すなわち、二十歳から保険料を払い始めて、四十年間払って満額の受給権を得て、その後九十歳まで受け取れば、当然、百年の安定した制度が必要であります。

今、日本は、二〇二五年から二〇五〇年の高齢化のピークに向かいつつあります。社会保障のまさに胸突き八丁と言えらるんです。このときに、現行制度と、移行に四十年もかかる民主党案が併存するということは、社会保障制度全体が極めて不安定になる危機と言えます。いわば、国民を巻き込んで、まるで、嵐の海の中で船を乗りかえるようなものであります。

総理、政治は現実をしつかり見なければなりません。現行制度を、与野党協力して、国民の立場

によって、より安心な持続可能な制度にしていこうとこそ、政治全体の責務であり、唯一の道であると思います。

最後に、民主党の、到底実現できない矛盾いっぱいの年金案の旗はきっぱりとおろすよう改めて申し上げ、私の質問とさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣野田佳彦君登壇〕

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 自民党鴨下議員の御質問にお答えをしたいと思います。

まず最初に、社会保障における自立についての御尋ねがございました。

議員御指摘のとおり、国民の安心や生活の安定を支えていくためには、国民一人一人がみずからの努力によって営む自助、自助では対応できないリスクに相互に連帯して生活を保障する共助、公的扶助など必要な生活保障を実施する公助をバランスよく適切に組み合わせることが必要であると考えております。

今回の一体改革においても、就労や生活支援などによる自立支援といった自助を念頭に置いた上で、年金や医療保険、介護保険など、共助によるセーフティネット機能の強化を提案しているところであります。

次に、現行年金制度に対する認識についてのお尋ねがございました。

現行の年金制度については、自公政権のもとで、基礎年金の国庫負担割合の二分の一への引き上げやマクロ経済スライド導入といった、制度の持続可能性を高めるための御努力をされてきたことについては、私も否定しているわけではございません。

また、現在の年金制度は、平成二十一年の財政検証でも、将来にわたり年金財政の給付と負担の均衡が図られていることが確認をされているところでございます。

しかし、現行制度は、終身雇用や専業主婦というモデルを前提につくられていること、国民年金において非正規雇用の増大や未納・未加入者の問題が大きくなってきていることなどの問題を抱えており、将来の見通しについて国民の信頼が得られていないとは必ずしも言えません。

こうした認識に基づき、新しい年金制度を提案するとともに、新たな年金制度が創設、実施されるまでの間においても、最低保障機能の強化など現行制度を改善するために関係法案を提出したところであります。

次に、社会保障改革の全体像や高齢者医療制度改革、社会保障の効率化策についてのお尋ねがございました。

一体改革大綱では、医療、介護、年金、子ども・子育てなど社会保障制度全般にわたり、改革の項目や実施時期などを含め改革の全体像を示しており、その上で、必要な法案も順次国会に提出し、御審議いただくこととしております。

このうち高齢者医療制度の見直しについては、大綱では、関係者の理解を得た上で平成二十四年通常国会に法案を提出するとされており、地方団体を初めとする関係者の御理解を得られるよう、引き続き検討、調整を行っているところであります。

また、一体改革では、社会保障について、三・八兆円程度の充実を行う一方で、一・二兆円程度の重点化、効率化をあわせて行うこととしております。医療、介護分野においても、サービス提供体制の効率化、重点化や、七十歳以上七十五歳未満の医療保険の患者負担の平成二十五年度予算編成過程での見直し、介護保険の給付の重点化、効率化、自立支援型のケアマネジメントの実現などを検討します。

議員が御提案をされている年金、医療、介護を

総合調整する仕組みにつきましては、高齢者が自分に合ったメニューを選択でき、多様なニーズに応えられることや、自助努力を促すことができるといった利点が挙げられる一方で、個々の高齢者の医療や介護の必要性に応じた給付を行うという公的社会保障の考え方とどう整合させるかなどの論点があると思われまます。

社会保障の重点化、効率化を進めることは重要な課題であり、ぜひ、与野党での協議を通じて、さまざまな御提言をいただきながら議論を深めていきたいと考えております。

次に、新しい年金制度に関し、その財源を含む制度設計や今後のスケジュールなどについて、数点のお尋ねがございました。

民主党の新しい年金制度では、社会保険方式の所得比例年金を基本として、所得比例年金の受給額が少ない方に対して補足的に税を財源とする最低保障年金を給付することを提案しております。

最低保障年金に必要な財源については、支給範囲や支給額といった具体的な制度設計によってその規模が変わり得るものであり、財源をどのように手当てするかについてとあわせて、今後の重要な検討課題であると認識をしています。

また、所得比例年金における具体的な保険料負担については、一体改革大綱では、老齢年金に関する部分の保険料率として一五％程度と明示しています。自営業者の方々の保険料負担の具体的なあり方などについては、今後検討を進めていくべき事項であると認識をしております。

なお、新制度への移行には一定の時間を要することから、新制度発足後も、当分の間は、新制度だけではなく現行制度からも年金が支給されることになるものと考えております。

こうした最低保障年金や全ての年金一元化などの給付、負担関係を含め、新年金制度の具体的な

姿や実施スケジュールは、まずは民主党において検討されるものでありますが、与野党間でも真摯に議論をいただき、平成二十五年度の法案提出を目指してまいります。

民主党が掲げる新しい年金制度は、高齢期に少なくともこれ以上は受給できるという年金額を明らかにすることで、国民が高齢期の生活設計を立てられるようにするものであります。新制度では、保険料を支払えるのに支払わなかった方にまで最低保障年金を支給することは想定しておらず、ばらまきとの御批判は当たらないものと考えております。

次に、被用者年金一元化法案についてのお尋ねがございました。

今回の被用者年金一元化については、平成十九年当時とは異なり、一体改革大綱において、新しい年金制度の創設を掲げた上で、新制度の創設までは一定の時間を要することから、その方向性に沿って、被用者年金一元化も含めた現行制度の改善にも取り組むという改革の全体像を明示した上で提案しているものであります。

その意味で、被用者年金一元化法案は、全国民が一つの年金制度に加入する形が完成するまでの間にも、できるだけ早く働き方に中立的な制度となるよう、この国会に提出したものであります。

また、平成十九年の法案については、我が党所属の議員から個別の問題点を指摘したことはありますが、同法案は、衆議院の解散に伴い審議未了で廃案となったものであり、民主党として反対していたということではございません。

なお、国民年金との一元化時期については、先ほど答弁したとおりであり、新年金制度の実施スケジュールとして、まずは党において検討を行うべきものであります。

次に、国民年金法等改正案のうち、適用拡大、

受給資格期間短縮、年金額加算の三点についての御質問をいただきました。

今回の法案における社会保険の適用拡大は、正規労働者へのセーフティネットの拡充などの観点から、適用範囲をできる限り広く設定すべきという要請とともに、現下の厳しい経済情勢の中で、中小企業に負担を求めることによる企業経営への影響に配慮する意見の両方の立場を踏まえて、従業員数が五百人以上の企業から適用を拡大するとともに、施行を二十八年四月として十分な準備期間を設けるなど、総合的な観点から、現実的なスタートラインとして設定をしたものであります。

また、受給資格期間の短縮については、現に生じている無年金者をできるだけ救済すると同時に、納付した保険料をできるだけ給付に結びつける観点から実施するものであります。

一方で、年金制度は、四十年間保険料を納付することを前提に設計しており、法律上の義務ともなっているところであります。この点については十分周知をしていくことが重要と考えております。

第三に、低所得者への年金額の加算については、低所得者に対する加算の効果を出すことが必要である一方で、御指摘のとおり、保険料の納付意欲をできるだけ損なわない仕組みとすることが必要であります。

このような観点から、法案では、加算の対象者を限定した上で、加算の仕組みについて、真面目に納付している人の納付意欲にできるだけ悪い影響を与えることのないように配慮しています。

最後に、民主党案の旗をおろすべきではないかというお尋ねがございました。

民主党の新しい年金制度の提案は、年金一元化や最低保障年金の創設を通じ、現行制度が抱える

さまざまな課題に応えようとするためのものです。新制度に対しては、これまでも種々の課題を指摘はされておりますが、平成二十五年の法案提出に向けて民主党内で具体的な制度設計を検討する中で対応の可否を判断していくべきと考えております。

また、政府としては、まずは最低保障機能の強化など現行制度の改善を図ることとし、これに必要な費用を消費税引き上げにより得られる財源の用途に含めるとともに、所要の法案を提出したところであります。

最低保障機能の強化などの改善が必要であるとの問題意識は与野党で共有されていることを踏まえれば、民主党案の旗をおろす、おろさないの議論ではなく、胸襟を開いて、国民の立場に立って協議をしていくことが重要と考えております。

(拍手)

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長(衛藤征士郎君) 石井啓一君。

〔石井啓一君登壇〕

○石井啓一君 私は、公明党を代表して、ただいま議題となりました年金関連二法案に対し、野田総理並びに関係大臣に質問いたします。(拍手)

冒頭、去る四月二十九日に関越自動車道藤岡ジャンクション付近で発生しましたバス事故で亡くなられた方々に衷心より哀悼の意を表しますとともに、けがをされた方々に心からお見舞い申し上げます。政府にあつては、事故の原因究明と再発防止に万全を期していただきたいと思ひます。

また、一昨日の五月六日に茨城県つくば市や栃木県真岡市などで発生した竜巻、突風による災害で亡くなられた方の御冥福を心からお祈り申し上げます。また、けがをされた方々、被災された皆

様に、心からお見舞い申し上げます。政府には、災害復旧復興に万全の支援を行うよう要請いたします。

具体的な質問に入る前に、野田総理に申し上げたい。

去る四月二十日、参議院において、田中防衛大臣及び前国土交通大臣に対する問責決議が可決されました。二院制をとる我が国において、一方の院が示された意思表示として重く受けとめるべきであります。

両大臣は、これまでの言動等から見ても、閣僚として不適格であり、問責に値することは明白です。任命権者たる野田総理は速やかに問責二大臣を交代させるべきです。総理の明確な答弁を求めます。

さて、ようやく、社会保障と税の一体改革に関し、本格的な国会論議がスタートをいたします。

しかし、各論に入る前に、私は、改めて民主党の衆議院選挙公約を問わなければなりません。

民主党は、二〇〇九年の衆議院選挙で、四年間消費税を上げないと公言したにもかかわらず、それを実行しようとしております。野田総理は、この点、消費税率引き上げの実施は衆議院任期終了後であるから、その前に国民に信を問えば問題ない」と強弁をしております。しかし、こじつけ以外の何物でもありません。

野田総理に伺います。

二〇〇九年の衆議院選挙の際、多くの有権者が、本心に総理が言うような解釈をして民主党に一票を投じたとお考えでしょうか。消費税率引き上げは衆議院選挙の公約には全く反していない、それを理解しなかった有権者が悪いとでもおっしゃるのでしょうか。お答えをください。

また、野田総理は、社会保障と税の一体改革を

正当化する理由として、二〇〇九年所得税法改正の附則第四百四条の「平成二十三年度までに必要な法制上の措置を講ずる」とする条文を挙げます。

しかし、そもそも民主党は、野党時代に、二〇〇九年所得税法改正に反対をし、さらに、附則第四百四条についても、二〇〇九年三月二十七日の本会議での討論で、「不安や憶測をおおるだけで、有害無益」として大反対していたではありませんか。総理、なぜ賛成に変わったのでしょうか。明確にお答えをください。

さて、野田内閣は、三月三十日に消費税増税法案を提出、前後して、関連する法案も一部を除いて国会に提出しました。

しかし、野田総理が政治生命をかけるまで断言された社会保障と税の一体改革の国会での議論は、ようやく本日からスタートするに至りました。この間一カ月以上、政府・与党は一体何をしていたのでしょうか。民主党内で、国会における議論の進め方、方針がなかなか定まらず、結果として時間を空費してしまつた。この対応、ついても、政府・与党の法案成立への覚悟を疑わざるを得ません。

本通常国会の会期も残りわずか一カ月半となりました。総理は、これほどの重要法案を本日に今国会で成立させる目途があるのか、また、政治生命をかけるまで言われた以上、今国会で成立しない場合にはどのように政治的なけじめをつけるのか、明確にお答えをください。

一方、総理の足元を見れば、民主党内には消費税増税法案に対して公然と反対している議員が多数いるようです。仮に法案採決に際して造反した議員が出た場合に、総理はどう対処するつもりですか。答弁を求めます。

公明党は、社会保障と税の一体改革について

は、前提条件として五条件を申し上げてきました。第一に、社会保障の機能強化の具体化、第二に、景気の回復、第三に、行政改革及び行政の無駄排除の徹底、第四に、消費税の使途は社会保障に限定、第五に、消費税のみならず税制全体の改革であります。

まず、社会保障については、改革の全体像が示されております。

公明党は、国民一人一人がそれぞれのライフステージの中でどのような社会保障のサービスが受けられるかについて、まずは国民的な合意を得る、その上で、それらに必要な費用を、税、保険料あるいは自己負担でどう賄うのかという議論の順序を進めるべきと一貫して主張してきました。

しかし、本日の議題となつて年金一つとっても、最低保障年金の創設を初めとする民主党の年金抜本改革の具体案は、結局、明らかにされることなく、来年の通常国会に法案を提出するとの一点張りです。高齢者医療制度の見直しに関する法案も、いまだ国会に提出されていません。社会保障の柱の将来像が全く示されていない。これで国民的な合意が得られるでしょうか。社会保障と税の一体改革と言いつながら、社会保障の議論が不十分で、完全に増税先行の議論となつております。

経済状況を見ても、依然としてデフレ、円高に苦しむ我が国の景気、経済状況を改善しない限り、国民に負担増を求めるわけにはいきません。行政改革を初め無駄の排除も、目に見える成果は上がっておりません。

税制全体の見直しも、所得税の再分配機能の強化は極めて不十分です。

このように、現状の政府・与党の対応では、一体改革、消費税増税を国民に求める大前提が整つ

ていない、また、整える努力を民主党政権は怠つてきたと言わざるを得ません。以上の指摘について、総理の見解を伺います。

次に、年金関連法案の質問に移ります。

今般の一体改革で政府が提案する年金関連の法案は、自公政権時代に既に提案されていた被用者年金の一元化や、短時間労働者の厚生年金の適用拡大、公明党が主張してきた低所得者に対する基礎年金加算制度、受給資格期間の短縮など、現行制度の改善が主な柱となっております。

民主党は、野党時代、現行制度は破綻している、とさんざん批判し、抜本改革を声高に叫んできたわけですから、本来、現行制度をベースにした機能強化という選択はなかつたはずで、それにもかかわらず、抜本改革を送り込んで現行制度の改善を行おうとするということは、民主党が訴えてきた年金制度の抜本改革は、あの普天間基地移設問題のように全く具体案のない幻想だったということであり、年金改革は、結局、現行制度をベースに改善を進めていくという進め方しかないということをご政府みずから認めたことにほかなりません。

まずは、現行年金制度に対する認識について、野党時代の破綻しているという認識の是非を含め、総理の答弁を求めます。

年金機能強化法案について伺います。

本法案には最低保障の強化策として受給資格期間の短縮や低所得者等への基礎年金加算が盛り込まれておりますが、そもそもこれは公明党がかねてより提案していた改善案です。低所得者等への年金額の加算方法については、定額加算は月額六千円とし、その上でさらに免除期間加算を行う仕組みにしております。

制度への信頼を高めるためには、保険料をきち

んと納めてきた方との公平性の確保や保険料の納付意欲を阻害しない仕組みが重要で、どのような検討を経て金額と加算方法を決めたのか、厚生労働大臣に伺います。

続いて、短時間労働者に対する厚生年金、健康保険の適用拡大について伺います。

民主党は、当初、対象者を三百七十万人に広げる案を検討しておりましたが、関係者からの反響を受け、党内からも批判が噴出し、結局、四十五万人という当初の八分の一以下に規模は縮小されました。また、三年以内に対象者数をさらに拡大するとしておりますが、結局は先送りにすぎず、どの程度拡大できるかは全く不明です。厚生年金の適用拡大がこのような進まないありさまでは、民主党が目指す、さらにハードルが高い全ての年金制度の一元化など、到底できるはずがないと考えます。厚生労働大臣の答弁を求めます。

次に、産休期間中の保険料免除措置について伺います。

次世代育成支援の観点から、現行の育児休業期間中の保険料免除措置を産休期間中にも拡大することについて異論はありませんが、一方で、国民年金の方への対応は置き去りにされたままです。

公明党は、国民年金についても、まずは育児休業期間中について、夫婦どちらか一方の保険料を免除するなどの措置を検討すべきと考えます。全ての制度の一元化を目指す民主党政権ならば、なおさら国民年金についても対応策を検討すべきではないでしょうか。厚生労働大臣、お答えください。

次に、被用者年金一元化法案について伺います。

本法案の中身は、平成十九年に自公政権で提出した法案とほぼ同様の内容です。しかし、当時、

野党第一党であつた民主党が、国民年金を含めた年金制度全体の一元化を主張し、猛反発していた中で、当時の政府案は、法案審議に至らないまま、審議未了、廃案となりました。当時、民主党が賛成していれば、被用者年金の一元化は平成二十二年の四月から実施できていたはずで、

官民格差の是正をおくらせてきた責任をどのように認識しているのか、なぜ今になって当時反対していたと同様の内容の法案を提出するのか、総理の説明を求めます。

また、今般の法案では、共済年金の保険料を将来的に厚生年金の水準にそろえるため一・八・三％まで徐々に引き上げていくとしておりますが、仮に民主党が目指す全ての年金制度の一元化を行った場合、事業主負担のない国民年金の保険料を含め、保険料率は統一されます。今般の共済年金の保険料引き上げスケジュールとの整合性がとれないのではありませんか。

官民格差の是正が進まない点では、職域加算の扱いについても政府の対応は腰が引けておりま

人事院が公表した退職給付水準に関する官民格差の比較調査では、二〇一〇年度に退職した国家公務員が受け取る、職域加算年金に退職金を加えた一人当たりの退職給付の合計額は民間を約四百万円上回っているとの結果が出ております。

退職給付についても官民格差を是正すべきであり、退職手当と職域加算廃止後の新たな年金を加えた退職給付の水準は民間とそろえるという前提で検討するのが当然と考えますが、いかがでしょうか。

さらに、一元化に当たり、給付に充てる積立金の統合が中途半端であるとの指摘があります。

公務員共済の約四十五兆円の積立金のうち、厚生年金に統合するのは約二十四兆円にとどまり、残りは既に退職した公務員や現役の公務員に対する職域加算の財源に充てるとしておりますが、その使途について、試算を含め、明確に説明すべきです。

これら被用者年金一元化法案のさまざまな問題点について、岡田副総理の答弁を求めます。

以上述べてまいりましたように、今般政府が提出した年金関連二法案は、民主党が訴えてきた最低保障年金を初めとする年金抜本改革の具体案を全く示すことができないまま現行制度をベースに改善を加えたものであり、短時間労働者の厚生年金等の適用拡大や被用者年金一元化等の内容を見ても、民主党が目指す抜本改革との整合性において、ますます説明がつかないものとなつております。

民主党は、一体改革の大綱の中に「新しい年金制度の創設」という文言を入れ、マニフェストに対する面目を保とうとしておりますが、本年二月に公表された試算でもわかるように、最低保障年金の創設に多額の財源が必要となるなど、民主党の新年金制度は実現性が乏しいことは明白です。この期に及んでなぜ年金制度についてマニフェストに固執するのか、全く理解ができません。

政権交代後、一向に進まない具体案づくりを見ても、年金抜本改革など、初めからやる気がなかつたと言わざるを得ません。あわせて、これまで、抜本改革の幻想を振りまき、真つ当な年金改革の議論をおくらせてきたその責任は極めて重いと指摘せざるを得ません。深く、民主党が掲げる新年金制度の創設は断念すべきです。

最後に総理の明快な答弁を求め、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣野田佳彦君登壇)

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 公明党の石井政調会長の御質問に順次お答えをしております。

まず、国土交通大臣、防衛大臣についての御質問をいただきました。

二人の閣僚に対する問責決議が参議院で多数で可決されたことは、事実として受けとめており、残念なことだと考えております。

しかし、全ての閣僚が緊張感を持って職責を果たすことが責任の果たし方であり、総理として、全閣僚にそのように指示をしております。国土交通大臣、防衛大臣とも、大いに反省すべき点は反省し、かつ、職務を全うすることが国民に対する責任であると考えております。

次に、消費税引き上げについてのお尋ねがございました。

消費税について民主党が前回総選挙時に国民に約束したことは、衆議院の任期中には消費税の引き上げは行わない、税率引き上げを実施する際には国民に信を問いますということでありました。

一方で、民主党政権として、消費税の議論まで否定してきたわけではありません。○九年の総選挙の際にも、当時の鳩山代表は、消費税に関する議論の必要性は指摘をされております。同時に、政権交代以降の税収の落ち込みや大震災の発生、欧州を中心とした金融危機などの状況も勘案して判断をいたしました。

この間の経過の中で、私たちの真意が国民の皆様十分に御理解いただけていない点については、真摯に受けとめ、反省をいたします。社会保障と税の一体改革の意義、必要性をこれまで以上に丁寧に国民に御説明し理解を得ていくとともに、何としても今国会での関連法案の成立をお願いしたいと考えております。

附則第百四条についての御質問をいただきました。

人口構造の急速な少子高齢化の中で、社会保障の持続可能性をしっかりと担保することが基本であります。加えて、リーマン・ショック後の我が国を取り巻く社会経済財政状況の大きな変化、さらには、最近の欧州の政府債務危機問題に見られるグローバルな市場の動向を踏まえれば、社会保障と税の一体改革は、どの政権であつても先送りできない、待たなしの課題であると認識をしております。

一体改革については、一昨年十月に政府・与党社会保障改革検討本部を設置して検討を開始して以来、政府・与党内における丁寧な議論の積み重ねを経て、昨年六月に成案、本年一月に素案を取りまとめ、二月に大綱を閣議決定したところであります。

これらの成案、素案、大綱のいずれにおいても、附則第百四条に従って、平成二十三年度中に税制抜本改革法案を国会に提出する旨を盛り込んでおります。

政府としては、法律を尊重する義務を負っており、これらの大綱等に表示されたとおり、税制抜本改革法案を三月三十日に閣議決定し、国会に提出したものであります。

法案の今国会での成立についてのお尋ねがございました。

御指摘の発言は、不退転の決意で社会保障・税一体改革関連法案を今国会中に成立させなければいけないとの決意を申し上げました。

政治家が政治生命をかけることは、文字どおりの意味であり、その解説は行いませんし、これから国会で本格的に御審議いただくに際して、あらかじめ成案を得られない場合のことを申し上げるのは、国会に対しても失礼かと存じます。

また、与党内の意見に関しては、昨年来、丁寧な議論を重ね、党のルールに従った決定をしてまいりました。最終的には、所属議員一人一人が与党としての責任を自覚し、政府・与党一致結束して改革の実現に邁進すると確信をしております。

与野党ともに改革の必要性については一致していると認識をしており、建設的かつ実りある審議を進めていただき、ぜひ改革を実現させるよう御協力をお願いいたします。

次に、消費税引き上げを含めた一体改革を国民に求める前提が整っていないとの御質問をいただきました。

本年二月の社会保障・税一体改革大綱では、新しい年金制度の創設や高齢者医療制度の見直しを含め、社会保障制度全般にわたり改革の項目や実施時期などを示しており、三月三十日には工程表を閣議決定しております。

このように、社会保障改革の全体像をお示しするとともに、消費税引き上げによる財源確保と密接にかかわる法案については、税制抜本改革関連法案とあわせ、国会に提出しており、増税先行との御指摘は当たらないと考えております。

経済状況については、景気の流れが直し傾向が確かなものとなるよう、日本銀行との一層の連携強化を図り、切れ目ない経済財政運営を行ってきております。

新成長戦略の加速や日本再生戦略の策定、実行を初め、デフレ脱却と経済活性化に向けた取り組みを全力で進めてまいります。

行政改革や無駄排除については、政権交代以降、行政刷新会議を中心に大いに取り組んできたところであり、最近でも、国家公務員の給与引き下げの実施、新規採用抑制の決定などを行っておりますし、独法改革、特会改革なども進めております。

また、全閣僚をメンバーとする行政改革実行本部を中心に、また、昨日初会合を開催した、民間有識者を集めた行政改革に関する懇談会の議論の成果も反映させて、引き続き、行政の無駄や非効率を排除し、総人件費改革を初めとする行政改革を推進してまいります。

税制改革については、今回提出している法案において、所得税について、特に高い所得階層に一定の負担増を求めることによりその累進性を高めるとともに、資産課税についても相続税の基礎控除の見直しなどを行うこととしており、税制全体としての再分配機能の回復を図っております。

なお、消費税収については、現行分の地方消費税を除き、全額社会保障財源化することとしております。

このように、御党が一体改革の条件とされている諸課題については、政府としても全力で取り組んでおります。

一体改革は、どの内閣であつても先送りできない課題でありますので、建設的な御議論を改めてよろしく願います。

次に、現行年金制度に対する認識についての御質問をいただきました。

現行の年金制度について、自公政権のもとで、基礎年金の国庫負担割合二分の一への引き上げやマクロ経済スライド導入といった、制度の持続可能性を高めるための御努力をされたことについては、私は正当に評価しなければならぬと考えております。

また、平成二十一年の財政検証でも、将来にわたる年金財政の給付と負担の均衡が図られていることが確認をされているところであります。

しかし、現行制度は、終身雇用や専業主婦というモデルを前提につくられている、国民年金にお

いて非正規雇用の増大や未納・未加入者の問題が大きくなっているなどの問題を抱えており、将来の見通しについて国民の信頼が得られているとは必ずしも言えないところもございます。私のこの認識は、総理になる前から変わっておりません。

次に、被用者年金一元化法案についてのお尋ねがございました。

平成十九年の被用者年金一元化法案については、我が党所属の議員から個別の問題点を指摘したことはありますが、同法案は、衆議院の解散に伴い審議未了で廃案となったものであり、民主党として反対していたということではありません。

今回の被用者年金一元化については、平成十九年当時とは異なり、一体改革大綱において、新しい年金制度の創設を掲げた上で、新制度の創設までには一定の時間を要することから、その方向性に沿って、被用者年金一元化も含めた現行制度の改善にも取り組むという、改革の全体像をお示しした上で提案しているものであります。

被用者年金制度の一元化が必要であるとの問題意識は与野党で共有をされており、その先の抜本改革のあり方も含めまして、与野党間の協議の中で、胸襟を開いて、国民の立場に立つて議論をしていくことが重要と考えております。

新制度の創設を断念すべきとの指摘への見解についての御質問をいただきました。

民主党の新しい年金制度の提案は、年金一元化や最低保障年金の創設を通じ、現行制度が抱えるさまざまな課題に答えようとするものであります。新制度に対しては、これまでも種々の問題を御指摘いただいておりますが、平成二十五年の法案提出に向けて民主党内で具体的な制度設計を検討する中で対応の可否を判断していくべきと考えます。

また、政府としては、まずは最低保障機能の強化など現行制度の改善を図ることとし、これらに必要な費用を消費税引き上げにより得られる財源の用途に含めるとともに、所要の法案を提出したところであります。

最低保障機能の強化などの改善が必要であるとの問題意識は与野党で共有されていることを踏まえれば、新年金制度の提案を撤回する、しないの議論ではなくて、胸襟を開いて、国民の立場に立つて協議をしていくことが重要であると考えております。

残余の質問については、関係大臣から答弁をさせていただきます。(拍手)

(国務大臣小宮山洋子君登壇)

○国務大臣(小宮山洋子君) 石井議員からの低所得者への年金加算についての御質問ですが、低年金、無年金問題に対応することは年金制度上の大きな課題であり、平成二十年の社会保障国民会議や社会保障審議会年金部会で基礎年金の最低保障機能の強化が提案されたほか、昨年の社会保障・税一体改革の議論でも各団体や報道各社等からさまざまな提案をいただきました。これを受けて、今回、年金制度の中で最低保障機能の強化を図るため、一定の低所得の人に基礎年金額の加算を行うことにしています。

加算を行う場合には、低所得者に対する加算の効果を出すことが必要である一方で、御指摘のとおり、保険料の納付意欲をできるだけ損なわない仕組みとすることが必要です。社会保障審議会年金部会等の場で、そうした視点を示しながら、具体的な案をもとに検討を行ってきました。

この結果、具体的な低所得者の範囲として、介護保険や後期高齢者医療制度など、ほかの社会保障制度で用いられている低所得者の範囲を基本として、市町村民税が家族全員非課税、かつ、年金

その他の収入が老齢基礎年金満額以下の人とした。

このように、年金の加算の対象者を限定した上で、対象者に対し一律月額六千円の加算と、免除を受けた期間については割り増しの加算を行うことで、真面目に納付している人の納付意欲にできるだけ悪い影響を与えることのないよう配慮しています。

短時間労働者に対する社会保険の適用拡大についてですが、今回の適用拡大案は、非正規労働者へのセーフティネットの拡充や働き方に中立的な制度を確立する観点と、中小企業などの経営への影響に配慮する観点の両方の立場に基づいて、総合的な観点から、現実的なスタートラインとして設定したものです。

さらに、今回の法案では、第二段階の施行から三年以内という期限を置いた上で、社会保険の適用範囲をさらに拡大するための法制上の措置を講ずるとして、将来のさらなる拡大を明確にしています。

短時間労働者への適用拡大については、全ての国民が一つの年金制度に加入する形が完成するまでの間も、非正規労働者のセーフティネットの拡充や働き方に中立的な制度にするという観点から早急な改善が求められている事項であり、この法案の御審議をお願いしたいと考えています。

国民年金での育児休業期間中の保険料免除の導入についてですが、今回の法案では、現在、次世代育成支援の観点から行われている育児期間中の保険料免除をさらに進め、厚生年金で産休期間中の保険料免除を行い女性が就業を継続しやすいようにするとともに、負担の軽減を行うことにしています。また、被用者であるのに現在厚生年金に加入していない人たちについて厚生年金の適用拡大を行うことで、こうした産休育休期間中の保険

料免除を受けられるようにしています。

一方、産休育休という仕組み自体は被用者を対象とした制度であるので、その期間中の保険料免除を自営業者や無業者など被用者以外のさまざまな就業形態の人にも、そういう人も入っている国民年金の加入者全体に広げられるのかという問題があります。

いずれにしても、今後、新しい年金制度について民主党内で具体的な制度設計を検討する中では、育休や産休期間中の保険料免除を含めた次世代育成支援の観点からの御指摘についても対応の可否を判断していくことになるかと認識しています。(拍手)

(国務大臣岡田克也君登壇)

○国務大臣(岡田克也君) 被用者年金一元化法案に関して、三点、お尋ねがございました。

まず第一に、新しい年金制度との整合性についてです。

民主党の主張する新しい年金制度をいつから施行するかについては、新制度の設計に関する議論の中で総合的に検討することになるものと考えております。一方で、被用者年金一元化法案については、現行制度の課題に対応し、働き方に中立的な制度となるよう、この国会に提出したものであります。この中で、保険料率の引き上げについても、平成十九年に自公政権が提案した法案と同様のスケジュールを定めております。

新しい年金制度の具体的な開始までの間にも現行制度の改善を図ろうとする今回の被用者年金一元化法案が新制度と整合性がとれていないということはないと考えております。

第二に、退職給付の水準についてであります。今般の人事院調査では、御指摘のように、公務員の退職給付全体、すなわち一時金、年金の合計

が民間を約四百万円上回っているという結果が示されたところです。

まず、この四百万円は官民格差については、是正すべきものであると考えております。

この調整をどのように行うかについては、退職手当、被用者年金一元化後の職域部分のあり方をあわせて検討する必要があるため、現在、私のもとに設けられた有識者会議において御議論をいただいているところであります。

第三に、共済に残る積立金の使途についてであります。

一、二階部分の共通財源の仕分けについては、賦課方式を基本とする公的年金制度においては、各制度が保険料で賄うべき一、二階部分の給付総額に対して何年分保有しているかということに着目して、年数をそろえて拠出し合うことが最も公平であると整理したものであります。この考え方は、平成十九年法案と同様であります。現時点のごく粗い試算では、公務員共済の積立金のうち、一、二階部分の共通財源として仕分けた後に残る積立金は約二十・七兆円となっております。

一方、旧三階部分の処理に必要な費用は、利回り四・一％など、平成二十一年財政再計算をもとに試算した場合の現在価値で十八から十九兆円程度となると見込まれております。ただし、旧三階部分の処理費用は、利回りが低下した場合にはさらに必要額が増加するものであることに留意が必要であります。

今回の積立金の仕分けは、一、二階部分の共通財源としての仕分けの公平性を確保するものであります。結果として旧三階部分の処理の必要性にも応えるものになっていると考えております。

以上です。(拍手)

○副議長(衛藤征士郎君) 高橋千鶴子君。

(高橋千鶴子君登壇)

○高橋千鶴子君 私は、日本共産党を代表し、年金機能強化法案並びに被用者年金一元化法案に対する質問を行います。(拍手)

両法案を含む七つの法案が、社会保障と税の一体改革の名のもとに、特別委員会で一括審議されようとしています。しかし、民主党の新しい年金制度はおろか、医療や介護保険制度についても法案はまだ提出されておらず、今は序章にすぎないのです。これを皮切りに、さらなる増税と社会保障改悪へ国民を引きずり込もうというものにほかなりません。

日本共産党は、一体改革という名の社会保障切り捨てと消費税増税に断固反対です。今やるべきことは、小泉構造改革のもとで福祉も自己責任として壊されてきた社会保障を再構築することだと考えます。

まず、法案の前提となる社会保障と税の一体改革について、基本的認識を三点伺います。

第一は、消費税増税が被災地の復興を妨げるといふ点です。

帝国データバンクによると、東日本大震災による企業倒産は、二月末で六百三十件となつています。被災三県の沿岸部では、津波被害が特に大きかった地域と原発事故による避難区域などに本社があった企業のうち、休業業など営業不能状態が約三割の千五百社に及びます。

岩手県宮古市で靴屋を営む男性は、サンダル十二足、ポケットの全財産九千円で店を再開しました。消費税が上がったら、あおりをもうに食う、増税なんてとんでもないと訴えています。

大船渡市の漁師さんは、津波で自宅も養殖棚も流されましたが、自力で作業場をつくり、ワカメ

漁を再開しました。作業場に通う女性たちは、踏ん張る土台として自宅を再建したいと口々に訴え、集団移転の候補地もみずから探しました。そんなときに増税なんてと憤っています。

既に多くのものを失い、また、多くをしい込んででも再起を目指そうとしている被災者に、増税を負わせるべきではありません。総理の見解を求めます。

第二に、後世にツケを回さないことを最大の眼目としている点です。

高齢者を厄介者扱いですか。九九年の厚生白書を見れば、「高齢者は社会を支えていく主体と書いています。日本の高齢者の労働力人口比率は、男女とも欧米諸国よりも高く、特に六十五歳以上七十五歳未満の前期高齢者の労働力人口比率は男女とも三〇％を超えていると指摘し、「こうした高齢者の労働意欲は、少子高齢社会に対する悲観的な見方を変えていくだけの力があるであろう」と明言しているのです。こうした視点を総理はお待ちですか。

事実、九九年当時の六十五歳以上の労働力人口は四百七十五万人、二〇一〇年は五百八十五万人にふえています。この労働力人口に着目すると、総理がよく言う騎馬戦から肩車型、これはまやかしにすぎないことがわかります。単純に、二十から六十四歳までを生産年齢人口として高齢者人口で割っているからです。しかし、本来、一人の働き手は、高齢者だけではなく自分と子供なども支えています。労働力人口を総人口で割ると一人が約二人を支えるという構図になり、この割合は今後も大きな変動はないはずですが、お答えください。

後世にツケ回しをしないというなら、支え手をふやすことが最大の鍵です。政府・与党は、労働

者派遣法を骨抜き成立させ、さらに、今準備をしている有期雇用についての労働契約法改正案では、期待されていた入り口規制を外しました。これでは、不安定雇用をふやすだけではありませんか。

また、パート労働者への厚生年金適用は当然です。でも、そのために必要なことは、職場の中で一番ベテランになっても、円も昇給なしなど、パート労働者の実態を直視し、均等待遇を確立すべきです。答弁を求めます。

第三に、そもそも、社会保障や社会保険とは何でしょうか。一体改革の枠で議論される社会保険は、なぜ、年金、医療、介護、子育ての四経費に限られているのですか。

社会保険は、単なる民間保険とは違って、憲法二十五条の生存権を国が保障するという社会保障の役割を備えているはずですが、だからこそ、保険料や利用料を払えない人に減免制度などがあります。国民年金法が、憲法二十五条第二項に規定する理念に基づきと明記しているのも、そのためです。総理に確認します。

ところが、二〇一〇年十月の第一回政府・与党社会保障改革本部会合に厚労省が提出した「社会保障の現状と課題」によれば、社会保障制度の基本的考え方は、みずから働いてみずからの生活を支え、みずからの健康はみずから維持するという自助を基本とし、これを補完する共助と公助が位置づけられています。共助のシステムについては、負担の見返りとしての受給権を保障する仕組みとして社会保険が基本とあります。

つまりは、四経費をいくりにするのは、払わない人には給付がない、単なる保険制度にしてしまふということではありませんか。

また、経団連は、消費税を少なくとも一〇％

と、早くから消費税増税の旗振りをする一方で、基礎年金は全額税方式を主張し、社会保険料の事業主負担をなくすことを求めています。

社会保険料の企業負担は諸外国から見ても高いとは言えず、むしろ応分の負担を求めていくべきだと思いますが、総理の考えを伺います。

次に、年金法案について質問します。

年金の支給要件を現行二十五年から十年間にすることは、私たちもかねてより提案してきました。あわせて、無年金、低年金の解消へ思い切った取り組みが必要です。

年金給付の特例水準の解消として、三年間で二・五％の引き下げなどはとんでもありません。

そもそも特例措置は、二〇〇〇年以降、厳しい経済状況や高齢者の生活に配慮してとられてきたものです。物価指数の上昇により解消することが見込まれていましたが、その後も賃金、物価の下落傾向は続いています。これは、正規労働から非正規労働への置きかえが進み賃金が減少するなど、デフレ経済が続いてきたからです。また、介護保険料は今回も平均で千円近く値上げとなりましたが、こうした社会保険料等は物価指数に反映しません。物価が下がっているにもかかわらず、年金生活者の生活実感とはかけ離れているのです。

二・五％引き下げはやるべきです。また、給付抑制策としてのマクロ経済スライドは廃止すべきではありませんか。答弁を求めます。

政府は、低年金者対策として六千円を上乗せすると言います。基礎年金満額受給者であれば合計で七万円になり、民主党の最低保障年金制度に近づくと、単なる数合わせです。しかし、基礎年金のみ、旧国民年金受給者数は二〇一〇年度末で八百三十二万人になりますが、その平均受給額は四万九千円にすぎません。七万円満額を受け取れる人がどのくらいいるのですか。

我が党は、基礎年金の二分の一は国庫負担という現行制度を進展させて、保険料の納付実績にかかわらず、基礎年金満額の半分を国が保障し、最低保障年金制度を目指していく、このことを提案しています。総理のお考えをお聞かせください。

終わりに、消費税増税以外に道がないという社会保障の将来に対して、若い世代が希望を託せるはずありません。安心できる年金制度を初め社会保障の充実を目指しながら、無駄遣いを見直し、大企業や富裕層に応分の負担を求めて新たな財源を確保すること、人間らしく働けるルールづくりを確立していくことこそ急がれることを求めて、質問いたします。(拍手)

(内閣総理大臣野田佳彦君登壇)

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 共産党の高橋議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

まず最初に、消費税増税と被災地の復興についてのお尋ねがございました。

大震災からの復興はこの内閣の最優先課題であり、復興庁が中心となって、復興交付金、復興特区制度の活用などを通じて、被災地の復興を加速してまいります。

一方で、人口構造の急速な少子高齢化、社会経済状況の変化、欧州の政府債務問題に見られるグローバルな市場の動向を踏まえれば、社会保障と税の一体改革は、国民の皆様にご負担をお願いするものではありませんが、先送りのできない課題であると考えております。

また、今回の一体改革では、消費税収については、現行分の地方消費税を除いて全額を社会保障財源化し、国民に還元するとともに、きめ細かな低所得者対策を実施していくこととしております。

次に、高齢者の労働意欲と労働力人口の見直しについてのお尋ねがございました。

少子高齢化の進展による労働力人口の減少が見込まれる中、今後とも、経済社会の活力を維持し、その持続可能性を高めていくためには、高い就業意欲を持つ高齢者が可能な限り社会の支え手として活躍できるよう、年齢にかかわらず働ける全員参加型社会を実現するための環境整備を進めることが必要であります。

一方、高齢者は、一般的に、年金の給付対象となり、医療費の負担も高くなる一方で、多くの高齢者が定年を迎え退職することから、社会保障で支える必要がある者として捉えて、その現役世代に対する割合を騎馬戦型から肩車型と表現をしているところであります。

今後の人口構成が騎馬戦型から肩車型となる見通しがある中で、御指摘のような高齢者雇用対策等の社会の支え手をふやす取り組みの重要性は十分認識しており、引き続き、取り組みを着実に実施してまいります。

社会保障四経費と社会保障制度についてのお尋ねがございました。

一体改革大綱では、子ども・子育て、医療、介護、年金など社会保障四経費分野だけでなく、雇用や障害者施策等社会保障全般にわたり、改革の項目や実施時期など改革の全体像を示しており、四経費分野に限った議論をしているわけではありません。

また、国民の安心や生活の安定を支えていくため、社会保障制度は自助、共助、公助を適切に組み合わせていくことが必要であると考えており、今回の改革でも、年金の低所得者への加算や国民健康保険の保険料軽減の拡充など、社会保障の仕組みの中でも税財源による支援を強化する仕組みを盛り込んでいるところであります。

したがって、御指摘のような、払わない人には給付がない、単なる保険制度にしてしまうことを考えているわけではありません。

次に、社会保険料の事業主負担についてのお尋ねがございました。

我が国では、年金、医療、介護などの社会保障については、共助の考え方を基本に、国民の参加意識、権利意識を確保する観点から、給付に応じた保険料負担を行う社会保障方式を基本としています。このため、事業主に対しても、厚生年金や健康保険などの被用者保険については、雇い主の責任として、一定のルールのもと、被用者の保険料負担をお願いしています。

なお、現在の事業主の社会保険料負担の国際水準については、対GDP比で見した場合、おおむね、アメリカより高く、英、独、仏よりも低い水準ですが、法人税などの他の企業負担なども含めて判断する必要があると考えます。

今回の一体改革は、少子高齢化が進展する中で、個人負担、事業主負担、公費を適切に組み合わせることによって社会保障制度の持続可能性を確保しようとするものであり、企業にも、今後の負担も含め理解を得ていきたいと考えております。

次に、共産党提案の最低保障年金に関する御質問をいただきました。

御提案のように、所得が高く、保険料負担能力があるにもかかわらず、保険料を納付しなくても税金で基礎年金の半分を保障する仕組みは、税金の公平な配分や保険料納付意欲の観点から問題があると考えます。

なお、現行においても、所得が低く、国民年金保険料を支払えない方が保険料免除を受ければ、免除期間中については国庫負担相当分である二

分の一相当の基礎年金を受けることができる制度になっております。

残余の質問については、関係大臣から答弁をさせます。(拍手)

(国務大臣小宮山洋子君登壇)

○国務大臣小宮山洋子君 高橋議員からの改正労働者派遣法と労働契約法改正案についての御質問ですが、労働法の規制緩和については、行き過ぎた規制緩和が非正規雇用の拡大等につながった面があります。このため、派遣労働者の保護と雇用の安定等を目指し、このたび成立した改正労働者派遣法の円滑な施行に万全を期していきたいと考えています。

また、この国会に提出している労働契約法改正案は、有期労働契約を長期にわたり反復更新した場合の無期労働契約への転換などを盛り込んでいます。これにより、労働者が安心して働き続けることが可能な社会の実現を目指していきたいと考えています。

パートタイム労働者の均等待遇についてですが、パートタイム労働者の均等待遇を目指していくことは重要であると認識しています。現在、労働政策審議会で御議論いただいている今後のパートタイム対策についての取りまとめに基づき、パートタイム労働者の公正な待遇をより一層確保するよう、対策を講じていきたいと考えています。

特例水準の解消とマクロ経済スライドについてですが、現在支給されている年金額は、過去の物価下落時に特例的に年金額を据え置いたことから、法律上、本来想定している年金額と比べ、二・五%高い水準になっています。

二月十日に提出した法案には、年金財政を安定させるとともに、現役世代の過重な負担を緩和し

て世代間の公平を図るため、特例水準の計画的な解消に取り組む措置を盛り込んでいます。具体的には、年金額を一度に引き下げるのではなく、高齢者の生活に影響が大きいことから、三年かけて徐々に解消することにし、初年度の平成二十四年度については十分分から始めることにしています。

また、マクロ経済スライドの発動には、特例水準の解消が前提となっています。この仕組みは年金財政の安定と世代間の公平のために不可欠であり、社会保障・税一体改革の中では、デフレ経済でもマクロ経済スライドを発動することを検討しています。

公的年金制度は、老後の生活を支える柱であり、長期的、安定的に運営することが不可欠です。こうした特例水準の解消やマクロ経済スライドの意義を御理解いただきたいと思います。

低所得者への加算ですが、低年金、無年金問題に対応することは、年金制度上の大きな課題です。各方面からの御提言ももとに、年金の最低保障機能を強化する観点から、低所得者への年金加算などを提案しています。

今回の仕組みでは、具体的な低所得者の範囲として、介護保険や後期高齢者医療制度など、ほかの社会保障制度で用いられている低所得者の範囲を基本として対象者を限定しつつ、対象者に対し一律月額六千円の加算と、免除を受けた期間に応じた割り増しの加算を行うことで、真面目に納付している人の保険料の納付意欲にできるだけ悪い影響を与えないよう配慮しています。

なお、加算額の六千円は、老後の基礎的な消費支出を賄う水準と特例水準解消後の老齢基礎年金満額の差額などから設定したのですが、加算によつて七万円となる人の数については、現在持っているデータからは把握していません。(拍手)

○副議長(衛藤征士郎君) 斎藤やすのり君。

(斎藤やすのり君登壇)

○斎藤やすのり君 新党ぎづなの斎藤やすのりでございます。(拍手)

私は、被災地仙台の選出議員です。今、仙台の町中は復興バブルでにぎわっています。夜の繁華街は、復旧を担う県外の業者の方がたくさん来ておりまして、まるで、毎晩お祭り騒ぎのようになっています。

一方で、海に近い津波被災地の被災者の方に聞きますと、それとは対照的に、多くの方が不安を口にしております。瓦れきの仕分け作業など短期の仕事はあっても、長期の仕事はありません。いつかは仮設住宅を出なければいけない、ついの住みかめども立っていない。仮に、この後、アパートを借りる、住宅を再建する、不動産取引にもあまねく消費税がかかります。

この春、ある報道機関がアンケートをとりました。消費税には賛成ですが、反対ですが、東京都心と被災地石巻とでつけたアンケートです。東京都心は消費税に賛成五七%、石巻は賛成二五%、反対七五%。被災地の方は、復興が先だろう、総理、増税、増税と言うのはやめてくれと叫んでいるんです。

質問です。基礎年金の国庫負担割合三兆円分について、今年度分は年金交付国債で約三兆円を捻出するとしてあります。これは、平成二十六年度からの消費税増税、国民の六割が反対している消費税増分を返していくと想定されています。まさに、今後議論されるであろう消費税増税の設計内容をよりどころにしています。増税ありき、増税しなければ年金はなくなる、国民をおどしているようにしか私には見えません。

さらに、今後も基礎年金、医療、介護の財源不足分を消費税で賄うとした場合に、この三つの経費の伸び率は消費税の伸び率より格段に高くなるわけです。つまり、将来も、その際は消費税を再増税するほか道はなくなるわけですが、野田総理はどうするおつもりでしょうか。打ち出の小づちのように消費税を利用するつもりなのでしょうか。

私は、二年前に事業仕分けの仕分け人をやらせていただきました。やらなくてもいい仕事をわざとわざとくつ、その仕事をさせるために法人をつくり、スタッフを大下りさせる。国民の血税がこんな使われ方をしているのかと思ひ、愕然といたしました。私が担当したのは氷山の一角です。こんなのが星の数ほど無数に、それこそ野田総理がおっしゃったように、シロアリのごとく群がっているのを目の当たりにしたわけです。

しかし、今年度の予算編成においても、この事業仕分けのマインドはすっかり冷え切ってしまったと言わざるを得ません。多くの事業や独法等にメスを入れるはずでしたが、結局、中途半端にしか切り込むことができず、うやむやとなり、何も進んでおりません。すっかりミイラ取りがミイラになった野田政権がここにあります。

総理は、増税することが未来への責任だということと言いますが、財源がないから消費税で賄うというのは、政治の責任放棄、無責任以外の何物でもありません。これでは、政権交代をした意味がないんです。消費税からの税収を当てにするのではなく、まず、無駄予算の徹底的な切り込みをした上で、これらを年金の財源としていく仕組みが必要だと考えます。

ゼロベースで予算を組む、全事業仕分けを遂行するという国民との約束を実行する気は、総理、あるんでしょうか。

もう一つ、増税にかわる財源の捻出として、保険料を支払っていない事業所対策がございます。

日本年金機構が把握している未納事業者数は十万八千社。しかし、財務省の法人企業統計調査によれば、営利企業約二百八十万社のうち、厚生年金適用事業所数が百七十三万社ですから、数十万社が未加入という見方もできます。

こういった未加入の事業者もきちんと把握できていない現実があつて、この未納事業所対策を優先すべきだと私は考えます。日本年金機構と国税庁を統合し歳入庁を創設すれば、税金と保険料の一括納付が可能になります。十兆円の財源を確保できるという専門家もいます。

しかし、政府が二十七日に出した歳入庁構想の中間報告によると、国税庁と日本年金機構を統合しない、歳入庁見送り案も含まれていまして、財務省への配慮がうかがわれます。

総理、歳入庁設置はマニフェストにしっかりと書き込んであります。歳入庁設置について、今の総理の見解、前向きで具体的な、曖昧でない答弁をお聞かせください。

官僚機構への配慮というのは、年金一元化法案にもにじみ出ております。

共済年金の三階部分である職域加算は、今回の一元法案により廃止することになっています。職域加算は、税金を投入した上で、民間の企業年金に比べて手厚く有利な制度になっています。今回の措置により廃止とのことですが、その後の制度設計が明らかにされておりません。官民格差をなくすためにも、一刻も早くこの職域加算と税の投入をなくすべきだと考えますが、いかがお考えでしょうか。

社会保障の維持だといって国民から血税を吸い取り、それらを公務員の年金に注ぐというのは、

とてもじゃありませんが、国民の理解は得られません。

正直者がばかを見るという言葉があります。日本国民全員が、年金保険料を納めて、老後資金の柱として運用を国に委ねてきました。というより、委ねざるを得ない制度に従ってきたと言った方が正しいと思います。そんな正直な国民の負担に応えなければいけないのに、政府は見事に裏切りました。

専門家によると、国民が払った公的年金の積立金の累積額が八百兆円という試算があります。ところが、二〇〇六年、それが百五十兆円。一体、六百五十兆円はどこに消えてしまったのでしょうか。さらに、二〇〇六年百五十兆円あったお金は、二〇一一年には百十兆円。わずか五年で四十兆円の損失というありさまです。

年金にたかあったシロアリは、公金であることをいいことに、株式投資とグリーンピア事業に無責任にばんばん投資をして、多額の損失を出しても、きょうまで誰一人責任をとっておりません。官僚の運用責任についてどのような方針で臨まれるのか、総理の見解を伺います。

私は、この連休中、仙台市内のシイタケ農家に伺いました。この農家の方は、農林水産大臣賞を受賞したこともある、大変腕のよい農家の方です。

仙台は、空間線量は低いんですが、風評被害と、四月からセシウムの基準が厳格化されたこともありまして、春の収穫分の出荷がほとんどできなくなりました。東電からの賠償金が出るのは秋です。つまり、秋まで収入はゼロ。三万五千本のほだ木は、ほとんど廃棄しなければいけません。来年から息子さんを後継ぎにと考えていましたのが、継がせるのをやめたそうです。シイタケ農家

は絶望のふちを今さまよっています。

今、政治が出すべきことは、被災地の皆さん、原発事故の補償は早急に手当てしますよ、安全なほだ木も融通できるように全力でバックアップします、そして津波被災地には、デフレを脱却し、景気をよくしていきますよ、働ける場所を確保します、増税は最後の最後の手段ですよというメッセージではないでしょうか。

優先すべきは、震災復興とデフレ脱却による経済成長であり、消費増税、ＴＰＰではありません。デフレ脱却なくして増税なし、日本の統治機構改革なくして増税なし、グレートリセットなくして増税なしということを最後に訴えて、質問を終わりにします。（拍手）

〔内閣総理大臣野田佳彦君登壇〕

○内閣総理大臣（野田佳彦君） 齋藤議員から、五問の御質問をいただきました。

まず最初に、今後の再増税についてのお尋ねがございました。

大綱で述べているとおり、今回の一体改革は、社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成への第一歩を踏み出すものであり、まずは、この実現に向けて取り組んでいくことが重要であります。

一方で、我が国の高齢化のピークがまだ先であることを考慮すれば、社会保障の持続可能性を確保する観点から、さらなる検討、議論を行っていくべきと考えております。

財源確保のため、予算の無駄の徹底的な切り込みをすべきであるという御質問をいただきました。

御指摘の歳出削減については、政権交代以降、事業仕分けも活用し、公共事業関係費の大幅な削減など、大いに取り組みを進めてまいりました。

平成二十四年度予算においても、無駄や非効率を徹底して排除するため、提言型政策仕分けの提言を適切に反映させ、既存予算を見直すとともに、公務部門における定員や庁舎建てかえなどには特に厳しく対応しているところであります。

また、事業仕分けの考え方を各府省の予算編成プロセスにビルトインする観点から、原則全ての事業について、各府省みずからが自律的に事業の内容や効果の点検を行い、その結果を概算要求や執行等に反映させる、行政事業レビューの取り組みを推進しているところであります。

今後も、無駄遣いの根絶、歳出削減に不断に取り組むとともに、公務員人件費削減、独法改革、特会改革などのみずから身を切る行政改革を進めることにより、国民の皆様の納得と信頼を得るよう、全力で取り組んでまいります。

しかしながら、こうした取り組みだけでは、必要な社会保障の充実や、毎年一兆円規模になる社会保障費の自然増への対応を図ることは困難であり、消費税率引き上げを含む社会保障・税一体改革に取り組むことが必要であると考えております。

次に、歳入庁の設置についての御質問をいただきました。

歳入庁については、副総理のもとに立ち上げた作業チームにおいて、先般、中間報告を取りまとめたところであります。この中間報告において示されている徴収体制のイメージについては、何らかの結論を先取りするものではなく、今後具体的な検討を深めていくために示したものと承知をしています。

引き続き、国民の視点に立った徴収体制を構築する観点から、精力的に検討を進めてまいります。

次に、職域加算廃止後の新たな年金への税の投入についてのお尋ねがございました。

被用者年金一元化法案において、公的年金としての職域部分廃止後の新たな年金のあり方については、別に法律を定め、必要な措置を講ずるものとされております。一方で、三月に公表された官民の退職給付に関する人事院の調査結果及び見解では、官民格差が約四百万円あり、官民均衡の観点から、この格差を調整する措置が必要とされているところであります。

この官民格差の調整に当たっては、国家公務員の退職手当の見直しと、職域部分廃止後の新たな年金のあり方とを合わせて検討する必要があることから、副総理のもとに有識者会議を設け、議論を進めているところであります。

有識者会議では、職域部分廃止後の新たな年金について、事業主である国の負担をどうすべきかなどの点も含めて議論されるものと考えており、今後の議論を踏まえて、そのあり方を検討してまいります。

最後に、年金積立金についてのお尋ねがございました。

年金積立金の残高については、平成十七年度末が約百五十兆円、平成二十二年度末が百二十二兆円となっております。この差額は、この間の運用損一兆円を除き、当該年度の給付費が保険料収入を超えたため、年金積立金を給付に充てたことによるものであり、これは、年金財政上予定をされていたものであります。

議員御指摘の八百兆円あるいは六百五十兆円という金額については承知しておりませんが、過去に納付された保険料は、おおむね高齢者の給付に充てられております。

グリーンピア事業については、過去に約三千七

百億円の費用がかかっていますが、厚生労働省に設置された検証会議の報告を踏まえ、グリーンピア等の施設はつくらないことを法律上も明らかにし、無駄遣いの排除を徹底いたしました。

さらに、年金積立金は国民の皆様からお預かりした大切な預かり金であることから、年金制度に対する国民の安心を確保するため、長期的な観点から安全かつ効率的な運用をすることが重要と考えており、この方針に沿った運用が行われております。

その結果、厚生労働大臣による自主運用が行われた平成十三年度から平成二十二年度までの年金積立金全体の運用益は約二十三兆円であり、多額の損失を出しているとの御指摘は当たりません。以上です。(拍手)

○副議長(衛藤征士郎君) 阿部知子君。

(阿部知子君登壇)

○阿部知子君 社会民主党の阿部知子です。

私は、社会民主党・市民連合を代表して、年金機能強化法案並びに被用者年金一元化法案について質問をいたします。(拍手)

冒頭、野田総理に、原発再稼働に関してお尋ねしたいと思っております。

三月十一日の東京電力福島第一原発事故以降、政府は脱原発依存を掲げてこられました。その具体策についてはほとんど手つかずの状態です。五月五日夜半をもって、我が国で稼働する原子力発電所はゼロとなりましたが、なぜか政府は、福井県の関西電力大飯原発三、四号機の再稼働に著しく前のめりとなっております。しかし、福島事故の検証も途上である上に、安全性についても多方面から疑義が上がり、周辺自治体も大きな懸念を抱いています。

果たして政府は、再稼働について、主権者である国民の六割以上の反対を無視して、電力不足のみを盾に、強引に事を進めるおつもりなのでしょうか。野田総理の見解を伺います。

次いで、法案に対しての質疑に入ります。

そもそも、国民の老後の生活の最大の支えである年金問題は、政権交代前後の大きなテーマでありました。拡大する非正規雇用によってその多くが厚生年金や健康保険に加入できない結果、国民年金や国民健康保険の対象者となり、いわゆる未納、未加入問題が将来の社会保障を危うくするとの認識が与野党で共有されていたと思います。そうした社会状況に対して、果たして、年金、とりわけ老後の生活保障機能をどう担保していくのかに関して、税か社会保障方式かという大きな分岐があったはずでもあります。

まず、税と社会保障一体改革担当の岡田副総理に、基本となる考えを伺います。

今回提出された年金機能強化法案には、その点について明確な方向性が示されておられません。例えば、一定所得以上の高齢者の給付を削減する一方で低所得者への年金加算を行うことは、保険の原理から逸脱しております。これは、税による最低保障年金の導入に踏み込まれたということでしょうか。

他方、受給資格期間の十年間への短縮を行えば、新たな低年金受給者が生まれ、また、結果として福祉的加算に頼るというモラルハザードが保険方式を危うくしかねない等の混乱を、どうお考えでしょうか。小宮山厚生労働大臣に伺います。

加えて、提出された年金機能強化法案では、何を最も最低保障機能と考えるのが全く明らかではありません。現金給付を幾らとするのか、住宅や医療、介護、移動の自由などの生活保障施策

とあわせ考えて、国民に具体像を示す必要があるのではないですか。

また、そうした施策の充実には、当然、地方の独自財源の必要性ともつながりますが、今回の一体改革では、消費税を福祉目的とした結果、地方の裁量権は極めて限られたものになりました。むしろ、地方消費税の充実により、自主財源として広く活用を図るべきと考えますが、岡田副総理に伺います。

また、短時間労働者への社会保障の適用拡大への歩みを進めることは賛成ですが、今回の法改正による適用対象は五百人以上の企業です。非正規社員に社会保障を拡大しようとする中小企業の保険料負担を軽減する方が、企業に対するインセンティブともなると考えられますが、いかがでしょうか。厚生労働大臣に伺います。

さらに、被用者年金一元化法案は、実は真の一元化とはほど遠く、従来のおおの年金管理組織はそのままにして、表向きの一体化を図るだけのものであります。いわゆる歳入庁構想を大胆に推し進め、地方自治体と協力して所得把握を行い、漏れない社会保障料の徴収を図り、所得に比例した公平公正な年金制度とすべきと考えますが、岡田副総理に御見解を伺います。

年金をめぐることは、世界に例のないスピードで少子高齢化が進む我が国にあっては、一、高齢期の安心できる生活のイメージを国民と共有すること、二、働く世代、とりわけ非正規雇用に置かれる女性、若者への積極的支援、三、年金の持続可能性の根本にかかわるデフレ脱却のいずれもが不可欠です。

このままのデフレ状態が続けば年金積立金は二〇三一年に枯渇すると政権交代当時言われていたが、さらに早まったのではないですか。

野田総理は、デフレ期にあつての消費増税が経済を悪化させ、年金の持続可能性すら危うくすることを一体どうお考えなのかを最後に伺つて、私の質問といたします。(拍手)

〔内閣総理大臣野田佳彦君登壇〕

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 社民党の阿部議員の御質問にお答えいたします。

まず最初に、エネルギー政策及び原子力発電所の再稼働についてのお尋ねがございました。

中長期的には原子力への依存度を最大限引き下げていくという方向を目指すべきと考えており、これを実現するためには、徹底的な省エネに加えて、思い切った再生可能エネルギーの普及拡大が重要であります。

政府としては、今後、国民が安心できる中長期的なエネルギー構成を目指し、幅広く国民各層の御意見をお伺いしながら、ことしの夏をめどに、新しい戦略と計画を取りまとめまいります。

また、大飯原子力発電所三、四号機の再起動については、事業者の実施したストレステストの結果を原子力安全・保安院が確認し、その妥当性を原子力安全委員会が確認いたしました。その上で、これまで約一年間で政府として積み重ねてきた対策や知見をわかりやすく整理した、原子力発電所の再起動に当たつての安全性の判断基準を、先般の四大臣会合で取りまとめた次第であります。

大飯原子力発電所三、四号機については、この判断基準に基づき、安全性を確認した上で、電力需給の見通しや電力コスト増の影響を検証した結果、再起動の必要があると判断したところであります。

こうした政府の判断について、立地自治体を初めとする国民の皆様の一定の理解が得られるよ

う、丁寧に説明を行つてまいります。

次に、消費税率引き上げが経済成長等に与える影響について御質問いただきました。

デフレ脱却や経済活性化に向けた取り組みは重要であり、これらと社会保障と税の一体改革は同時に進めていかなければなりません。

デフレから脱却すべきという認識のもと、税制抜本改革法案では、平成二十三年から平成三十二年までの十年間の平均において、名目成長率三％程度、実質成長率二％程度の経済成長を目指すという政策努力の目標を示し、デフレ脱却や経済活性化に向けて、こうした望ましい経済成長のあり方に早期に近づけるための総合的な施策を実施することを明記したところであります。

年金を初めとする社会保障の安定財源を確保し、その持続可能性を確保する観点からも、社会保障と税の一体改革は待たなしであり、不退転の決意で臨みますが、それとともに、新成長戦略の加速や日本再生戦略の策定、実行を初め、デフレ脱却や経済活性化に向けた取り組みを全力で進めていく決意であります。

残余の質問については、関係大臣から答弁をさせていただきます。(拍手)

〔国務大臣岡田克也君登壇〕

○国務大臣(岡田克也君) まず、年金財源についてお尋ねがありました。

現在の基礎年金は、現役時代に拠出した保険料の実績に応じて年金額が決まる、社会保障方式の仕組みとなっております。ただし、基礎年金の半分は税金で賄われており、財源面で見ると、社会保障方式と税金との組み合わせになっていることになります。

今後の年金改革に当たっては、私としては、大きく言えば、最低保障機能については税を中心

に、それを越える部分については社会保障方式を中心というふうに整理をしているところでございます。

次に、最低保障機能の具体像と、消費税を地方の自主財源とすることについてのお尋ねがありました。

まず、最低保障機能の具体像についてであります。

今回の一体改革では、子ども・子育て、医療、介護、年金など社会保障制度全般にわたり、改革の項目や実施時期などの改革の全体像を示すとともに、低所得者対策の強化や重層的なセーフティネットの構築などによる貧困、格差対策の強化を行うこととしております。

低所得者の方への支援につきましては、金銭的な支援のみでなく、その方の状況に応じ、必要な医療、介護の提供、働く意欲に応じた就労の機会や就労支援の提供、住まいの確保、社会参加の機会の提供など総合的な支援や取り組みが必要であり、可処分所得を幾らにするのかということが必ずしも対策の基準や目安となるわけではないと考えております。

次に、消費税を地方の自主財源とすることについては、少子高齢化の進展に伴い、社会保障費は急速に増大しております。こうした中で、社会保障は、子育て、医療、介護など、多くが地方自治体を通じて国民に提供されており、地方自治体の役割も極めて大きいことから、地方単独事業も含め、国とともに地方が負担する社会保障給付に対する安定財源を確保することが重要な課題となっております。

このため、今回の一体改革においては、地方団体にも御理解をいただいた上で、社会保障四経費にのつとつた範囲の社会保障給付における国と地

方の役割分担に応じて引き上げ分の消費税収を配分するとともに、現行分の地方消費税を除き、地方分の消費税収については、現行の基本的枠組みを変更しないことを前提として、全額社会保障財源化することとしたところでございます。

消費税引き上げに対する国民の理解を得るためにも、今回の引き上げ分について、全額社会保障に使うということが国民の理解の増進につながるものだというふうに考えているところでござい

ます。

被用者年金一元化法案の実施機関と、公平公正な年金制度についてのお尋ねがありました。

被用者年金の一元化後も、共済組合や私学事業団は引き続き医療保険のための保険料徴収や給付などを行うことから、保険料の徴収その他の年金関係事務についても、これらの共済組合等を引き続き活用することとしたものであります。

また、被用者年金一元化法案において、公務員等の保険料率を引き上げ、厚生年金の保険料率に統一し、民間サラリーマン等との同一保険料、同一給付を実現することとしております。

なお、御指摘の歳入庁については、年金に対する信頼回復の観点からも、年金保険料の納付率向上等を図ることは重要な課題であり、そのための徴収体制の構築について精力的に検討を進めているところでございます。(拍手)

〔国務大臣小宮山洋子君登壇〕
○国務大臣(小宮山洋子君) 阿部議員からの、低所得者への年金加算と受給資格期間の短縮についてですが、低年金、無年金問題に対応することは現在の年金制度上の大きな課題であり、今回の社会保障・税・体改革では、最低保障機能の強化を図るため、一定の低所得の人に基礎年金額を加算する低年金対策や、受給資格期間を短縮する無年

金対策を行うことにしています。

加算を行う場合には、低所得者に対する加算の効果を出す必要がある一方で、保険料の納付意欲をできるだけ損なわない仕組みとすることが必要です。

社会保障審議会年金部会等の場で、そうした視点をもとに検討を進め、社会保険方式である現行制度の中で、低所得者に対し、税財源によって福祉的な加算を行うことにしました。対象者に対し一律月額六千円の加算と、免除を受けた期間については割り増しの加算を行うことで、真面目に納付している人の納付意欲にできるだけ悪い影響を与えないよう配慮しています。

また、受給資格期間の短縮については、現に生まれている無年金者をできるだけ救済すると同時に、納付した保険料をできるだけ給付に結びつけるため、実施するものです。

一方で、年金制度は、四十年間保険料を納付することを前提に、法律上の義務ともなっています。この点については十分周知していくことが重要だと考えています。

短時間労働者に対する社会保険の適用拡大についてですが、今回の適用拡大案では、非正規労働者へのセーフティネットの拡充や働き方に中立的な制度を確立するという観点と、中小企業などの経営への影響に配慮する観点の両方の立場に基づいて、総合的な観点から、現実的なスタートラインとして設定をしています。

さらに、今回の法案では、第一段階の施行から三年以内という期限を置いた上で、社会保険の適用範囲をさらに拡大するための法制上の措置を講ずるとして、将来のさらなる拡大を明確にしています。

お尋ねのように、適用拡大を行うために企業の保険料負担を減免することになると、保険料の減免に応じて年金給付も引き下げることにすれば、セーフティネットの強化にならず、適用拡大の意義が失われてしまいます。また、仮に保険料負担を減免しつつ年金給付を維持することになると、減免した保険料に相当する費用負担をその他の企業や労働者をお願いすることになり、こうした企業の理解を得られないといった課題があります。

短時間労働者への社会保険の適用拡大については、非正規労働者のセーフティネットの拡充や働き方に中立的な制度にするという観点から早急な改善が求められることから、この法案の御審議をお願いしたいと考えています。(拍手)

○副議長(衛藤征士郎君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(衛藤征士郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後四時二十五分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 野田 佳彦君
厚生労働大臣 小宮山洋子君
国 務 大 臣 岡田 克也君
出席内閣官房副長官及び副大臣
内閣官房副長官 齋藤 勁君
厚生労働副大臣 辻 泰弘君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る四月二十七日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
新型インフルエンザ等対策特別措置法
郵政民営化法等の一部を改正する等の法律
国会議員の歳費及び期末手当の臨時特例に関する法律

去る四月二十七日、野田内閣総理大臣から横路議長宛て、次の通知書を受領した。
閣総第三七四号
平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦
衆議院議長 横路 孝弘殿

私は、平成二十四年四月二十九日(日)午後三時羽田空港発、五月二日(水)午後零時四十分同空港着の予定で、アメリカ合衆国訪問のため出張しますので、御通知いたします。

(報告書及び文書受領)

一、去る四月二十七日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

森林・林業基本法第十条第一項の規定に基づく「平成二十三年度森林及び林業の動向」に関する報告
森林・林業基本法第十条第二項の規定に基づく「平成二十四年度森林及び林業施策」についての文書

中小企業基本法第十一条第一項の規定に基づく「平成二十三年度中小企業の動向」に関する報告
中小企業基本法第十一条第二項の規定に基づく「平成二十四年度中小企業施策」についての文書
(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る四月二十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国家基本政策委員

辞任 樋高 剛君 補欠 笠 浩史君

辞任 鉢呂 吉雄君 補欠 細川 律夫君

辞任 田中美絵子君 補欠 樋高 剛君

辞任 小泉進次郎君 補欠 樋高 剛君

辞任 橋 慶一郎君 補欠 小泉進次郎君

懲罰委員 城島 光力君 補欠 鉢呂 吉雄君

辞任 予算委員 村越 祐民君 補欠 大谷 信盛君

(特別委員選任)
一、去る四月二十六日、議長において、次のとおり特別委員を指名した。

社会保障と税の一体改革に関する特別委員
石井登志郎君 稲富 修二君
江端 貴子君 小川 淳也君
岡田 康裕君 岸本 周平君
篠原 孝君 白石 洋一君
田嶋 要君 田中美絵子君
田村 謙治君 武正 公一君
中野 寛成君 永江 孝子君
長尾 敬君 鉢呂 吉雄君
早川久美子君 藤田 憲彦君
古本伸一郎君 松本 大輔君

三村 和也君

宮島 大典君

室井 秀子君

湯原 俊二君

柚木 道義君

和田 隆志君

渡部 恒三君

逢沢 一郎君

伊吹 文明君

石田 真敏君

加藤 勝信君

金子 一義君

鴨下 一郎君

田村 憲久君

竹下 巨君

野田 毅君

馳 浩君

町村 信孝君

竹内 譲君

西 博義君

宮本 岳志君

豊田潤多郎君

中島 隆利君

山内 康一君

中島 正純君

(特別委員長互選)

一、去る四月二十六日、社会保障と税の一体改革に関する特別委員会において、委員長互選の結果、次のとおり当選した。

委員長 中野 寛成君

(理事互選)

一、去る四月二十六日、社会保障と税の一体改革に関する特別委員会において、理事互選の結果、次のとおり当選した。

理事

武正 公一君

鉢呂 吉雄君

古本伸一郎君

松本 大輔君

和田 隆志君

逢沢 一郎君

伊吹 文明君

西 博義君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る四月二十七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

社会保障と税の一体改革に関する特別委員

辞任

中島 隆利君

服部 良一君

服部 良一君

中島 隆利君

補欠

(議案提出)

一、去る四月二十六日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

国会議員の歳費及び期末手当の臨時特例に関する法律案(議院運営委員長提出)

(議案送付)

一、去る四月二十六日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

国会議員の歳費及び期末手当の臨時特例に関する法律案(議院運営委員長提出)

一、去る四月二十六日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

国等による障害者就業施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律案

国会議員の歳費及び期末手当の臨時特例に関する法律案

一、去る四月二十六日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法案(第百七十七回国会内閣提出、本院継続審査)

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案

(議案通知書受領)

一、去る四月二十七日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案

国会議員の歳費及び期末手当の臨時特例に関する法律案

一、去る四月二十七日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

新型インフルエンザ等対策特別措置法案

(質問書提出)

一、去る四月二十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

漁業収入安定対策に関する質問主意書(木村太郎君提出)

T P P交渉参加に向けた米国との協議の内容に関する質問主意書(橋慶一郎君提出)

国家公務員の新規採用抑制に関する質問主意書(馳浩君提出)

政権の原発再稼働を巡る発言に関する質問主意書(馳浩君提出)

外国政府による土地取得の実態等に関する質問主意書(秋葉賢也君提出)

一、去る四月二十七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

海抜表示に関する質問主意書(木村太郎君提出)

いわゆる判検交流の存続に対する政府の認識等に関する質問主意書(浅野貴博君提出)

地方税法第四百八十五条の十四(たばこ税額を条件とする補助金等の禁止)に関する質問主意書(中島政希君提出)

一、去る一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

東京都知事の東京都が尖閣諸島を購入する旨の発言に対する政府の見解等に関する質問主意書(小野寺五典君提出)

一、去る二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

平成二十四年度「行政評価等プログラム」に関する質問主意書(橋慶一郎君提出)

一、昨七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

金融・証券税制のこれまでの推移と今後の在り方に関する質問主意書(橋慶一郎君提出)

ホルムズ海峡が封鎖された場合の国内エネルギー対策に関する質問主意書(河野太郎君提出)

米国防総省が米国議会に報告した最新鋭ステルス戦闘機F 35の日本へ売却する額に関する質問主意書(木村太郎君提出)

検察官による虚偽捜査報告書の作成に関する質問主意書(浅野貴博君提出)

(答弁書受領)

一、去る四月二十七日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員木村太郎君提出我が国と中国経済との関係に関する質問に対する答弁書

衆議院議員河野太郎君提出東京電力の使用済み核燃料の再処理にかかる費用に関する質問に対する答弁書

衆議院議員河野太郎君提出原発再稼働についての細野大臣の発言等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出緑の雇用に関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博君提出東京都知事が尖閣諸島を購入する意向を示したことに對する政府の見解等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山内康一君提出宇和島徳洲会病院の診療報酬不正請求問題に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員橋慶一郎君提出東日本大震災からの復興のために内閣の取り組みを求める三課題の進捗状況に関する質問に対する答弁書

衆議院議員河野太郎君提出東京電力の電力料金引き上げに對する政府の対応に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員河野太郎君提出東京電力の電力料金引き上げに関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員河野太郎君提出電力の自由化に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員河野太郎君提出電力料金の引き上げを求める前に東京電力が取るべき行動に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員河野太郎君提出スマートメーターの導入が電力小売事業への参入障壁となる可能性に関する質問に対する答弁書

衆議院議員河野太郎君提出スマートメーターの仕様決定の在り方に関する質問に対する答弁書

衆議院議員河野太郎君提出スマートメーターの共通仕様に関する質問に対する答弁書

衆議院議員河野太郎君提出スマートメーターに関する再質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出外国産米に関する質問に対する答弁書

衆議院議員橋慶一郎君提出厚生年金基金制度の現状と今後の取り扱いに関する質問に対する答弁書

我が国と中国経済との関係に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

我が国と中国経済との関係に関する質問主意書

去る四月十三日、中国国家统计局が今年の第一・四半期の国内総生産(GDP)を発表した。これによると、物価変動を差し引いた実質で、前年

平成二十四年五月八日 衆議院会議録第十八号

議長長の報告

同期比プラス八・一%となっており五期連続で鈍化し、伸び率は約三年ぶりの低水準となっている。一方、中国の中央銀行にあたる中国人民銀行は、外国為替市場での対米ドルについて、人民元の一日の変動幅を人民銀行が取引の目安として示す基準値の上下〇・五%〜一・〇%に拡大すると発表した。対ドルの変動幅拡大は、五年ぶりとなる。経済のグローバル化がますます進み、世界第二位のGDPとなった中国の経済情勢動向は、我が国の経済政策を進める上で注視が必要であり、必要に応じて対策を講じていくことが極めて重要と考える。

従って、次の事項について質問する。

一 今回発表された第一・四半期のGDPについて、我が国政府はどのように分析をしているのか。景気の減速傾向が強まったと判断しているのか、野田内閣の見解如何。

二 中国経済において、バブルの状況が存在しているのか、野田内閣の見解如何。

三 中国人民銀行が対ドルの変動幅拡大をすると決めたことについて、我が国はどのように評価しているのか、野田内閣の見解如何。

四 三に関連し、中国が市場介入を通じて人民元の相場を不当に低く抑えているという批判が、国際経済の中では根強いが、我が国政府は、どのような認識を持つのか、野田内閣の見解如何。

五 四に関連し、我が国経済のデフレ状況を脱却するためにも、今後中国の経済の動きに対し、あるいは中国の経済政策に対し、どのように対応していくことが必要と考えるのか、野田内閣の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一八〇第一九〇号
平成二十四年四月二十七日

衆議院議員 横路 孝弘殿
衆議院議員木村太郎君提出我が国と中国経済との関係に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員木村太郎君提出我が国と中国経済との関係に関する質問に対する答弁書

一 について
中国の本年一―三月期の実質国内総生産成長率は、前年同期比八・一パーセントとなり、昨年十一月期の同八・九パーセントから伸びが低下した。この背景としては、欧州の政府債務危機の影響を受けて、輸出全体の約二割を占める欧州連合向け輸出が特に減速していること等が考えられる。中国の景気の現状については、本年四月の月例経済報告において、「景気は内需を中心に拡大しているが、拡大テンポがやや緩やかになっている」と判断したところであるが、本年一―三月期の実質国内総生産成長率を踏まえた中国の景気に対する判断については、他の経済指標の数値も含めて精査の上、本年五月の月例経済報告において示すこととなる。

二 について
中国においては、全国的に住宅価格の上昇が続く。特に一部の大都市では名目域内総生産や名目可処分所得など他の経済指標のすう勢を上回る上昇を示した時期も見られたが、昨年一月の住宅価格抑制策の実施以来、住宅価格が緩やかに低下する都市が増加している。中国の住宅価格については、当面は調整局面が継続すると

考えられるが、都市部における潜在的需要が底堅く存在するため、基本的にはこうした需要の動向を反映したものとなると考えられる。

三 について
御指摘の中国人民銀行による決定については、人民元の柔軟性向上に向けた更なる措置であり、中国経済の健全な成長に資するものとして歓迎している。

四 について
為替レートについては、中国も参加して昨年十一月にカンヌで開催された金融・世界経済に関する首脳会合(G20)において、根底にある経済のファンダメンタルズを反映するため、より市場で決定されるシステムにより迅速に移行し、為替レートの柔軟性を向上させるとともに、ファンダメンタルズからの継続的な乖離を避け、通貨の競争的な切下げを回避することについて、合意がなされたところである。我が国としては、中国がこうした合意に従って必要な措置を採っていくよう促してまいりたい。

五 について
我が国としては、アジア・太平洋地域の増大する需要を取り込んでいくことは、我が国が経済成長を維持し増進していくためにも不可欠であると考えており、今後とも、同地域の主要国である中国との間で、対話や交流を通じて戦略的互恵関係を深化させてまいりたい。

平成二十四年四月十七日提出
質問 第一九一 号
東京電力の使用済み核燃料の再処理にかかる費用に関する質問主意書

提出者 河野 太郎

東京電力の使用済み核燃料の再処理にかか
る費用に関する質問主意書

一 東京電力はこれまでイギリスおよびフランス
に使用済み核燃料の再処理を委託してきた。東
京電力が両国に委託した再処理の費用は、トン
あたりそれぞれいくらか。どの法人・企業に、
これまでいくらか支払ってきたのか。

二 また、この費用の中には取り出されたプル
トニウムおよび高レベル放射性廃棄物の保管料が
含まれているのか。含まれているならば、それ
はどのように計算され、プルトニウム、高レベ
ル放射性廃棄物それぞれ一トン・一年あたりい
くらになるのか。

三 もし、保管料が再処理の費用に含まれてい
ないならば、保管料はいくらになるのか。

四 東京電力が今後、支払わなければならない再
処理の委託費用および保管料はそれぞれいく
らになると計算されるか。

五 その費用は今後の総括原価に含まれるのか。
また、この再処理の委託費用と保管料は、総括
原価に含まれてきたのか。含まれてきたのなら
ば、なぜ、政府は、その金額を国民に明示して
こなかったのか。総括原価に含まれてきたこの
費用が正しいものであったか、誰がどのように
検証してきたのか。

六 東京電力は、Pacific Nuclear Transport Lim-
ited(以下PNTL)の株または持分をどれだ
け保有しているか、その資産価値は現在いく
らか、また、それを売却して賠償に充てることが
可能か。

七 PNTLの株主構成はどうなっているか、政
府が認識するところを記せ。

八 政府は、PNTLが物理的にどこに所在して
いるか確認しているか。

九 これまで東京電力はPNTLに何をどれだけ
輸送させてきたのか、また、そのコストはいく
らか。その輸送コストは、他社と比べてどれだ
け割高であったのか。

十 東京電力がPNTLに輸送させたものとその
量、その支払金額を記せ。

十一 東京電力がPNTLに支払ってきた金額を
年度ごとに記せ。

十二 政府は、この東京電力が支払ってきた金額
のうち、賠償金の原資として、どの程度の金額
をPNTLから東京電力に対して返還させよう
としているのか。
右質問する。

内閣衆質一八〇第一九一号

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員河野太郎君提出東京電力の使用済
み核燃料の再処理にかかる費用に関する質問に
対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員河野太郎君提出東京電力の使用
済み核燃料の再処理にかかる費用に関する
質問に対する答弁書

一から四までについて

東京電力株式会社(以下「東京電力」という。)
においては、イギリスのニュークリア・デコ
ミッショニング・オーソリティ(以下「NDA」
という。NDAが契約上の地位を引き継いだブ
リティッシュ・ニュークリア・フュエル・ピ
アレバ・エヌシー社(その前身であるコジェマ
社を含む。以下同じ。)との間で、それぞれ、使

用済燃料の再処理やプルトニウム及び高レベ
ル放射性廃棄物の保管等に係る役務契約を結ん
でいると承知しているが、東京電力によれば、こ
れらの役務に対して支払う金額については、公
表すれば当該契約の当事者の他の取引に影響を
与えるおそれがあることから、契約上、守秘義
務を課せられており、公表できないとのこと
である。

五について

東京電力によれば、東京電力が電気事業法
(昭和三十九年法律第七十号)第十九条第四項
に基づき直近の平成二十年七月二十八日に届出
を行った料金の原価については、お尋ねの「再
処理の委託費用と保管料」(以下「再処理等費用」
という。)を含むが、一から四までについてで
お答えしたとおり、東京電力が再処理等の役務に
対して支払った金額については、契約上、守秘
義務を課せられており、公表できないとのこと
である。

なお、経済産業省においては、一般電気事業
者から、同条第一項の規定に基づき、一般の需
要に応ずる電気の供給に係る料金その他の供給
条件について定めた供給約款(以下単に「供給約
款」という。)について、料金引上げに係る変更
の認可申請を受けた場合、再処理等費用も含
め、料金が能率的な経営の下における適正な原
価に基づくものかどうか等について審査を行う
こととなる。他方、一般電気事業者から、同条
第四項に基づき、供給約款について、料金引下
げに係る変更の届出を受けた場合、このような
審査を行うことはなっていない。

六について
東京電力によれば、東京電力は、平成二十二
年度末時点において、パシフィック・ニューク

リア・トランスポート・リミテッド社(以下「P
NTL社」という。)の株式を十二万五千株保有
し、その簿価は約千六百万円であるとのこと
である。また、政府が平成二十四年二月十三日に
原子力損害賠償支援機構法(平成二十三年法律
第九十四号)に基づき認定した東京電力の特別
事業計画において、「東電は、保有する有価証
券について、電気事業の遂行に必要不可欠なも
のを除き、原則三年以内で三千三百一億円相当
の売却を実施する。(中略)また、資産売却の実
施に当たっては、東電の資金繰り状況や市場の
状況等を踏まえ、資産等の売却等の方法や時
期、売却金額等が適切なものとなるよう、機構
が常時、東電の実施状況をモニタリング・管理
する」とされているが、個別の有価証券の売却
方針については、売却手続に影響を与える可能
性があることから、お答えすることは差し控え
たい。

七について

東京電力によれば、PNTL社の株主構成
は、イギリスのインターナショナル・ニューク
リア・サービシズ社、フランスのティーエヌ・
インターナショナル社、東京電力、関西電力株
式会社、日本原子力発電株式会社、丸紅株式会
社、住友商事株式会社及び双日株式会社とのこ
とである。

八について

東京電力によれば、PNTL社は、イギリス
のカンブリア県に所在することである。

東京電力によれば、PNTL社においては、
使用済燃料について、イギリスへ千二百四十四
トン・ウラン、フランスへ六百三十トン・ウラ
ンをそれぞれ我が国から輸送し、ガラス固化体

について、イギリスから七本、フランスから二百六十一本をそれぞれ我が国へ輸送し、ウラン・プルトニウム混合酸化燃料集合体について、フランスから六十体を我が国へ輸送したとのことである。また、東京電力によれば、東京電力は、NDA及びアレバ・エヌシー社との間で、それぞれ使用済燃料等の輸送に係る役務契約を結んでおり、これに基づき、PNTL社による使用済燃料等の輸送が行われたものであるところ、東京電力がこれらの役務に対して支払った金額については、公表すれば当該契約の当事者の他の取引に影響を与えるおそれがあることから、契約上、守秘義務を課せられており、公表できないとのことである。

十二について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかでなく、お答えすることは困難である。

平成二十四年四月十七日提出
質問 第一九二号

原発再稼働についての細野大臣の発言等に関する質問主意書

提出者 河野 太郎

原発再稼働についての細野大臣の発言等に関する質問主意書

1 原発の再稼働について、細野大臣はこれまで繰り返して、再稼働するかどうかと電力の需給は関係ない、電力の供給がどうかあるとも、原発を再稼働させるかどうかは原発が安全かどうかのみで判断すると言いつつ、青森県で開催されたG1サミットやテレビ朝日で放送された「朝まで生テレビ」でも同様の発言をしている。しかし、今回、枝野大臣が、関西電力におけ

る夏場の電力不足をあげて再稼働が必要だとの発言をしている。細野大臣のこれまでの発言は、嘘だったのか。

2 あるいは大臣の個人的な発言で、政府の公式な見解ではなかったのか。もし個人的な見解であったなら、なぜ、政府の見解と違う個人的な見解を繰り返す大臣を、政府は制止しなかったのか。

3 これまで政府は、原発再稼働は、電力需給に関係なく安全のみで判断すべきだという見解に達したことはないのか、もしあるならば、それはいつ頃で、また、なぜ、いつ頃、その見解を変えるに至ったのか記せ。

二 1 政府は、関西電力の夏場の供給力不足を大飯原発の再稼働の必要性の理由にあげているが、関西電力管内および西日本全域で、関西電力およびその他の電力会社に余剰電力を販売することができる企業の自家発電設備容量をどれくらいあると政府は認識しているか。

2 そうした企業から電力を購入するにあたって、関西電力が支払うとされている電力の単価はkWhあたりいくらかと想定して、計算しているか。

3 その単価を決めた前提は何か。

4 なぜ、二〇一一年の関西電力の供給力を計算した政府想定と比べて、自家発電の購入量が減少しているのか。

三 1 政府は、関西電力管内の発電所が定期点検などで発電を止める日程をどう認識し、供給力を計算しているのか。

2 供給力を計算する時に使用した関西電力の発電所ごとの今年いっぱい定期点検な

どのスケジュールを記せ。政府は、そのスケジュールをどのように変更させれば、どれだけ供給力を増やせると認識しているか。

四 1 二〇一一年三月末において関西電力が結んでいた需給調整契約の種類と件数、対象となる電力量を記せ。また、二〇一二年三月末の同様の数字を記せ。

2 経済産業省は、この間、需給調整契約を増やすために何をしてきたのか、具体的に記せ。

五 1 二〇一〇年の夏に、関西電力管内の最大電力需要量はいくらかであったか。

2 その最大電力需要量から一〇〇万kW以内に関西電力管内の需要が留まったのは二〇一〇年一年間に何時間であったか。最大電力需要量から二〇〇万kW以内に関西電力管内の需要が留まったのは二〇一〇年一年間に何時間であったか。最大電力需要量から三〇〇万kW以内に関西電力管内の需要が留まったのは二〇一〇年一年間に何時間であったか。

3 この時間帯のピークカットのために政府は関西電力にこれまで何を命じてきたか。また関西電力はこれまでどういう対応をしたかと政府は認識しているか。

六 諸外国では、既に、メリットオーダーともよばれるピーク電力費用曲線を翌日には公開している。これを公開することにより、電力会社のピーク対応能力とその費用を国民も知ることができる。政府は、各電力会社に対して、これを公開させるべきではないか。

内閣衆質一八〇第一九二号

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員河野太郎君提出原発再稼働についての細野大臣の発言等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員河野太郎君提出原発再稼働についての細野大臣の発言等に関する質問に対する答弁書

二について

定期検査で停止中の原子力発電所の運転再開については、安全上重要な施設・機器等が設計上の想定を超える事象に対し、どの程度の安全裕度を有するのかという点について、欧州諸国で導入されたストレステストを参考に、新たな手続やルールに基づく安全評価を原子力事業者が行い、その評価結果について経済産業省原子力安全・保安院が確認し、更に内閣府原子力安全委員会がその確認の妥当性を確認した上で、野田内閣総理大臣、藤村内閣官房長官、枝野経済産業大臣及び細野内閣府特命担当大臣が、原子力発電所の運転再開に当たっての安全性に関する判断基準に基づき、地震・津波による全電源喪失という事象の進展を防止するための安全対策が既に講じられていることや、原子力事業者が更なる安全性・信頼性向上のための実施計画を明らかにしていること等について確認した上で、住民の理解や国民の信頼が得られているかという点も踏まえ、その可否を総合的に判断していくとしており、政府としてこれと異なる見解に達したことはない。なお、細野内閣府特命担当大臣においては、定期検査で停止中の原

子力発電所の運転再開については、安全性の確認が前提であり、その確認については電力需給によって影響を受けることはない旨の発言をしたものである。

二の1から3までについて

電気関係報告規則(昭和四十年通商産業省令第五十四号)に基づく報告によれば、平成二十三年三月末における出力千キロワット以上の自家発電設備を設置する者が有する発電設備(以下「自家発電設備」という。)の最大出力は、関西電力株式会社(以下「関西電力」という。)の供給区域で約六百八十五万キロワットであり、関西電力、中国電力株式会社、四国電力株式会社及び九州電力株式会社の供給区域(以下「西日本」という。)全体で約二千七百七十万キロワットである。このうち、経済産業省が、同年七月に行った自家発電設備に関する調査によれば、一般電気事業者向けに売電していると回答したものは、関西電力の供給区域において約六十四万キロワット、西日本全体で約百十五万キロワットであり、余剰電力があると回答したものは、関西電力の供給区域において約六十六万キロワット、西日本全体で約百四十七万キロワットであり、一般電気事業者向けに売電していると回答したものと余剰電力があると回答したものととの合計は、関西電力の供給区域において約百三十万キロワット、西日本全体で約二百六十一万キロワットである。また、当該調査においては、売電価格の高低にかかわらず、事業者による余剰電力の販売が可能な量を調査しているが、これらの売電価格については調査を行っており、把握していない。

二の4について

関西電力においては、関西電力が自家発電設備から調達する供給力について、平成二十三年夏

については九十三万キロワットと見込んでいたが、平成二十四年夏については、八十九万キロワットと見込んでいた。これは、同年夏の電力需給が逼迫する可能性が高い状況等を踏まえ、需要家が自家発電設備を万一の際のバックアップ電源とみなして売電を控えることにより、自家発電設備からの調達が困難となることを見込まれること等が理由であると承知している。

三について

平成二十四年七月及び八月において、関西電力管内において定期点検等で発電を停止する火力発電所及び水力発電所はなく、稼働できるものは全て同年夏の供給力に織り込んでいた。また、同年秋以降の各発電所の定期点検等については、関西電力において、同年夏までの各発電所の稼働状況等を踏まえて計画を作成し、経済産業省において、これを精査していくこととなる。

四の1について

関西電力からの報告によれば、関西電力が締結する需給調整契約の種類には随時調整契約と計画調整契約があり、平成二十三年三月末において関西電力が大口需要家と締結していた同年夏に適用される需給調整契約の契約件数は二百六十件であり、需給調整契約により抑制することが可能な電力の最大値は四十九万キロワットであり、また、平成二十四年三月末において関西電力が大口需要家と締結した同年夏に適用される需給調整契約の契約件数は二十四件であり、需給調整契約により抑制することが可能な電力の最大値は三十六万キロワットである。

四の2について

経済産業省は、関西電力等に対し、需給調整契約の内容を拡充するよう指導するとともに、

平成二十四年三月以降、所管に係る業界団体等に対し、電力会社からの需給調整契約の締結に係る提案に応じて対応を検討するよう伝えている。

五の1について

関西電力からの報告によれば、関西電力の供給区域における平成二十二年夏の最大電力は三千九十五万キロワットである。

五の2について

関西電力によれば、平成二十二年に、五の1についてで示した最大電力の値から百万キロワット以内にとどまる値が記録された時間は三十時間であり、二百万キロワット以内にとどまる値が記録された時間は百七時間であり、三百万キロワット以内にとどまる値が記録された時間は百八十八時間である。

五の3について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、政府において、関西電力に対し、平成二十二年夏に電力不足に対応するための施策を実施するよう指導をした事実はない。なお、政府においては、従来からヒートポンプ・蓄熱システムや蓄電池等の負荷平準化機器の更なる普及に向けて必要な環境整備等の電力需要の負荷平準化対策を推進している。また、関西電力においては、従来から負荷平準化に資するため、大口需要家に対し、需給調整契約への加入を促進してきたものと承知している。

六について

お尋ねの「ピーク電力費用曲線」の趣旨が必ずしも明らかではないが、ピークカットに資する一般電気事業者の情報公開の在り方については、今後検討してまいりたい。

平成二十四年四月十八日提出
質問 第一九三 号
緑の雇用に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

緑の雇用に関する質問主意書

自公政権時の平成十五年度から、緑の雇用事業が始まった。森林に手入れをし山を守り、森林・林業の再生に必要な人材の育成を進めるため重要な役割を果たしてきている事業と考える。しかしながら、自公政権時の予算規模と比較し、民主党政権になって最初の現実的な予算では、対前年比半分に縮小された。

その後も民主党政権による事業仕分けにより、抜本的改善を求める方向性を打ち出したにも拘らず、平成二十三年度予算では、自公政権時から見ればまだ少ないものの増額された。この緑の雇用事業に関しても、戦略なき場当たり的な民主党政権の姿が読み取れる。

従って、次の事項について質問する。

一 前文に触れたように自公政権時に比べ、民主党政権になってから最初の平成二十二年予算では、実質半額に減額させ、また事業仕分けで抜本的改善の結論を出したにも拘らず、逆に平成二十三年度では予算を増やした緑の雇用事業について、戦略なき場当たり的な取り組みを行っていることにはないのか。緑の雇用事業そのものの重要性を認識していないのではないか、野田内閣の見解如何。

二 緑の雇用事業の利用実績は、都道府県別でみた場合どのようなになっているのか。また、都道府県別にみた場合、事業の実績における増減推移は、近年どのようなになっているのかそれぞれ示されたい。

三 二に關連し、都道府県別でみた緑の雇用事業の実績において、差異が大きいのか。また大きいと認識するのであれば、その要因について、国はどのように分析し対応していくのか、野田内閣の見解如何。

四 今後、我が国の山を守り、森林・林業の再生に必要な人材育成のため、ひいては雇用対策の一環としても緑の雇用事業の重要性について、国はどのように考え取り組んでいくのか、野田内閣の見解如何。

内閣衆質一八〇第一九三号
平成二十四年四月二十七日

衆議院議長 横路 孝弘殿
内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議員木村太郎君提出緑の雇用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出緑の雇用に関する質問に対する答弁書

一及び四について

森林を適正に整備及び保全し、林業を持続的かつ健全に発展させるとともに、山村地域における雇用を創出するためには、新規林業就業者の確保及び育成が重要であると考えている。このため、農林水産省においては、緑の雇用事業として、平成十五年度から平成十七年度までは緑の雇用担い手育成対策事業を、平成十八年度から平成二十二年度までは緑の雇用担い手対策事業をそれぞれ実施するとともに、平成二十三年度からは「緑の雇用」現場技能者育成対策事業を実施している。毎年度の予算においては、これらの事業を適切に執行するために必要な額を

計上してきたところである。平成二十二年度の緑の雇用担い手対策事業では、当該事業により造成した基金を全額取り崩し、同年度の予算と合わせて執行することとしたことから、予算額が御指摘のように前年度予算額の約半分である約二十九億円となったものであり、事業の実施に当たり、支障は生じなかったと認識している。また、平成二十三年度の「緑の雇用」現場技能者育成対策事業では、平成二十二年六月に行われた行政刷新会議ワーキンググループによる事業仕分けの評価結果を踏まえ、基金を造成しないこととするともに、これまでの緑の雇用事業の内容を検証し助成対象等を見直したことから、予算額が約五十五億円となったものである。

農林水産省としては、引き続き、「緑の雇用」現場技能者育成対策事業により、新規林業就業者の確保及び育成を推進していく考えである。

二について

お尋ねの「利用実績」及び「実績」の意味するところが必ずしも明らかではないが、緑の雇用事業により実施した新規林業就業者を対象とした研修の修了者数について、都道府県ごとの①平成十五年度から平成二十二年度までの合計の人数並びに②平成二十年度、平成二十一年度及び平成二十二年度のそれぞれの人数は、次のとおりである。なお、平成二十三年度の人数については現在集計中である。

北海道 ①四百二十五人 ②三十七人、六十二人、八十一人
青森県 ①五百七十九人 ②三十七人、五十九人、六十人
岩手県 ①三百八十九人 ②三十一人、四十七人、五十八人

宮城県 ①三百十一人 ②二十六人、三十七人、三十八人
秋田県 ①三百十四人 ②四十人、四十二人、六十四人

山形県 ①百三十一人 ②七人、十五人、十六人
福島県 ①五百二十人 ②七十八人、百十六人、七十九人

茨城県 ①百五十七人 ②十四人、二十八人、二十六人
栃木県 ①百五十九人 ②二十四人、三十三人、二十七人

群馬県 ①二百七人 ②十九人、四十四人、三十一人
埼玉県 ①五十八人 ②九人、十五人、十九人

千葉県 ①百十二人 ②九人、六人、十人
東京都 ①十九人 ②零人、四人、零人

神奈川県 ①四十人 ②七人、十人、十八人
新潟県 ①二百五十四人 ②四十七人、五十一人、五十一人

富山県 ①百三十五人 ②六人、一人、十人
石川県 ①百四十六人 ②二十人、二十七人、二十六人

福井県 ①百四十二人 ②二十一人、十九人、二十三人
山梨県 ①百六十一人 ②十七人、十九人、二十二

長野県 ①四百六十七人 ②五十九人、九十七人、六十一人
岐阜県 ①二百二十五人 ②三十一人、四十三人、二十八人

静岡県 ①百六十七人 ②二十人、二十九人、三十六人

愛知県 ①百二十三

三重県 ①百四十四人 ②十六人、十八人、十九人

滋賀県 ①七十二人 ②四人、八人、十一人
京都府 ①九十三人 ②二人、六人、四人

大阪府 ①七十二人 ②九人、十人、七人
兵庫県 ①二百八十五人 ②三十六人、三十九人、三十六人

奈良県 ①二百二十人 ②二人、五人、七人
和歌山県 ①六百人 ②十四人、十八人、七人

鳥取県 ①百四十四人 ②十五人、二十九人、二十八人
島根県 ①百七十八人 ②十八人、十一人、三十八人

岡山県 ①百四十三人 ②十九人、十九人、二十二

広島県 ①二百五十五人 ②二十三

山口県 ①百七十八人 ②十六人、二十九人、二十五人

徳島県 ①二百一十一人 ②十六人、十二人、十六人

香川県 ①三十四人 ②二人、五人、五人
愛媛県 ①三百十三人 ②三十四人、六十人、四十三

高知県 ①六百九十二人 ②百四人、九十八人、百三十六人

福岡県 ①百五十四人 ②十五人、三十人、三十一人

佐賀県 ①九十九人 ②十二人、十二人、十六人

長崎県 ①八十四人 ②十三人、十三人、十人

熊本県 ①三百八十一人 ②四十二人、六十二人、六十六人

大分県 ①三百七十四人 ②三十六人、四十一人、四十二人

宮崎県 ①八百九十五人 ②六十三人、七十三人、七十六人

鹿児島県 ①六百三十七人 ②六十九人、九十八人、百三人

沖縄県 ①五十七人 ②五人、五人、六人

三について
二についてでお答えした都道府県ごとの修了者数の差は、都道府県ごとの森林面積の違い等により生じているものであり、緑の雇用事業においては、このような都道府県ごとの実情を踏まえた上で、新規林業就業者の確保及び育成のために必要な額を確保してきているところである。

平成二十四年四月十九日提出
質問 第一九四号

東京都知事が尖閣諸島を購入する意向を示したことに對する政府の見解等に関する質問主意書

提出者 浅野 貴博

東京都知事が尖閣諸島を購入する意向を示したことに對する政府の見解等に関する質問主意書

一 尖閣諸島は我が国固有の領土であり、沖縄県に所屬していると承知するが、確認を求める。
二 東京都の石原慎太郎知事が、アメリカのワシントンで本年四月十六日、講演をした際、尖閣諸島の一部を都が買い取る意向を表明し、同島

を所有する地権者の同意も得ているとの発言をしている。政府として、右の石原知事の発言（以下、「石原発言」とする。）の内容等、詳細を把握しているか。

三 「石原発言」に對する政府の評価如何。

四 「石原発言」に對し、各種新聞報道では、尖閣諸島を管轄する沖縄県側から、「初めて聞く話だ」と、困惑の声が上がっていると思料するが、「石原発言」は仲井眞弘多沖縄県知事はじめ沖縄県側と事前何らかの打ち合わせをし、その意向を踏まえたものであったのか否か、政府として把握しているか。

五 「石原発言」を受け、藤村修内閣官房長官は、本年四月十七日、記者会見の中で「必要ならそういう発想のもとに進めることも十分ある」と、尖閣諸島を国有地化する可能性があると、言及している。右につき、政府としてどのような検討を行っていくと考えているのか説明された。

六 五の藤村長官の記者会見における発言は、仲井眞知事はじめ沖縄県側と事前何らかの打ち合わせをし、その意向を踏まえたものであったのか否か、説明された。

七 尖閣諸島は沖縄県に所屬するものであり、その土地を巡り、政府または同県以外の自治体と同県の意向を無視して行動を起こすことは、同県の反発を招き、我が国の国家としての一体感を弱め、国益を害することになると考える。今後政府が尖閣諸島の国有地化を進めるにしても、十分に沖縄県側と相談をし、その意向を尊重することが必須であると考え、政府の見解如何。
右質問する。

内閣衆質一八〇第一九四号

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出東京都知事が尖閣諸島を購入する意向を示したことに對する政府の見解等に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員浅野貴博君提出東京都知事が尖閣諸島を購入する意向を示したことに對する政府の見解等に関する質問に對する答弁書

一 について

御指摘のとおりである。

二 について

御指摘の講演における石原東京都知事の発言及び関連報道については、政府として承知している。

三 について

御指摘の講演における石原東京都知事の発言については、その内容に係る事実関係が必ずしも明らかではないため、お尋ねにお答えすることは差し控えたい。

四 について

お尋ねについては承知していない。

五及び七について

政府としては、御指摘の講演における石原東京都知事の発言については、その内容に係る事実関係の把握に努めるとともに、尖閣諸島の平和かつ安定的な維持及び管理を継続するための方策については、様々な検討を行っていくこととしている。

六について

御指摘の藤村内閣官房長官の発言は、沖縄県と事前に打合せをしたものではない。

平成二十四年四月十九日提出
質問 第一九五号

宇和島徳洲会病院の診療報酬不正請求問題に関する再質問主意書

提出者 山内 康一

宇和島徳洲会病院の診療報酬不正請求問題に関する再質問主意書

平成二十四年四月十三日付の答弁書（内閣衆質一八〇第一七〇号）に對して質問する。

一 「及び二について」の答弁に對する質問

平成二十年二月四日付の愛媛社会保険事務局による宇和島徳洲会病院に對する聴聞通知書（媛社局文発二一〇号）には、表紙に「甲第十九号証」と印刷されている。これは平成二十一年（ウ）第五七三号損害賠償請求事件（徳洲会が岐阜大学の伊藤慎一医師を名誉棄損で訴えた事件）において原告側から提出された資料である。つまり日本の裁判は公開制であるから「既に公開された内容」である。しかも当該保険医療機関である徳洲会自身が提出した資料である。よって今回の答弁書の「これを公にすることにより当該保険医療機関等の権利その他正当な利益を害する」には相当しないと考える。政府が指摘した不正請求分の返還を求めたかどうかの事実の有無と、また返還されていないとすれば、その理由及び現状を明らかにされたい。

二 「三について」の答弁に對する質問
この聴聞通知書が通知されたのは平成二十二年四月であり、既に四年以上経過している。

政府としてこの間、何ら対応をとられておらず、保険医療機関に適正な指導がなされず、「厳正に対処している」とは言えない。「不正な請求の事実が確認された場合は、事案の内容により保険医療機関等の指定の取消し等を行い、当該保険医療機関等が保険者に對して返還すべき金額等を当該保険者に通知する等の措置を講ずるとともに、取消処分については、公示している。」とあるが、本事例に対して、指定の取消等の処分、返還すべき金額が返還されていないとした場合は、行政処分の公正性・公平性が損なわれることになり重大な問題である。このように厳正な対応を怠り、放置しているのはなぜか。理由を説明されたい。

なお、政府としては、診療報酬の不正な請求が疑われる事例については、保険医療機関等に対して監査を実施し、不正な請求の事実が確認された場合は、事案の内容により保険医療機関等の指定の取消し(以下「取消処分」という。)等を行い、当該保険医療機関等が保険者に對して返還すべき金額等を当該保険者に通知する等の措置を講ずるとともに、取消処分については、公示している。

今後とも診療報酬の不正な請求については、厳正に対処していきたい。

内閣衆質一八〇第一九五号
平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員山内康一君提出宇和島徳洲会病院の診療報酬不正請求問題に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員山内康一君提出宇和島徳洲会病院の診療報酬不正請求問題に関する再質問に対する答弁書

一及び二について
個別の保険医療機関及び保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)に対する監査及び監査後の措置の内容については、これを公にすることにより当該保険医療機関等の権利その他正当な利益を害するおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

平成二十四年五月八日 衆議院会議録第十八号

議長 報告

主意書

提出者 橘 慶一郎

東日本大震災からの復興のために内閣の取り組みを求める三課題の進捗状況に関する質問主意書

先に東日本大震災から一年が経過したことを踏まえ、被災地の復興と福島第一原子力発電所の事故の影響への対応は、国として最優先に取り組むべき課題であるとの認識の下、被災地の災害廃棄物の広域処理、福島第一原発避難区域等の再編、夏場の電力供給の確保の三課題について、野田内閣の早期かつ積極的な取り組みを求める質問主意書(質問第一六二二号)を提出したところである。ついては、内閣衆質一八〇第一六二二号による答弁を踏まえ、この間の内閣における取り組みを理解しつつ、三課題の進捗状況に関し、以下八項目にわたり質問する。

一 沿岸市町村の災害廃棄物の処理・処分について、受け入れを正式に表明していない道府県知事及び政令指定都市の市長宛てに、平成二十四年三月十六日付で野田総理が受け入れ要請文書を出し、回答期限を四月六日としたところだが、その結果を踏まえ、直近の時点で具体的な受け入れを表明した自治体数を伺う。

二 受け入れを表明した自治体には、逐次具体的な受け入れ要請をするべきと考える。内閣衆質一八〇第一六二二号によれば、「平成二十四年三月三十日時点において、八府県及び同府県内の八政令指定都市に対し、合計で約九十一万トンの災害廃棄物処理の受け入れを要請している」とのことだったが、直近の時点で具体的な受け入れを要請した自治体数及び量を伺う。

三 災害廃棄物の広域処理については、平成二十四年四月十六日に開催された「国と地方の協議の場」(平成二十四年度第一回臨時会合)においても議題とされたところだが、会議における成果を伺う。

四 被災地の市町村別の災害廃棄物の処理・処分の現況について、環境省が、毎週把握・公表していることを評価しつつ、最近の週当たりの処理・処分量の水準を伺う。また、現状のがれきり推計量である二千二百万トン余を前提にすると、平成二十六年三月末までに全て処理を終える目標を達成するには、週平均二十万トン余のペースで処理・処分を進める必要があるものと思うが、内閣の見解を伺う。

五 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い設定された警戒区域及び避難指示区域等の見直しについては、平成二十四年四月一日に川内村と田村市、同月十六日に南相馬市について実施され、内閣衆質一八〇第一六二二号によれば、「そ

の他の町や村については、引き続き関係者との調整を進めていくこととしている」とのことだったが、現状及び今後の見直しと併せて住民説明会を開催済みの市町村数(四月六日時点で二市村)を伺う。

六 五の再編により、居住制限区域及び帰還困難区域に設定された地域が現実のものとして生じたこととなる。これら区域の住民を中心に、避難を継続されている方の帰還又は生活の再建を図るための支援について、内閣衆質一八〇第一六二二号によれば、「福島県及び関係市町村等の意見も聴きながら、復興庁を中心とする関係府省において検討している」とのことだったが、福島県及び関係市町村等の代表的な意見として強く提起されているものを具体的に伺う。

七 平成二十四年夏の電力需給の見直し及び具体的な対策については、内閣衆質一八〇第一六二二号によれば、「同年五月の連休前後までを目途に取りまとめる」とのことである。一方、福島県大飯郡おおひ町の関西電力大飯原子力発電所三号機、四号機については、平成二十四年四月十三日の内閣総理大臣、内閣官房長官、経済産業大臣及び内閣府特命担当大臣が安全性を確認し、翌日、経済産業大臣が福島県知事ほか地元関係者に協力を要請した。これら二つの案件については、把握しうる情報を精査し、科学的、技術的吟味を十分に行った上で、野田内閣として国民に対し真摯に向き合い、説明を尽くし、早期に理解を求めなければならぬ喫緊の案件であると思うが、決意を伺う。

八 報道によれば、経済産業大臣は福島県知事に對し、これまで基幹電源として電力供給を担ってきた原子力発電所を今後とも引き続き重要な電源として活用することが必要と考えていると

発言したとのことである。内閣とすれば、中長期的には原発への依存度を下げていきたい立場であると思うが、短期的には国民の生活と経済を前進させていく観点での対応が必要である。改めて、今夏、今冬といった近未来における原子力発電所の位置付けについて、本発言を踏まえ、野田内閣の見解を伺う。

内閣衆質一八〇第一九六号
平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員橋慶一郎君提出東日本大震災からの復興のために内閣の取り組みを求める三課題の進捗状況に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員橋慶一郎君提出東日本大震災からの復興のために内閣の取り組みを求める三課題の進捗状況に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの沿岸市町村における東日本大震災に係る災害廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の広域処理については、平成二十四年三月十六日時点において、災害廃棄物の受入れ又は具体的な受入れの表明を行っていた市町村等が管内にある都府県の数は一八であり、これを行っていた政令指定都市の数は八である。また、同日付けで、野田内閣総理大臣及び細野環境大臣から、同日時点において災害廃棄物の受入れを表明していなかった三十五道府県及び十政令指定都市に対し、文書により要請したところ、災害廃棄物の具体的な受入れの方針等について回答を

行った市町村等が管内にある道府県数は十七であり、これを行った政令指定都市の数は五である。

二について

お尋ねについては、平成二十四年四月二十四日時点において、八府県及び同府県内の八政令指定都市に対し、合計で約九十一万トンの災害廃棄物の受入れを要請している。

三について

お尋ねの平成二十四年四月十六日に開催した国と地方の協議の場においては、地方六団体に對し、改めて災害廃棄物の広域処理の協力について要請し、地方六団体から、広域処理を進める上での留意点等について率直な意見を頂いたところであり、広域処理に関し国及び地方の相互の理解が深まったと考えている。

四について

お尋ねの災害廃棄物の処理・処分量の水準については、環境省の調査によると、平成二十四年二月二十日から同年四月十六日までの間に、週間当たり平均約十萬トンである。

御指摘のとおり、平成二十六年三月末までに災害廃棄物の処理・処分を終えるという目標を達成するためには、処理・処分を加速する必要があると認識している。岩手県及び宮城県においては、仮設焼却炉等の整備が進められており、また、国においては、広域処理の協力について要請しているところである。今後も地方自治体と連携を図りながら、災害廃棄物の処理・処分が加速するよう取り組んでまいりたい。

五について

お尋ねの関係者との調整については、八町村について、引き続き進めているところである。お尋ねの「住民説明会を開催済みの市町村数」

については、平成二十四年四月二十四日時点において、四市町村である。

六について

お尋ねについては、平成二十四年三月十日に福島県郡山市において開催した「双葉地方町村、福島県と国との意見交換会」において、「双葉地方としての主な課題」として、「双葉郡全体の復興像を示すこと」、「インフラの整備」、「除染の完全実施、財源の確保」、「原子力発電所事故の損害の完全賠償」等が示されているところである。

七について

平成二十四年夏の電力需給の見通し及び具体的な対策については、エネルギー・環境会議及び電力需給に関する検討会合の下に開催の需給検証委員会において、第三者の立場から今夏の電力需給の見通しを客観的に検証することにより、透明性及び信頼性を高めつつ、精査を行い、取りまとめでまいりたい。

また、関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）大飯発電所第三号機及び第四号機の運転再開については、安全上重要な施設・機器等が設計上の想定を超える事象に対し、どの程度の安全裕度を有するかという点について、欧州諸国で導入されたストレステストを参考に、新たな手続やルールに基づく安全評価を関西電力が行い、その評価結果について経済産業省原子力安全・保安院が確認し、更にその確認の妥当性を内閣府原子力安全委員会が確認した上で、同年四月十三日に、内閣総理大臣、内閣官房長官、経済産業大臣及び内閣府特命担当大臣（以下「四大臣」という。）が、原子力発電所の運転再開に当たつての安全性に関する判断基準に基づき、地震・津波による全電源喪失という事象の進展を防止するための安全対策が既に講じられ

ていることや、関西電力が更なる安全性・信頼性向上のための実施計画を明らかにしていること等について確認するとともに、電力需給の見通しや燃料費の増加の影響も含めて検証し総合的に運転再開の必要性について判断したところである。その結果については、関係地方自治体等に対して丁寧に説明を行い、住民の理解や国民の信頼を得ることに全力を挙げているところであり、今後、住民の理解や国民の信頼が得られているかという点も踏まえ、四大臣が運転再開の可否を総合的に判断していくこととしている。

八について

政府としては、中長期的に原子力への依存度を最大限に低減させるための取組を進める一方、安全の確保を前提として、電力需給の見通しや燃料費の増加の影響も勘案しつつ、定期検査で停止中の原子力発電所の運転再開の必要性が認められれば、我が国の経済社会の現実等を踏まえ、原子力発電を重要な電源として活用していくことが必要であると認識している。

平成二十四年四月二十日提出
質問 第一九七号

東京電力の電力料金引き上げに対する政府の対応に関する第三回質問主意書

提出者 河野 太郎

東京電力の電力料金引き上げに対する政府の対応に関する第三回質問主意書

政府は先の質問主意書に対する答弁書の中で「支払う必要のない電力料金を支払うことが予算の効率的な執行になるのはどういふ場合か、具体的にのべよ」という問いに対して、「各府省等において予算の効率的な執行が否かを判断す

るに当たっては、契約期間満了前の契約内容の変更による予算の執行額の増減が勘案されるべきものと考えている」と答えている。予算の執行額が増えることが予算の効率的な執行になることがあるか。あるとすればそれは具体的にどんなときか。この四月一日付で、東京電力との契約期間が残っていたにもかかわらず値上げに同意した政府機関があったか、もしあったならば電力料金はいくら上がったのか、年間の支払いがいくら増えたのか、具体的に記せ。

内閣衆質一八〇第一九七号

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員河野太郎君提出東京電力の電力料金引き上げに対する政府の対応に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員河野太郎君提出東京電力の電力料金引き上げに対する政府の対応に関する第三回質問に対する答弁書

一について

各府省等が東京電力株式会社と締結している電力小売自由化部門の電気需給契約であつて本年四月一日以降に契約期間が満了するものについて、同日からの電気料金の値上げに応じた府省等はない。

なお、予算の効率的な執行が否かについては、各府省等において、契約期間満了前の契約内容の変更による予算の執行額の増減を勘案して判断されるべきものと考えている。

平成二十四年四月二十日提出
質問 第一九八号

東京電力の電力料金引き上げに関する第三回質問主意書

提出者 河野 太郎

東京電力の電力料金引き上げに関する第三回質問主意書

政府は先の質問主意書に対する答弁書の中で「枝野経済産業大臣は、平成二十四年三月十五日に、インターネットを通じて御指摘の「東京電力の値上げのやり方」に係る情報に接し、また、同月十六日に、経済産業省事務方から報告を受け、把握した」と答えているが、この三月十六日付の経済産業省事務方からの報告は、大臣が要求して行われたものなのか、それとも事務方からの申し入れで行われたものなのか。経済産業省の事務方は、この日までに東京電力の値上げのやり方を把握していたのか、していなければ、いつ、どのように把握したのか。もし把握していなかったならば、なぜ、これだけ問題になっていた値上げの中身を把握しようとしなかったのか。もし値上げの内容を把握していたのならば、経済産業省の事務方は、東京電力に対して、この値上げの問題点を指摘しなかったのか。指摘していたならば、いつ、経済産業省の誰が東京電力の誰に対して指摘したのか。それにもかかわらず東京電力が改善をしなかったことを政府はどう考えるか。三月十六日まで経済産業省の事務方が経済産業大臣に東京電力の値上げの問題点を報告しなかったのはなぜか。

二 政府は先の質問主意書に対する答弁書の中で「電気事業法に規定する特定規模需要の需要家

に対する電気料金を含む供給条件については、電気事業者と需要家との間の契約により決まるものであり、契約の内容を公表するかどうかについては、各契約当事者において判断されるべきものであると考えている。また、電気事業者が契約に当たつてどのような条件を需要家に提示するかについて、同法上特段の規制はないが、東京電力株式会社において、その内容について需要家に適切に説明すべきものと考えている」と答えているが、ほとんどの需要家は、東京電力との契約内容には守秘義務があると勘違いしている。現に、政府内でも、文部科学省は、国立大学が東京電力との間で締結している電力供給契約の内容については守秘義務があるとの説明をしている。電気事業法上、需要家に、東京電力との契約内容を秘密にしなければならない義務があるか。現在の東京電力の供給に関する書類には、第三者に開示しないことを定型的にうたっているが、政府はこれをやめさせるべきではないか。

三 政府は先の質問主意書に対する答弁書の中で「現行制度上、特定規模需要については、需要家は、その所在地を供給区域に含む一般電気事業者だけでなく、他の一般電気事業者や特定規模電気事業者からも電気の供給を受けることが可能である。しかしながら、現時点では、需要家の選択肢は事実上限定されていると認識しており、これまでの電気事業制度改革の目的の一つである需要家の選択肢の確保が必ずしも達成されていないことから、需要家の多様な選択肢を確保することは電気事業制度改革の検討課題の一つであると考えている」と答えているが、それでは、多くの需要家の経営に影響を及ぼしている現在の東京電力の一方的な値上げに対し

て、政府はどのような対応をとるつもりか。

四 政府は先の質問主意書に対する答弁書の中で「お尋ねの「柔軟な対応」とは、東京電力が、電気の供給を停止する時期について、個々の顧客の置かれた状況を踏まえて個別に判断していくということである。また、これに関して、東京電力の西澤代表取締役社長は、平成二十四年四月五日の参議院予算委員会において、電気の供給を停止する時期について「いろんなケースがあると思いますので、お客様お一人お一人の御事情をよくお聞きしながら・・・柔軟かつ丁寧な・・・対応には全力を挙げて取り組んでまいりたいと思います。」旨の答弁をしていると承知している」と答えているが、現在の東京電力の対応が、「柔軟かつ丁寧な対応」とであると政府は認識しているのか。

内閣衆質一八〇第一九八号

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員河野太郎君提出東京電力の電力料金引き上げに関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員河野太郎君提出東京電力の電力料金引き上げに関する第三回質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「三月十六日付の経済産業省事務方からの報告については、経済産業省事務方からの申し入れで行われたものである。東京電力株式会社(以下「東京電力」という。)においては、

平成二十四年一月十七日に、電気事業法(昭和三十一年法律第七十号。以下「法」という。)に規定する特定規模需要の需要家(以下単に「需要家」という。)に対する電気料金の値上げについて公表しているところ、同省においては、平成二十四年二月九日に資源エネルギー庁長官から東京電力の西澤代表取締役社長に対し、需要家に対して丁寧な説明と誠実な対応をするよう指導している。しかしながら、需要家に対する電気料金の値上げについては、法に基づく経済産業大臣の認可が必要とされており、値上げの方法も含めて電気事業者と需要家との間の契約により決まるものであるため、東京電力が現在の契約の契約期間満了までは値上げを拒否できることについて需要家に対して説明をせずに、契約期間満了前に値上げを行うことに需要家が異議を唱えなければ同意したとみなすとしたことについては、同省事務方としてもインターネットを通じて御指摘の「東京電力の値上げのやり方」に係る情報に接し、同年三月十六日に東京電力から事実関係を確認するまでは把握していなかったものである。

法においては、需要家が電気事業者との間で締結した契約の内容について秘密保持に係る義務を課しておらず、先の答弁書(平成二十四年四月十七日内閣衆質一八〇第一七六号)二についてでお答えしたとおり、契約の内容を公表するかどうかにについては、電気事業者と需要家の間の契約に基づき、各契約当事者において判断されるべきものであると考えている。また、電気事業者が契約に当たって需要家に提示する条件については、法に基づく特段の規制はなく、政府としてこれを撤回させることはできない

が、東京電力において需要家と契約するに当たっては、契約の内容について需要家に適切に説明すべきものと考えている。なお、国立大学法人等に対しては、政府は契約相手方や契約額等契約に係る情報を原則として公表しなければならぬとしている「公共調達の適正化について」(平成十八年八月二十五日付け財計第二〇一七号財務大臣通知)に掲げられた各項目に準じて各法人において公共調達の適正化に取り組むよう要請している。

需要家に対する電気料金の値上げについては、法に基づく経済産業大臣の認可が必要とされており、電気事業者と需要家との間の契約により決まるものであるため、政府としては、法に基づく措置を講ずることはできない。他方、枝野経済産業大臣においては、平成二十四年二月十三日に、東京電力及び原子力損害賠償支援機構に対し、更なる経営合理化に努力し、総原価を見直した結果を一般の需要に対する電気料金のみならず需要家に対する電気料金にも適及的に反映すること、家庭や中小企業の節電努力に報いるような料金メニューを工夫すること等について指導したところである。

お尋ねの「現在の東京電力の対応が何を指すのか必ずしも明らかでないが、東京電力によれば、現時点では、契約の合意に至らず需要家に対して供給を停止した事例はないとのことである。今後とも、東京電力に対しては、個々の需要家の置かれた状況を踏まえて個別に判断していくことを求めてまいりたい。

平成二十四年四月二十日提出
質 問 第一九 九号

電力の自由化に関する第三回質問主意書

提出者 河野 太郎

電力の自由化に関する第三回質問主意書

政府は先の質問主意書に対する答弁書の中で「託送料金については、一般電気事業託送供給約款料金算定規則の一部を改正し、料金算定規則第一条第二項第三号に規定する変動範囲外発電料金について、従来、同項第二号に規定する変動範囲内発電料金の三倍とされていたものを、夜間時間その他これと同様の時間においては、当分の間、同変動範囲内発電料金の二倍に引き下げる」とし、平成二十四年七月一日から施行する」と答えているが、これにより託送料金がどのように変わると政府は期待しているのか、具体的な例を挙げて説明せよ。

二 政府は、「政府が把握しているそれぞれの一般電気事業者の供給能力」を問われた先の質問主意書に対する答弁書の中で、「経済産業省のホームページにおいて、「今冬における電力会社別の需給見通し」として、一般電気事業者である北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力株式会社、中部電力株式会社、北陸電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社の各発電所ごとの供給力を公表している」と答えているが、この供給力は、電力会社の発表している供給能力なのか、それとも政府が精査し、確認した供給能力なのか。もし政府が精査したものであるならば、電力会社の発表した供給能力をどのような理由でどう変えたのか。政府は、原発が再稼働しなかった場合に供給不足になると喧伝しているが、その計算に使用した

供給能力は、ここにあげた「来夏の供給力内訳(更新日:二〇二一年十一月八日)」なのか。昨年十一月八日以降更新されていないのなぜか。

三 「来夏の供給力内訳(更新日:二〇二一年十一月八日)」の中で関西電力の火力発電の宮津工ネルギー研究所一・二号機、多奈川第二・一・二号機、水力発電の長殿一・三号機、川原樋川一・二号機、新黒部川第二・一・二号機が供給見込みに含まれないのはなぜか。その他の自家発電一〇〇万kW、融通六万kWの根拠は何か。右質問する。

内閣衆質一八〇第一九九号
平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員河野太郎君提出電力の自由化に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員河野太郎君提出電力の自由化に関する第三回質問に対する答弁書

一 について
資源エネルギー庁の試算によれば、平成二十四年二月の夜間時間における燃料費調整単価を加味した変動範囲外発電料金の単価は、一般電気事業者の平均で一キロワット時当たり二十九円七十五銭であるところ、お尋ねの一般電気事業託送供給約款料金算定規則(平成十一年通商産業省令第百六号)の改正後は、十九円九十三銭となる。

二及び三について
御指摘の「今冬における電力会社別の需給見

通し」に示された供給力については、経済産業省において、平成二十三年十一月一日時点において、電力会社から報告を受けた供給力の見通しについて精査を行ったものである。また、御指摘の「来夏の供給力内訳」において、関西電力株式会社の宮津エネルギー研究所第一号機及び第二号機、多奈川第二第一号機及び第二号機については、主蒸気タービン等における腐食等により、長殿第一号機から第三号機までの各号機及び川原樋川第一号機及び第二号機については、平成二十三年台風十一号による故障により、新黒部川第二第一号機及び第二号機については、放水路の取替工事を行うことを予定していたことにより、それぞれ今夏の供給力として見込めなかったものであると認識している。また、御指摘の「自家発電一〇〇万kW」は、自家用電気工作物を設置する者が有する発電設備からの供給を見込んだものであり、御指摘の「融通六万kW」は、四国電力株式会社からの融通等である。また、エネルギー需給安定行動計画（平成二十三年十一月一日エネルギー・環境会議決定）において、定期検査で停止中の原子力発電所の運転再開がない場合における今夏の電力需給見通しを示しており、この見通しにおける供給力の内訳を御指摘の「来夏の供給力内訳」において示しているところ、現在、今夏の電力需給の見通しについて、エネルギー・環境会議及び電力需給に関する検討会合の下に開催の需給検証委員会において第三者の立場から客観的に検証することにより透明性及び信頼性を高めつつ、精査を行っているところであり、平成二十四年五月の連休後までを目途に取りまとめることとしている。

平成二十四年四月二十日提出
質問 第一〇〇号

電力料金の引き上げを求める前に東京電力が取るべき行動に関する第三回質問主意書

提出者 河野 太郎

電力料金の引き上げを求める前に東京電力が取るべき行動に関する第三回質問主意書

一 東京電力の平成二十三年六月以降の管理職社員、一般職社員のそれぞれの平均年収をいくらと政府は認識しているか。また、ここでのいう管理職社員、一般職社員はそれぞれ何人いるか。

二 東京電力及び原子力損害賠償支援機構が平成二十四年春に変更しようとしている東京電力の特別事業計画を認定する際に、政府は、電気料金、原価を構成する人件費については、常用労働者千人以上の企業平均値を基本に、類似の公益企業の平均値とも比較しつつ、査定を行うことが適当であると考えているのか。「徹底した合理化」に求められる人件費は、「常用労働者千人以上の企業平均値を基本に、類似の公益企業の平均値とも比較しつつ、決める程度の人件費でよい」と政府は考えているのか。

三 今後、東京電力が保有する福利厚生施設の減価償却費等が電気料金の原価に織り込まれるようなことがないことを政府は確認せよ。

四 東京電力が保有していた三一九点の美術品の簿価が合計で九千二百五十三万円であったにもかかわらず、そのうちの一九九点が百八十二万円で売却されたのは、簿価を下回って売却されたと政府は認識しているか。また、この一九九点の美術品のうち、東京電力の役員、社員、関係会社、取引先などに売却されたものは何点あるか。その簿価及び売却額はいくらか。

五 東京電力における役員の報酬について質問した先の質問主意書に対する政府の答弁書が誤解を招くものであったため、代表取締役、取締役それぞれの平成十九年度から今年度までの給与、賞与は一人あたりいくらであったか政府の認識をあらためて正確に記せ。

六 平成十九年度から今年度まで、東京電力から代表取締役、取締役それぞれに支払われた給与、賞与以外の手当等とはそれぞれ一人あたりいくらか。

七 平成十九年度から今年度まで、省庁を退職後、または現役出向で東京電力の役員、職員を務めた者の氏名と出身省庁における最終役職を記せ。

八 震災後に退任した代表取締役に対して支払われた退職慰労金はいくらか。また、政府はその返還を求めるか。

九 政府は答弁書（内閣衆質一八〇第一四八号）の中で、「認定特別事業計画においては、経営合理化のための方策として、東京電力の有する資産等のうち、不動産については、原則として平成二十五年年度までに、約二千四百七十二億円相当を売却する」と答えているが、政府は、需要家に負担を強いるような値上げをしている東京電力に対して非電気事業用資産を早期に全て売却することをなぜ求めないのか。

内閣衆質一八〇第二〇〇号

平成二十四年四月二十七日

衆議院議長 横路 孝弘殿
内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議員河野太郎君提出電力料金の引き上げを求める前に東京電力が取るべき行動に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員河野太郎君提出電力料金の引き上げを求める前に東京電力が取るべき行動に関する第三回質問に対する答弁書

一について

東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）によれば、平成二十三年六月以降、管理職社員の基準内給与及び賞与の合計（以下「給与等」という。）は年間平均で約八百九十五万円であり、一般職社員の給与等は年間平均で約五百二十万円であるとのことである。

また、東京電力によれば、平成二十四年三月末時点で、管理職社員の人数は約五千百人であり、一般職社員の人数は約三万三千百人であるとのことである。

二について

政府が平成二十四年二月十三日に原子力損害賠償支援機構法（平成二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）に基づき認定した東京電力の特別事業計画（以下「認定特別事業計画」という。）について、東京電力及び原子力損害賠償支援機構（以下「機構」という。）から変更の認定の申請が行われた場合には、法に基づき、原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施及び電気の安定供給その他の原子力の運転等に係る事業の円滑な運営の確保を図る上で必要なものであること、経営の合理化のための方策が原子力損害の賠償の履行に充てるための資金を確保するため最大限の努力を尽くすものであること、円滑かつ確実に実施されるものであること等の観点から総合的に判断することとなる。人件費の削

減についても、経営の合理化のための方策の一つではあるが、現時点において、変更の認定の申請が行われていないことから、人件費の削減に係る具体的な水準の適否についてお答えすることは差し控えたい。なお、電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議が平成二十四年三月十五日に取りまとめた報告書において、電気料金の原価を構成する人件費については、「常用労働者千人以上の企業平均値を基本に・・・類似の公益企業の平均値とも比較しつつ、査定を行うことが適当である。」とされているが、これは、一般電気事業者から電気料金の値上げに係る認可申請が行われた場合に、一般に適用すべき基準として提言されたものであると認識している。

三について

電気料金の原価に何を織り込むかについては、東京電力から電気料金の値上げに係る認可申請が行われた場合に、経済産業省において、電気事業法(昭和三十一年法律第七十号)第十九条第二項に規定する能率的な経営の下における適正な原価に基づくものかどうか等の観点から審査を行うこととなる。

四について

東京電力によれば、東京電力が平成二十三年度に百八十二万円で売却した白九十九点の美術品について、平成二十二年期末時点の簿価は二千二百四十三万円であるとのことである。また、お尋ねの「取引先」の意味するところが必ずしも明らかではないが、東京電力によれば、東京電力の役員、社員又は関係会社に対して売却されてはいないとのことである。

五について

平成十九年度から平成二十二年までの代表

取締役及び代表取締役以外の取締役のそれぞれの一人当たりの報酬額の実績については承知していないが、東京電力の有価証券報告書等に記載された取締役の報酬等の総額及び期末人数を用いて一人当たりの報酬額を算出すると、平成十九年度は約三千四百万円、平成二十年度は約三千六百万円、平成二十一年度は約三千六百万円、平成二十二年度は約三千六百万円となり、平成二十三年及び平成二十四年度については、決算が出ていないことからお示しすることは困難である。

六について

お尋ねの「手当て等」が何を指すのか必ずしも明らかでなく、金額をお答えすることは困難である。

七について

府省等の管理職職員であった者で、平成十九年四月一日から平成二十四年四月二十三日までの間に離職し、東京電力の役職に就任した者(離職後二年以内に再就職した者に限る。)の①氏名及び②最終官職については、府省等において保存されている関係書類等によって現時点で把握できる限りにおいてお示しすると、それぞれ以下のとおりである。なお、これらの者については、いずれも、休職して、又は退職手当を受給せず退職して営利企業の役職に就任した、いわゆる現役出向者には該当しない。

- ①石田徹 ②資源エネルギー庁長官
- ①白田重雄 ②海上保安庁第三管区海上保安本部羽田航空基地長
- ①木内希沙彦 ②林野庁国有林野部管理課管理官
- ①小森田重寿 ②海上保安庁第五管区海上保安本部大阪海上保安監部長

- ①高木茂 ②林野庁林政部林政課林業・木材産業情報分析官兼林政部木材産業課
- ①高田正 ②海上保安庁第三管区海上保安本部横浜海上保安部巡視船しきしま業務管理官
- ①竹村行雄 ②気象庁東京管区気象台東京航空地方気象台長

- ①田原卓成 ②海上保安庁第四管区海上保安本部名古屋海上保安部長
- ①津田廣喜 ②財務事務次官
- ①平木哲 ②気象庁長官
- ①谷内正太郎 ②外務事務次官
- ①山下政晴 ②海上保安庁第十管区海上保安本部鹿児島海上保安部長

また、平成十九年四月一日から平成二十四年四月二十三日までの間において、国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)に基づき、環境省から東京電力に一名が派遣されており、その者の派遣前の官職は環境省地球環境局地球温暖化対策市場メカニズム室室長補佐である。

八について

東京電力によれば、震災発生後に退任した代表取締役に対して退職慰労金は支払われていないとのことである。

なお、東京電力及び機構は、平成二十四年春をめどに法に基づき認定特別事業計画の変更の認定の申請を行うこととしており、それまでに、退職慰労金の請求権の放棄を始めた、更なる経営責任の明確化のための方策について検討がなされるものと認識している。

九について

東京電力によれば、非電気事業用資産の中には、電気事業の遂行に必要な不可欠な事業所や変電所に併設した建物等が含まれていること、再

開発が計画されており開発時期を待って売却することにより売却額の最大化が見込めるものがあること等から、早期にその全てを売却することは困難であるとのことである。

平成二十四年四月二十日提出
質問 第二〇一 号

スマートメーターの導入が電力小売事業への参入障壁となる可能性に関する質問主意書

提出者 河野 太郎

スマートメーターの導入が電力小売事業への参入障壁となる可能性に関する質問主意書

一 政府は先の質問主意書に対する答弁書の中で「一般電気事業者が基本的要件を満たすスマートメーターを導入することが必ずしも電力小売事業への参入障壁となるものではないと考えている」と答えているが、一般電気事業者以外の事業者もそのスマートメーターを使用する可能性があるのか。その場合、そのスマートメーターへの安価なアクセスを保証するためにTCP/IPプロトコルが実装されている必要があると政府は考えないか。そのスマートメーターを一般電気事業者の独自プロトコルで接続したり、一般電気事業者が保有する通信回線で接続することは、参入障壁になる可能性があるかと政府は認識しているか。

右質問する。

内閣衆質一八〇第二〇一 号

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員河野太郎君提出スマートメーターの導入が電力小売事業への参入障壁となる可能性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員河野太郎君提出スマートメーターの導入が電力小売事業への参入障壁と

なる可能性に関する質問に対する答弁書

について

特定規模電気事業者においては、一般電気事業者が設置する御指摘の基本的要件を満たすスマートメーター及び関連の通信システムを通じて、電気の供給を行う上で必要な情報を把握することは可能であると考えている。スマートメーターの通信方式については、需要密度などに応じて地域ごとの設備の状況等も異なるため、何が最適かは一律に決まるものではないと考えているが、一般電気事業者と特定規模電気事業者の間の通信機器等の相互接続性や費用負担の公平性が確保されるものであれば、必ずしも参入障壁となるものではないと考えている。

平成二十四年四月二十日提出
質問 第二〇二号

スマートメーターの仕様決定の在り方に関する質問主意書

提出者 河野 太郎

スマートメーターの仕様決定の在り方に関する質問主意書

「スマートメーター制度検討会」の報告書による「スマートメーターが満たすべき要件」を満たすスマートメーターの仕様は、東京電力及び原子力損害賠償支援機構の二者だけで決めるべきものではなく、幅広い関係者による検討を経て

オープンに決めるべきではないか。
右質問する。

内閣衆質一八〇第二〇二号
平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員河野太郎君提出スマートメーターの仕様決定の在り方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員河野太郎君提出スマートメーターの仕様決定の在り方に関する質問に対する答弁書

について

東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）及び原子力損害賠償支援機構においては、東京電力が導入を検討しているスマートメーターについて、調達コストの抑制と透明性の向上の観点から、国内外の企業に対し、仕様に係る提案を募集し、専門家の意見も聴きつつ検討を行っているところである。

平成二十四年四月二十日提出
質問 第二〇三号

スマートメーターの共通仕様に関する質問主意書

提出者 河野 太郎

スマートメーターの共通仕様に関する質問主意書

スマートメーターは、東京電力が単独で導入するよりも、電力会社共通仕様にしたほうが台数も多くなりコストダウンにもつながると政府

は認識していないか。一般電気事業者がそれぞれスマートメーターを独自仕様で導入すれば、スマートメーターによる事実上の地域独占がおきるという強い懸念に政府はどう答えるか。
右質問する。

内閣衆質一八〇第二〇三号
平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員河野太郎君提出スマートメーターの共通仕様に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員河野太郎君提出スマートメーターの共通仕様に関する質問に対する答弁書

について

一般的には、仕様の共通化により調達コストの抑制が期待されるが、お尋ねの「電力会社共通仕様にしたほうが台数も多くなりコストダウンにもつながる」かどうかについて、一概に答えすることは困難である。また、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）上、一般電気事業者が設置する設備について特定の仕様の採用を義務付けることはできないと考えている。

経済産業省に設置された「スマートメーター制度検討会」においては、電気事業者のみならず、家電メーカー、通信事業者、学識経験者等の参加を得て、将来のより高度化された送配電網も視野に入れた、スマートメーターが満たすべき基本的な要件（以下「基本的要件」という。）について検討を行っている。その結果を平成二十三年二月に取りまとめている。基本的要件を満たすスマートメーターについては、特定規模電気事業者が電気の供給を行う上で必要な機能を備えていると考えており、一般電気事業者が基本的要件を満たすスマートメーターを導入することが必ずしも電力小売事業への参入障壁となるものではないと考えている。なお、東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）及び原子力損害賠償支援機構においては、東京電力が導入を検討しているスマートメーターについて、調達コストの抑制と透明性の向上の観点から、国内外の企業に対し、仕様に係る提案を募集し、専門家の意見も聴きつつ検討を行っているところ、国内外の企業から現時点における様々な提案が寄せられていると聞いている。また、その他の一般電気事業者についても、スマートメーターの導入を検討するに当たっては、国内外の企業に開かれた調達手続をとることが重要であると考えている。

平成二十四年四月二十日提出
質問 第二〇四号

東京電力が導入を検討しているスマートメーターに関する質問主意書

提出者 河野 太郎

東京電力が導入を検討しているスマートメーターに関する質問主意書

今回、東京電力が導入を検討しているスマートメーターについて、調達コストの抑制と透明性の向上の観点から問題が多いと政府は認識しているか。
右質問する。

平成二十四年五月八日 衆議院会議録第十八号

議長 報告

三八

内閣衆議一八〇第二〇四号

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員河野太郎君提出東京電力が導入を検討しているスマートメーターに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員河野太郎君提出東京電力が導入を検討しているスマートメーターに関する質問に対する答弁書

一について

スマートメーターの調達に当たって、御指摘の調達コストの抑制と透明性の向上は重要な観点であると認識しているところ、東京電力株式会社(以下「東京電力」という。)及び原子力損害賠償支援機構(以下「機構」という。)においては、東京電力が導入を検討しているスマートメーターについて、国内外の企業に対し、仕様に係る提案を募集し、専門家の意見も聴きつつ検討を行っているところであり、東京電力及び機構からは、寄せられる全ての提案について、費用対効果や国際標準の動向も踏まえ、通信方式や外部接続性等について、徹底的に検証を行い、その結果を適切に当該仕様へ反映する方針であると聞いている。

平成二十四年四月二十日提出
質問 第二〇五号

スマートメーターに関する再質問主意書

提出者 河野 太郎

スマートメーターに関する再質問主意書

一 検針データを送るだけの端末を繋ぐために、インターネットや携帯電話網を利用するシステムではなく光ファイバーを東京電力が導入するようなことを政府が認めるのはなぜか。なぜ、TCP/IPが実装されないようなスマートメーターが利用されようとしているのか、政府はどう考えているのか。

右質問する。

内閣衆議一八〇第二〇五号

平成二十四年四月二十七日

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員河野太郎君提出スマートメーターに関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員河野太郎君提出スマートメーターに関する再質問に対する答弁書

一について

東京電力株式会社(以下「東京電力」という。)及び原子力損害賠償支援機構(以下「機構」という。)においては、東京電力が導入を検討しているスマートメーターについて、調達コストの抑制と透明性の向上の観点から、国内外の企業に対し、仕様に係る提案を募集し、専門家の意見も聴きつつ検討を行っているところであり、現時点において御指摘のような仕様に決まった事実はないと認識している。東京電力及び機構からは、寄せられる全ての提案について、費用対効果や国際標準の動向も踏まえ、通信方式や外部接続性等について、徹底的に検証を行い、その結果を適切に当該仕様へ反映する方針であると聞いている。

平成二十四年四月二十日提出
質問 第二〇六号

外国産米に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

外国産米に関する質問主意書

東日本大震災や福島第一原子力発電所の事故の影響により、国産米の価格に様々な動きが出てきている。一方、流通や外食産業の分野において、外国産米を取り扱う動きが始まっている。これまでも我が国では消費者の大きな声として、米にかかわらず、値段が少し高くても国内産農産物を購入する声が圧倒的であったが故に、外国産米の動きを注視していくことが極めて重要と考える。

従って、次の事項について質問する。

一 国は流通や外食産業の分野において、直近で外国産米がどのような取り扱いを受けていると分析しているのか。また、どのように評価しているのか、野田内閣の見解如何。

二 国内で取り扱われている外国産米について、価格・食味・安全性・生産国(地域)について、それぞれ国はどのように評価しているのか、野田内閣の見解如何。

三 一及び二に関連し、外国産米の国内における取り扱い状況を踏まえて、国は国内産米に対し、生産者、何よりも消費者の視点に立って何らかの対策を講じる必要があると考えるが、野田内閣の見解如何。

右質問する。

内閣衆議一八〇第二〇六号

平成二十四年四月二十七日

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出外国産米に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出外国産米に関する質問に対する答弁書

一及び二について

外国産米に関しては、ほぼ全量がいわゆるミニマム・アクセス米として輸入されており、このうち、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)第三十一条に規定する方式により政府が買入れ及び売渡しを行ったものについては、売渡しを受けた事業者が、業務用等として販売しているほか、一部の量販店において直接消費者に販売していると承知している。また、同法第三十条に規定する方式により政府が買入れを行ったものについては、政府は、海外への食糧援助に用いるとともに、菓子、みそ等の加工食品向け及び飼料向けとして売渡しを行っているところである。

これらのミニマム・アクセス米は、米国、タイ、中国等から輸入している。平成二十二年度における輸入価格の加重平均は、同法第三十一条に規定する方式により政府が買入れを行ったものについては、米国産うるち精米短粒種で、キログラム当たり百四十三円、中国産うるち精米短粒種で、キログラム当たり百六十三円等となっており、同法第三十条に規定する方式により政府が買入れを行ったものについては、米国産うるち精米中粒種で、キログラム当たり七十九円、タイ産うるち精米長粒種で、キログラム当たり四十九円等となっている。また、外国産米の輸入に当たって、政府として残留農薬等の検査を実施し、その安全性を確保している。なお、外国産米の食味については、必ずしも一様

ではないものと考えられ、政府として一概にお答えすることは困難である。

外国産米をめぐるこのような状況については、引き続き、注視していく必要があると考えている。

三について

外国産米の輸入に関しては、「ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う農業施策に関する基本方針」(平成五年十二月十七日閣議了解)において、「米のミニマム・アクセス導入に伴う転作の強化は行わないこと」としており、現時点においても、この方針は変わらないところである。その上で、今後とも、市場における外国産米の取扱いを注視しつつ、米穀の需給を的確に見通し、安定的な国内生産のための支援策を引き続き講ずることにより、国民への安定供給を確保していく考えである。

平成二十四年四月二十日提出
質問 第二〇七号

厚生年金基金制度の現状と今後の取り扱いに関する質問主意書

提出者 橘 慶一郎

厚生年金基金制度の現状と今後の取り扱いに関する質問主意書

今般のA・I・J投資顧問株式会社の企業年金資産消失問題は、厚生年金基金の積立金不足問題を浮かび上げさせ、厚生年金基金制度の現状と今後の取り扱いについての議論がなされている現状を招いている。ついては、本制度の成り立ち、現状についての厚生労働省の認識及び今後の取り扱いについての内閣の見解について、以下八項目にわたり質問する。

平成二十四年五月八日 衆議院会議録第十八号

議長長の報告

一 昭和四十一年に厚生年金基金制度を発足させた際に、基金独自の上乗せ部分と厚生年金の代行部分を組み合わせた形にしたために、今日、いわゆる「代行割れ」に苦しむ基金が生じている訳だが、当時、本制度を導入し、なおかつ代行部分を設けることとした理由を確認する。

二 厚生年金基金の数は、平成八年度に千八百八十三のピークに達し、加入者数も千二百万人を超えていたが、直近の時点での基金数及び加入者数を伺う。

三 厚生年金基金は、企業が単独で設立したもの(単独設立)、グループ企業体で設立したもの(連合設立)、中小企業が集まって設立したもの(総合設立)の三通りに分類でき、平成八年度には、それぞれ、五百六十二、六百七十八、六百四十三存在したが、直近の時点でのそれぞれの数を伺う。

四 厚生年金基金の運用実績は、最近の金融情勢の激変の影響を受け、利回りが乱高下する状況にあるが、直近十五年間、十年間、五年間のそれぞれについて、平均の年利回り率を伺う。

五 平成十七年度から、積立水準の著しく低い厚生年金基金を厚生労働大臣が指定し、財政の健全化を促しているが、この指定基金の直近の時点での数を伺う。

六 代行部分の給付に必要な最低責任準備金を保有していない「代行割れ基金」の直近の時点での数を伺う。

七 厚生年金基金は、近年、解散が相次ぎ、さらに、代行給付に要する費用に相当する資産を保有していない基金については、当該返還額の分割納付や返還額の特例を設けた「特例解散」制度が平成十七年度から十九年度に続いて、平成二十三年度から設けられている。しかし、総合設

立型の基金の解散の動きは鈍く、特有の困難な事情があるものと推察されるが、厚生労働省の認識を伺う。

八 厚生年金基金制度は、導入当初と社会経済情勢が大きく変化しており、最終的には制度を廃止し、代行部分を切り離し、独自の上乗せ部分についても、確定拠出型の運営に切り替えるべきではないかと考えるが、本制度の今後の取り扱いについて、内閣の見解を伺う。

内閣衆質一八〇第二〇七号

平成二十四年四月二十七日

衆議院議長 横路 孝弘殿

野田 佳彦

衆議院議員橘慶一郎君提出厚生年金基金制度の現状と今後の取り扱いに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員橘慶一郎君提出厚生年金基金制度の現状と今後の取り扱いに関する質問に対する答弁書

について

厚生年金基金制度については、昭和四十年当時普及しつつあった企業年金と、厚生年金の給付及び保険料の引上げ等を内容とする厚生年金保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第四四号。以下「昭和四十年改正法」という。)による改正後の厚生年金保険法(昭和二十九法律第十五号)による厚生年金との機能や負担の競合を調整し、老後の生活保障を企業の協力により一層充実強化することができるよう、昭和四十年改正法により導入され、厚生年金基金(以下「基金」という。)が厚生年金の給付の一部

を代行する代行部分が設けられた。

二について

平成二十四年四月二十三日時点で、基金の数は、五百七十七である。平成二十三年十二月末時点で、基金の加入員の数は、約百四十一万人である。

三について

平成二十四年四月二十三日時点で、単独型の基金(厚生年金保険法第百十條第一項の規定により設立された基金をいう。以下同じ。)の数は三十四であり、連合型の基金(同条第二項の規定により設立された基金のうち、一の設立事業所の事業主が他の設立事業所の事業主と業務、資本金その他について密接な関係を有するものをいう。以下同じ。)の数は四十九であり、総合型の基金(同項の規定により設立された基金のうち、連合型の基金以外のものをいう。以下同じ。)の数は四百九十四である。

四について

「企業年金に関する基礎資料平成十九年十二月」(企業年金連合会編)及び「企業年金に関する基礎資料平成二十三年十二月」(同連合会編)を基に算出したお尋ねの年平均利回りは、平成八年度から平成二十二年までの十五年間が一・一九パーセント、平成二十三年から平成二十二年までの十年間が〇・四二パーセント、平成十八年度から平成二十二年までの五年間がマ・イナス三・三四パーセントである。

五について

お尋ねの数については、平成二十四年四月二十三日時点で、八十一である。

六について

お尋ねの数については、平成二十二年年度末時点で、二百十三である。

七について

お尋ねについては、基金が解散しようとする場合、当該基金の全ての設立事業所の事業主の四分の三以上の同意を得ることを求めているところ、総合型の基金については、単独型の基金や連合型の基金と比べて、より多くの設立事業所の事業主により設立されているため、解散の意思決定に、より多くの時間を要することが一因と考えている。

八について

厚生年金基金制度の今後の在り方については、現在、厚生労働省が開催している「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議」で検討していただいているところであり、政府としては、その結果も踏まえ、検討することとしている。